

第29回山形市子ども・子育て会議

日時:令和7年2月3日(月)

午後2時00分から午後3時30分まで

場所:市役所11階 大会議室

<次 第>

1 開会

2 こども未来部長あいさつ

3 協議

(1) 山形市こども計画の最終案について 資料1(計画本編) 資料2(計画概要版)

(2) 令和7年度 利用定員の変更について 資料3

4 その他

令和7年度の山形市子ども・子育て会議の日程について

・第30回 令和7年10月6日(月) 午後2時

・第31回 令和8年2月16日(月) 午後2時

※日程は変更になる場合があります。

山形市子ども・子育て会議委員名簿

敬称略

No.	推薦団体名等	委員名	役職
1	山形市私立幼稚園・認定こども園保護者会会長会	大場 零美	山形市私立幼稚園・認定こども園保護者会会長会 会長
2	山形市保育園保護者会連絡協議会	在原 智	山形市保育園保護者会連絡協議会 会長
3	山形市PTA連合会	高橋 あゆみ	山形市PTA連合会 母親委員会 委員長
4	山形市子ども会育成連合会	前田 浩一	山形市子ども会育成連合会 副会長
5	東北文教大学	大桃 伸一	東北文教大学 副学長 人間科学部教授
6	山形市小学校長会	佐藤 浩子	山形市立第9小学校 校長
7	山形市民生委員児童委員連合会	佐藤 睦子	山形市民生委員児童委員連合会 児童福祉研究部 部長
8	国立大学法人山形大学	本島 優子	国立大学法人山形大学学術研究院 准教授
9	山形県公認心理師・臨床心理士協会	大沼 美鈴	山形県公認心理師・臨床心理士協会 福祉分野理事
10	認定特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド	野口 比呂美	認定特定非営利活動法人 やまがた育児サークルランド 代表
11	山形市民間立保育園・認定こども園協議会	海和 伸吉	山形市民間立保育園・認定こども園協議会 副会長
12	一般社団法人山形市私立幼稚園・認定こども園協会	原田 久雄	一般社団法人山形市私立幼稚園・認定こども園協会 会長
13	山形市私立保育園連絡協議会	佐藤 一彦	山形市私立保育園連絡協議会 会長
14	山形市家庭的保育者連絡会	深瀬 豊子	山形市家庭的保育者連絡会
15	山形市児童健全育成クラブ連絡会	高橋 公夫	山形市児童健全育成クラブ連絡会 会長
16	山形市学童保育連絡協議会	山川 美江子	山形市学童保育連絡協議会 会長
17	社会福祉法人山形市社会福祉協議会	今野 厚志	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会 会長
18	山形市自治推進委員長連絡協議会	宮舘 照彦	山形市自治推進委員長連絡協議会 会長
19	山形市医師会	中井 伸一	山形市医師会 理事
20	山形商工会議所	山口 範夫	山形商工会議所 常務理事

委員の任期 令和5年12月24日から令和7年12月23日まで(2年間)

案

山形市こども計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

令和7（2025）年3月 策定

山形市

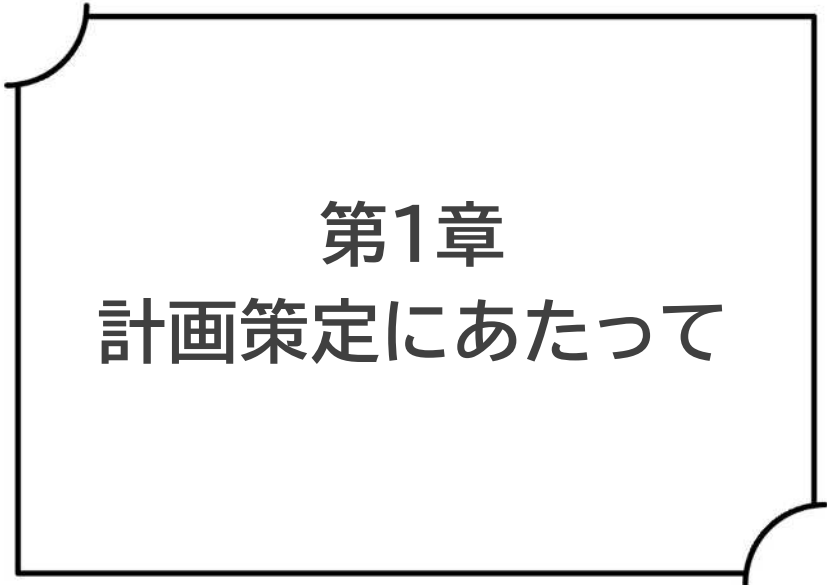
「こども」の表記について

本計画においては、「こども」と表記します。
ただし、法令名、既存の施策・事業名等につきましては、そのままの表記とします。

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の対象	4
第4節 計画の期間	5
第5節 計画の策定体制	5
第2章 こどもと子育て家庭を 取り巻く現状	7
第1節 統計からみる山形市の現状	9
1 本市の人口と世帯の現状	9
2 婚姻・出産、子育て世代の就業の現状	12
3 教育・保育施設の現状	16
4 地域の子育て支援の現状	23
5 児童虐待、生活保護等の現状	24
第2節 アンケート調査からみる山形市の現状	29
1 アンケート調査の実施概要	29
2 就学前児童及び小学生の保護者に対する調査結果	30
3 中学生・高校生に対する調査結果	39
4 20・30代の市民に対する調査結果	45
5 子どもの生活実態調査結果（山形県子どもの生活実態調査より山形市分を抜粋）	51
第3節 第二期山形市子ども・子育て支援事業計画の評価	59
1 子ども・子育て支援事業に係る数値目標の達成状況	59
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実績及び点検・評価	64
第3章 計画の基本的な考え方	73
第1節 基本理念	75
第2節 計画を策定するための基本的な視点	75
第3節 基本目標	76
第4節 施策体系	77
第4章 施策の展開	79
基本目標1 こども・若者の意見や権利を尊重し、健やかに 成長するまちづくり	81
基本施策(1) こども・若者の意見・権利の尊重	81
基本施策(2) 郷土への愛着と誇りを育む機会の創出	83
基本施策(3) こども・若者の健全な成長に向けた支援	84
基本施策(4) 安心して学び過ごせるこどもの居場所づくり	85
基本施策(5) インクルージョンの推進	86
基本目標2 こども・若者が夢と希望を叶えるまちづくり	87

基本施策(1) 多様な体験機会の創出・活躍促進	87
基本施策(2) 若者の就労支援	88
基本施策(3) 結婚・新生活の支援	89
基本目標3 安心して子どもを生み育てられるまちづくり	90
基本施策(1) 妊娠・出産の希望の実現に向けた支援	91
基本施策(2) 妊娠前から妊娠期・出産・子育て期までの切れ目のない支援	92
基本施策(3) 多様な教育・保育サービスの充実	95
基本施策(4) 適切な学校教育環境の整備	99
基本施策(5) 子育て家庭の経済的な負担の軽減	101
基本施策(6) 配慮が必要な児童・生徒への支援	103
基本目標4 困難を有する子ども・若者とその家族が適切な 支援を受けられるまちづくり	105
基本施策(1) こどもの貧困対策の推進	105
基本施策(2) ひとり親家庭への支援	107
基本施策(3) こどもの虐待の防止	109
基本施策(4) 社会的養護等を必要とする子ども・若者への支援	110
基本施策(5) 社会生活に困難を抱える子ども・若者とその家族への支援	111
基本目標5 子ども・若者、子育て当事者を支えるまちづくり	112
基本施策(1) 共働き・共育ての支援	112
基本施策(2) 女性の就労促進・就労継続・活躍支援	114
基本施策(3) 地域で支える子育て支援	115
基本施策(4) 学校・地域・家庭の連携・協働による教育の展開	116
基本施策(5) 安全・安心に生活できる環境づくり	118
基本施策(6) 快適で暮らしやすい環境の整備	119
第5章 量の見込みと サービス提供量の確保	123
1 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方	125
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供量	128
3 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の推進に関する体制の確保	139
第6章 計画の推進	141
1 施策を推進するための視点(横ぐし)	143
2 計画の進捗管理	143
資料編	145
1 山形市子ども・子育て会議	147
2 量の見込みの推計方法	150
3 本計画で使用する用語の定義	160
4 計画策定の経過	164



第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

本市では、国の少子化対策と連動し、平成15(2003)年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「山形市次世代育成支援対策行動計画(前期計画)(後期計画)」を策定し、地域における子育て支援やこどもの心身の健やかな成長に資する環境整備などに努めてきました。

平成24(2012)年には、子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」等)が成立し、平成27(2015)年度から質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡充、地域における子育て支援の充実に向けた取組を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

この子ども・子育て支援法に基づき、平成27(2015)年3月に「山形市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第一期計画」という。)を、令和2(2020)年3月に「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第二期計画」という。)を策定し、こども一人ひとりが健やかに成長することができる社会の実現、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、次世代育成支援行動計画を合わせた形で、子ども・子育て支援施策を推進してきました。

さらに、平成26(2014)年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、令和2(2020)年9月に「山形市子どもの貧困対策に係る計画」(以下、「貧困対策計画」という。)を策定し、子どもが生まれ育った環境によって左右されることのないよう、多方面と連携した子どもの貧困対策を推進してきました。

しかし、全国的に少子化の流れは留まることなく進行し、児童虐待の通報の増加、いじめ、自殺、不登校の深刻化など、こどもが生きづらい状況となっています。

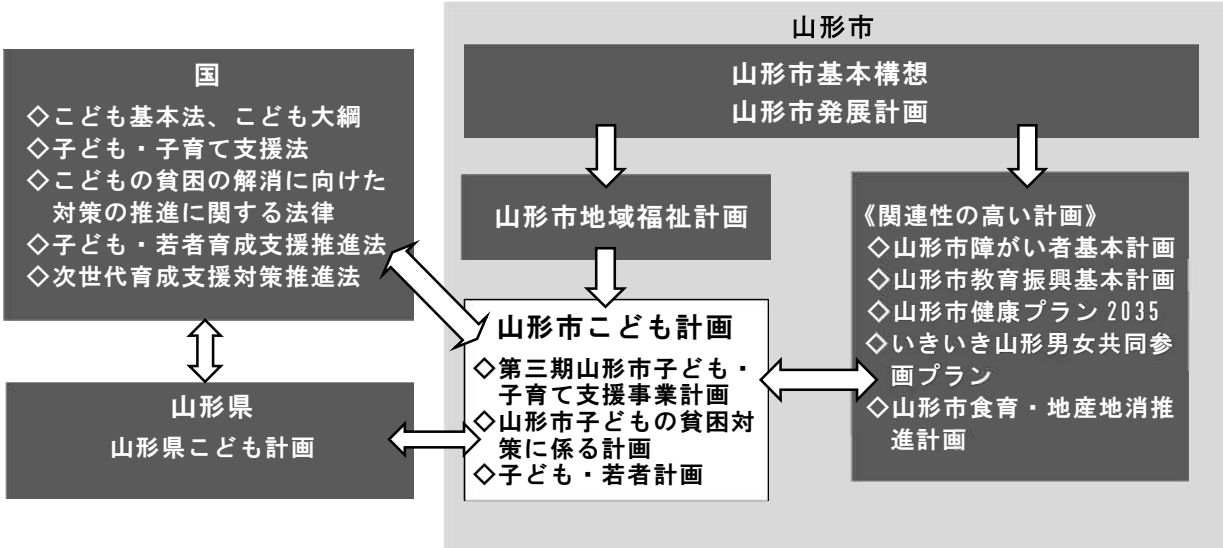
こうした中、令和4(2022)年6月に、全てのこどもや若者が将来にわたって、幸せな生活を送ることができる社会を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とする「こども基本法」が成立し、令和5(2023)年12月には、同法に基づき、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども基本法では、市は「こども大綱」及び「県こども計画」を勘案して「市こども計画」の作成に努めることとされており、「市こども計画」では、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(令和6(2024)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、法律名が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から変更となった。)に基づく計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画等を一体的に策定することができるものとされています。

そこで、第二期計画が、令和6(2024)年度をもって計画期間が満了となることや、近年のこどもを取り巻く環境の変化、こども家庭庁の設置など国の動向等を踏まえ、こども施策を総合的に推進するため、こども基本法の考え方に基づき、子ども・子育て支援事業計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する計画、そして新たに策定する子ども・若者計画を一体化した「山形市こども計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの基本的な方向を定める「山形市基本構想」及び「山形市発展計画」を最上位計画と位置づけ、福祉分野においては「山形市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する個別計画との整合を図りながら、「こども大綱」及び「山形県こども計画」を勘案し、策定するものです。



第3節 計画の対象

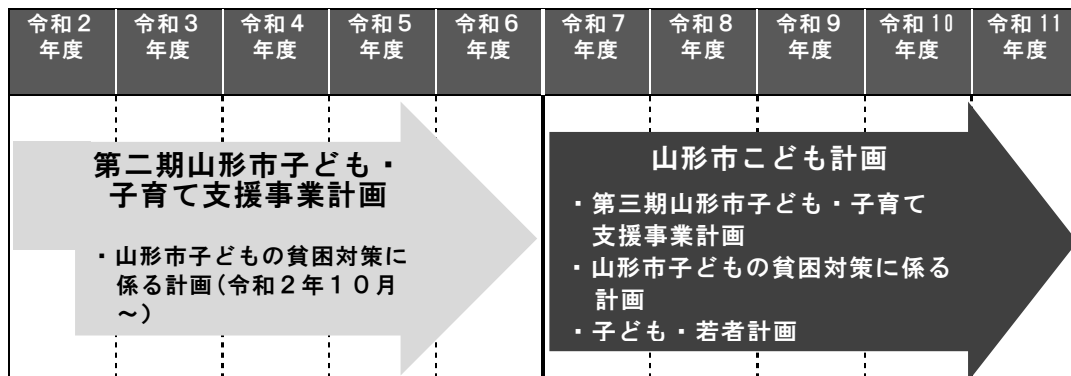
本計画は、全てのこども及び若者、子育て家庭（妊娠・出産期を含みます。）を主たる対象とします。

	0歳	12歳	18歳	30歳
こども				
若者				

※若者は、中学生からおおむね30歳までとし、施策によっては39歳までを含みます。

第4節 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。



第5節 計画の策定体制

(1) アンケート調査

本計画策定の基礎的資料とするため、就学前児童の保護者や小学生の保護者、中学生・高校生本人や20・30代の市民を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 発展計画2030を踏まえた施策及び具体的取組の検討

発展計画2030では、様々な課題が顕在化される令和22(2040)年の本市のあるべき姿を描き、今後5年間で取り組むべき施策を検討するバックカスティングの視点により計画を策定しています。

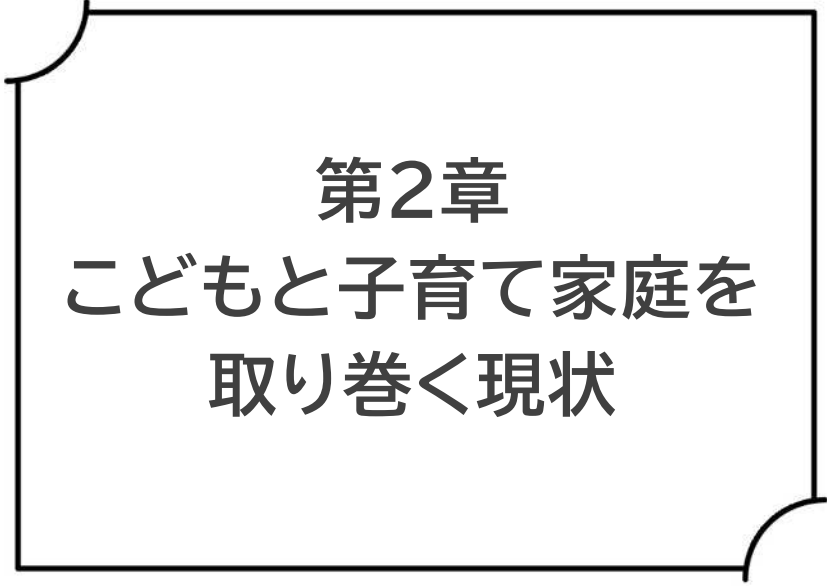
今後、生産年齢人口の減少や少子化が加速することによる働き世代・子育て世代の負担増、家族の在り方の多様化による悩みの複雑化といった課題が想定されます。これらの状況を踏まえ、本計画においても、バックカスティングの手法により策定した発展計画と整合性を図りながら、妊娠前から子育て期まで切れ目なく、安心して子育てができる環境づくりに資する施策及び具体的取組を検討しました。

(3) 山形市子ども・子育て会議

本計画策定にあたり、こどもの保護者、幼稚園や保育所及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者によって構成された「山形市子ども・子育て会議」を開催し、意見の収集、内容等の検討を行いました。

(4) 庁内組織

本計画策定にあたり、子育てに関連する庁内関係部課等で構成する関係部課長会議を設置して関係各部課との連携を強化し、計画の策定・検討を進めました。



第2章 こどもと子育て家庭を 取り巻く現状

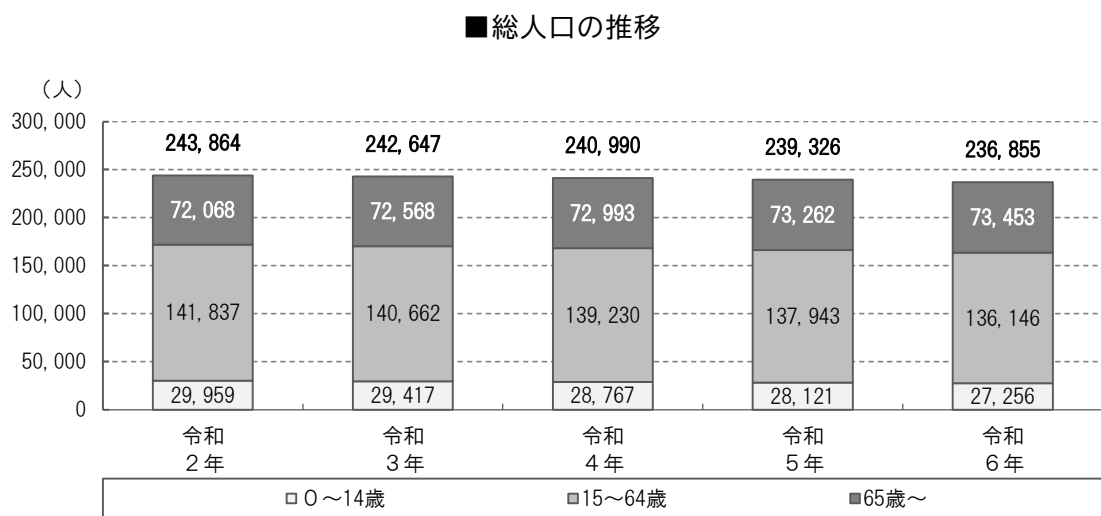
第1節 統計からみる山形市の現状

1 本市の人口と世帯の現状

(1) 総人口とこども人口の現状

① 総人口の推移

総人口は減少傾向にあり、年少人口(0～14歳)・生産年齢人口(15～64歳)が減少しています。一方で、老年人口(65歳～)は増加しており、少子高齢化が進行している状況となっています。



<資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）>

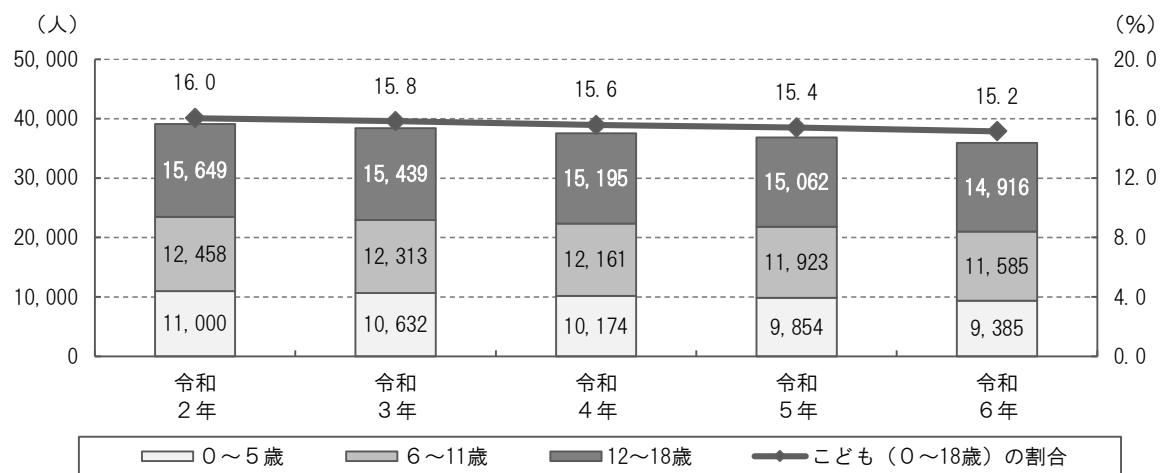
②子ども人口の推移

総人口に占める子ども(0～18歳)の割合は減少傾向となっており、令和2(2020)年から令和6(2024)年の5年間で、0～5歳は1,615人減、6～11歳は873人減、12～18歳は733人減となっています。

0～5歳について各歳別にみると、いずれの歳においても減少している状況となっています。

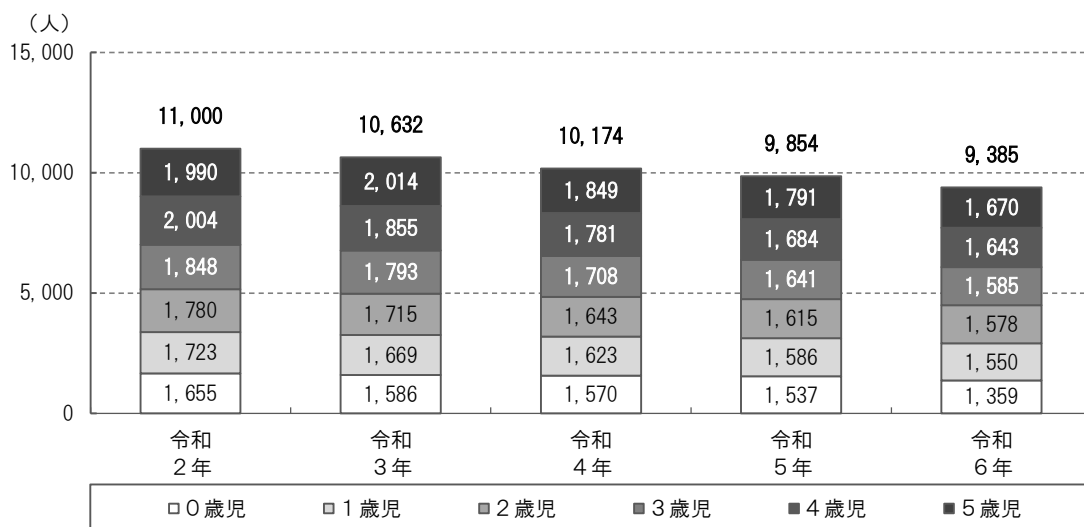
■子ども人口の推移

【0～18歳のこどもの推移】



※子ども(0～18歳)の割合は総人口に占めるこどもの割合

【0～5歳のこどもの推移(各歳別)】



<資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)>

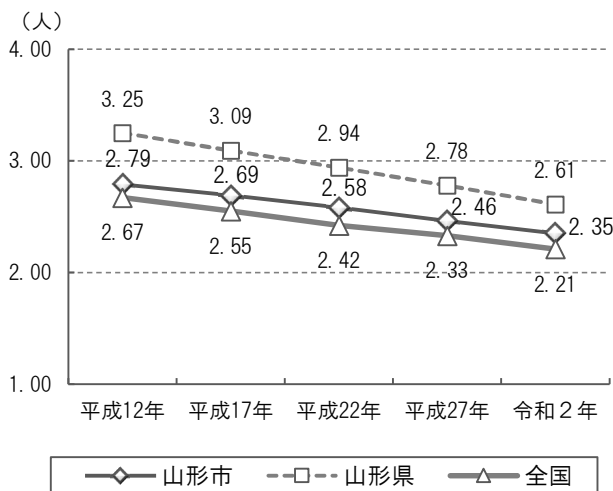
(2)世帯の現状

令和2(2020)年の一般世帯数は102,101世帯で、平成27(2015)年から1,980世帯増加しています。一方で、一世帯あたり人員、三世帯同居率は、全国、県と同様に減少傾向にあり、核家族化の進行が伺えます。

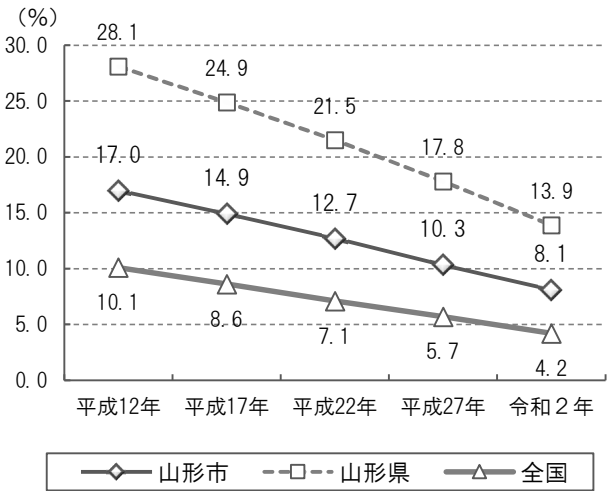
■一世帯あたり人員、三世帯同居率

			平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数（世帯）			89,854	93,174	96,425	100,121	102,101
一般世帯人員（人）			251,125	250,445	248,406	246,769	240,434
一世帯あたり 人員（人）	山形市	2.79	2.69	2.58	2.46	2.35	
	山形県	3.25	3.09	2.94	2.78	2.61	
	全国	2.67	2.55	2.42	2.33	2.21	
三世帯同居世帯数（世帯）			15,309	13,856	12,222	10,318	8,273
三世帯同居率 （％）	山形市	17.0	14.9	12.7	10.3	8.1	
	山形県	28.1	24.9	21.5	17.8	13.9	
	全国	10.1	8.6	7.1	5.7	4.2	

【一世帯あたり人員】



【三世帯同居率】



<資料：国勢調査（各年10月1日現在）>

※三世帯同居率は三世帯同居の世帯数を一般世帯数で割ったもの。

2 婚姻・出産、子育て世代の就業の現状

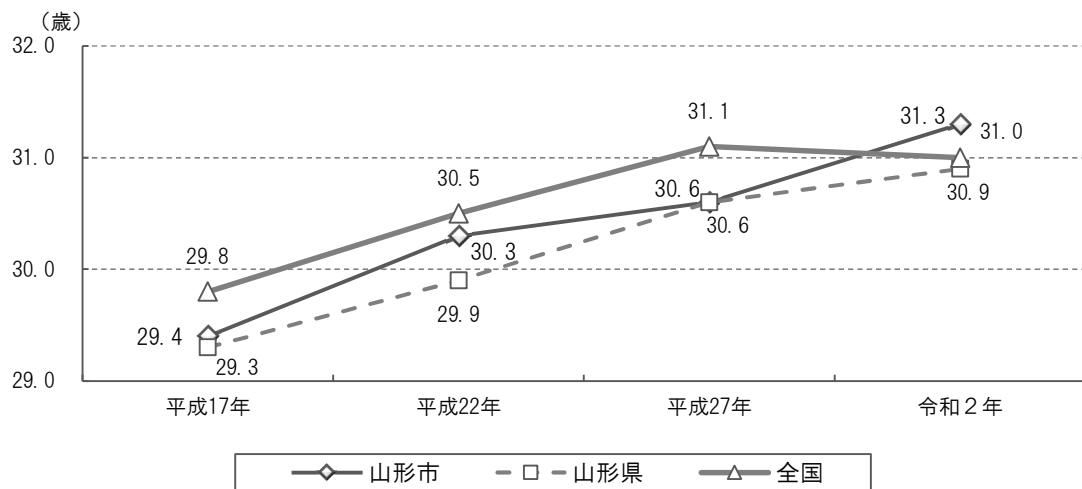
(1) 婚姻の現状

① 平均初婚年齢の推移

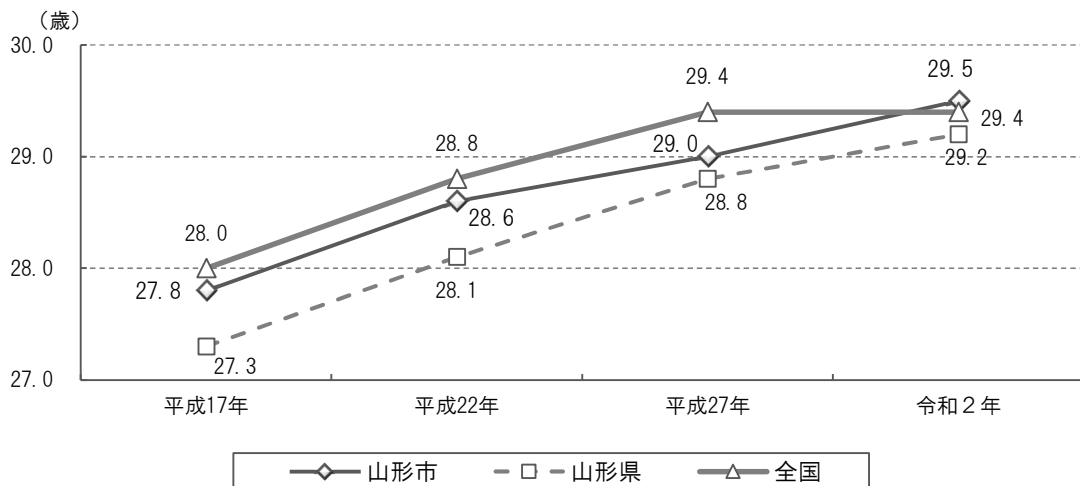
平均初婚年齢は、男女ともに全国、県と同様に上昇傾向となっています。令和2(2020)年では、全国、県を上回り、男性は31.3歳、女性は29.5歳と、晩婚化が進行しています。

■ 平均初婚年齢の推移

【男性の平均初婚年齢の推移】



【女性の平均初婚年齢の推移】



< 資料：人口動態統計、山形県保健福祉統計年報 >

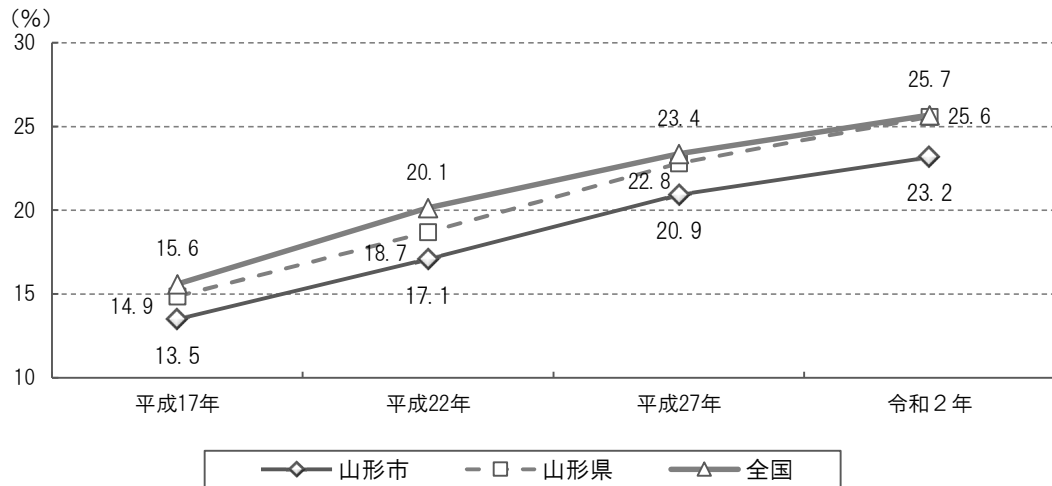
②生涯未婚率の推移

生涯未婚率は、男性は全国、県を下回っているものの、上昇傾向にあり、令和2(2020)年では、23.2%となっています。女性は県を上回って推移しており、令和2(2020)年では、14.9%となっています。

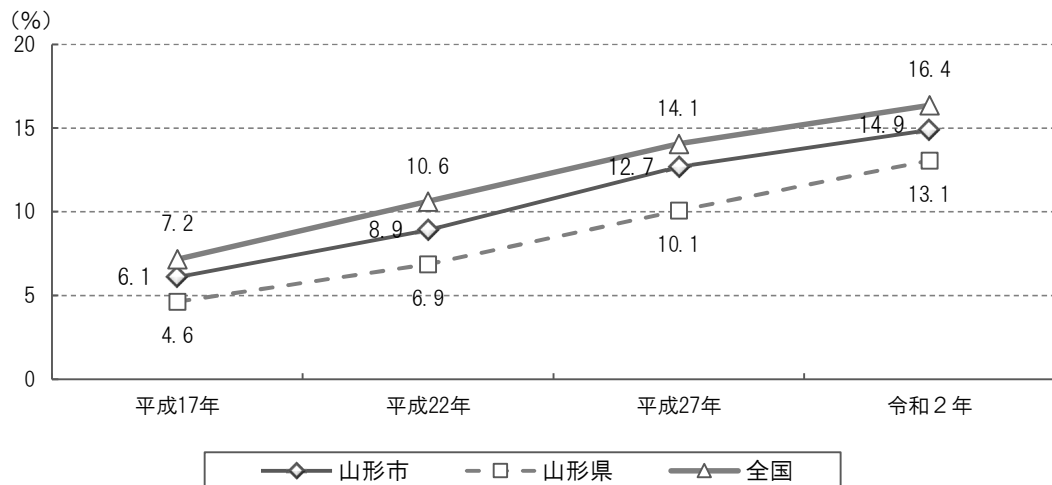
生涯未婚の傾向は、男性の方が高くなっています。

■生涯未婚率の推移

【男性の生涯未婚率の推移】



【女性の生涯未婚率の推移】



<資料：国勢調査（各年10月1日現在）>

※生涯未婚率は45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値

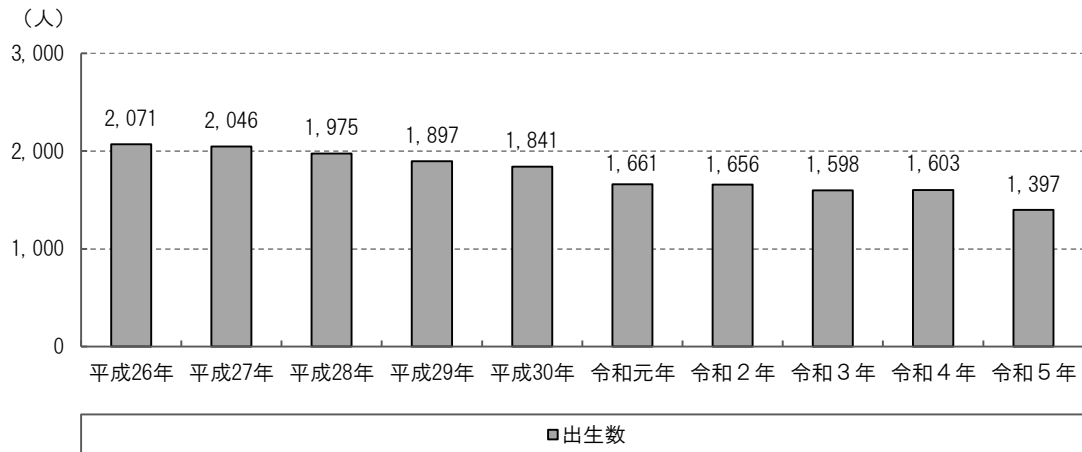
(2) 出生数・合計特殊出生率の現状

出生数は、減少傾向にあり、令和 5(2023)年では 1,397 人となっています。

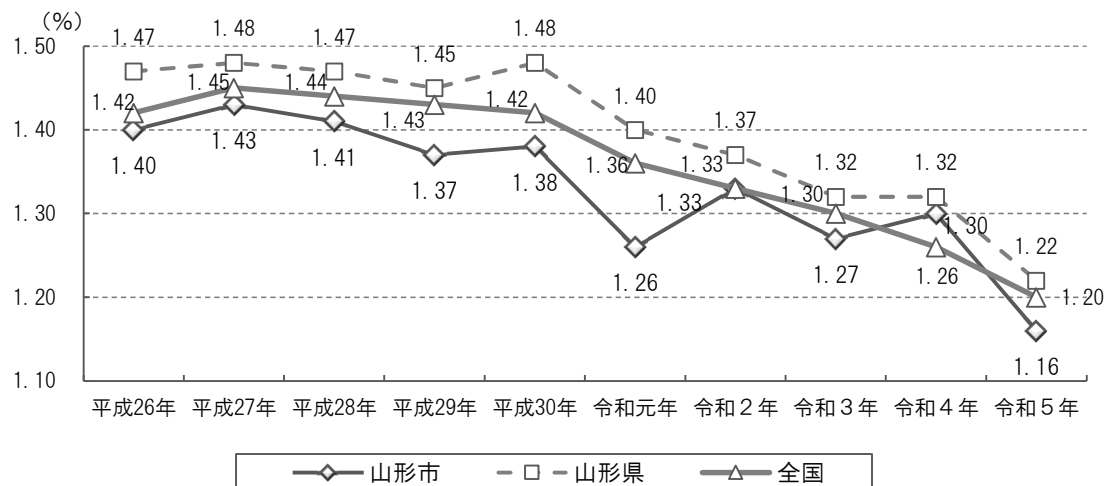
合計特殊出生率は、全国、県を下回り、令和 5(2023)年では、1.16 となっています。

■ 出生数、合計特殊出生率の推移

【出生数の推移】



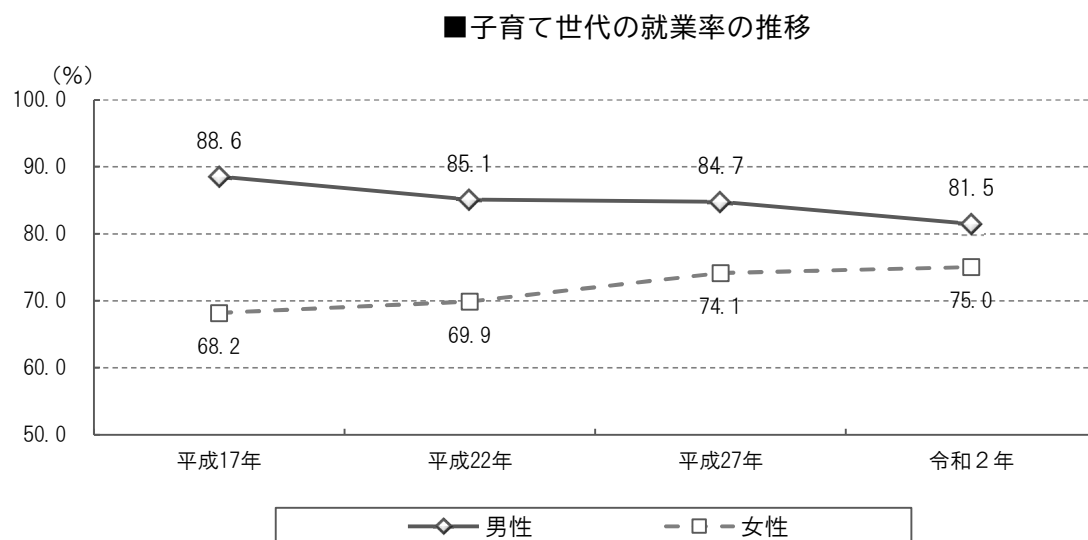
【合計特殊出生率の推移】



< 資料：山形市企画調整部企画調整課 >

(3)子育て世代の就業の現状

子育て世代の就業率は、男性は 80 % 台で推移しており、女性は平成 27(2015)年以降、70 % 台で推移しています。



<資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）>

※子育て世代の就業率は 25～44 歳人口における就業者数の割合

3 教育・保育施設の現状

(1)待機児童の現状

待機児童数は、平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度にかけて、増加傾向にありましたが、待機児童対策を講じ、令和2(2020)年度以降、待機児童はゼロとなっています。

■待機児童数の推移

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
1 歳	0	0	4	18	35	0	0	0	0	0
2 歳	0	0	0	6	2	0	0	0	0	0
3 歳	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0
4 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	4	27	39	0	0	0	0	0

<資料：山形市こども未来部保育育成課（各年度4月1日現在）>

(2)認可保育所等の現状

①認可保育所・認定こども園(2・3号認定)の施設数、定員数・入所者数の推移

認可保育所・認定こども園(2・3号認定)の入所者数は、令和2(2020)年度までは増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の流行等により減少に転じ、令和6(2024)年度は5,535人となっています。

■認可保育所(市立保育所、認定こども園を含む)の施設数、定員数・入所者数の推移

【施設数】

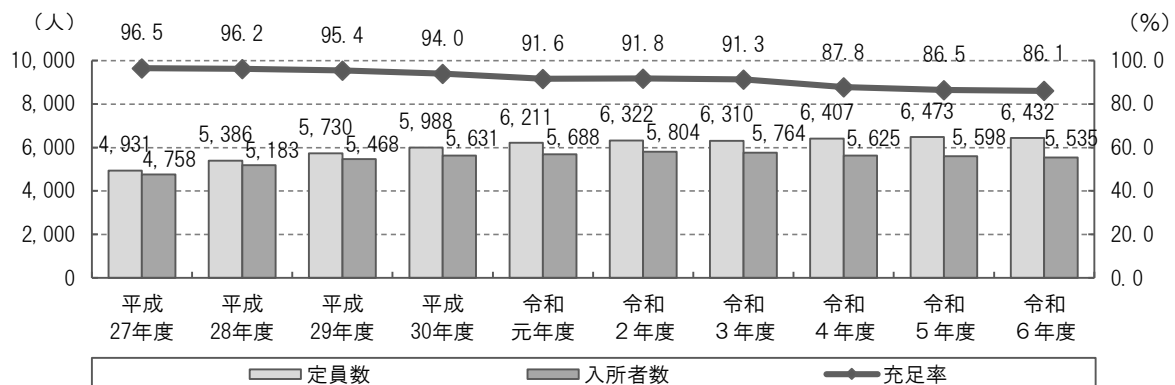
単位：施設

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数	53	60	64	66	69	69	70	71	72	72
認可保育所	44	49	51	48	47	45	42	41	41	40
認定こども園	9	11	13	18	22	24	28	30	31	32

【定員数・入所者数】

単位：人、%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①定員数	4,931	5,386	5,730	5,988	6,211	6,322	6,310	6,407	6,473	6,432
認可保育所	4,192	4,522	4,701	4,364	4,217	4,146	3,844	3,728	3,734	3,584
認定こども園	739	864	1,029	1,624	1,994	2,176	2,466	2,679	2,739	2,848
②入所者数	4,758	5,183	5,468	5,631	5,688	5,804	5,764	5,625	5,598	5,535
認可保育所	4,181	4,456	4,601	4,147	3,933	3,803	3,428	3,146	3,090	2,910
認定こども園	577	727	867	1,484	1,755	2,001	2,336	2,479	2,508	2,625
充足率 (②÷①)	96.5	96.2	95.4	94.0	91.6	91.8	91.3	87.8	86.5	86.1



<資料：山形市こども未来部保育育成課(各年度4月1日現在)>

②地域型保育の施設数、定員数・入所者数の推移

地域型保育施設の入所者数は、令和元（2019）年度以降、減少傾向となっており、令和6（2024）年度では、150人前後で推移しています。

■地域型保育の施設数、定員・入所者数の推移

【施設数】

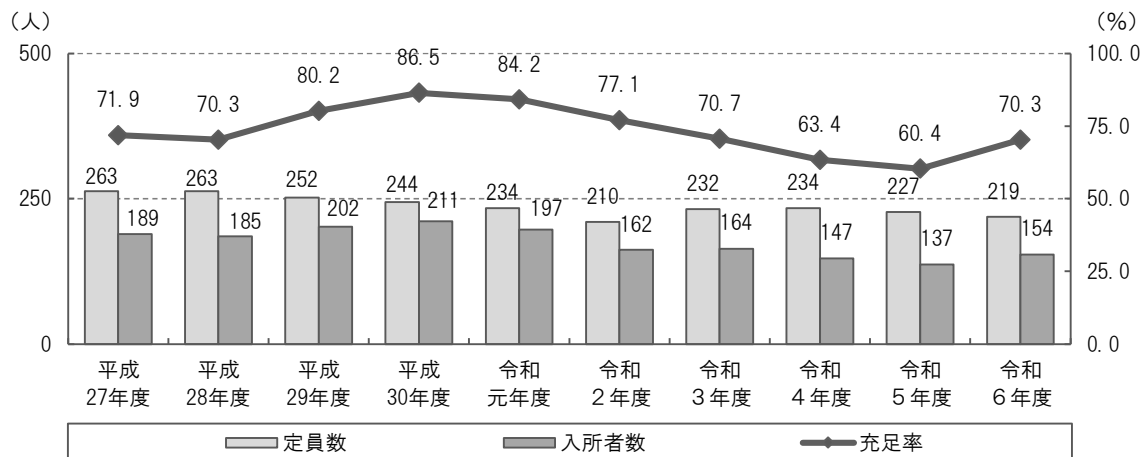
単位：施設

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数	30	30	30	29	27	25	26	25	25	24
小規模保育事業	10	10	10	9	9	8	9	9	9	9
家庭的保育事業	20	20	20	20	18	17	17	16	16	15

【定員数・入所者数】

単位：人、%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①定員数	263	263	252	244	234	210	232	234	227	219
小規模保育事業	165	165	154	146	146	127	149	156	149	146
家庭的保育事業	98	98	98	98	88	83	83	78	78	73
②入所者数	189	185	202	211	197	162	164	147	137	154
小規模保育事業	108	111	114	119	118	94	102	93	84	95
家庭的保育事業	81	74	88	92	79	68	62	54	53	59
充足率 (②÷①)	71.9	70.3	80.2	86.5	84.2	77.1	70.7	63.4	60.4	70.3



<資料：山形市こども未来部保育育成課（各年度4月1日現在）>

(3)市立保育所の現状

①市立保育所の施設数、定員数・入所者数の推移

市立保育所の入所者数は、平成29(2017)年度以降、減少傾向となっており、700人前後で推移しています。

■市立保育所の施設数、定員数・入所者数の推移

【施設数】

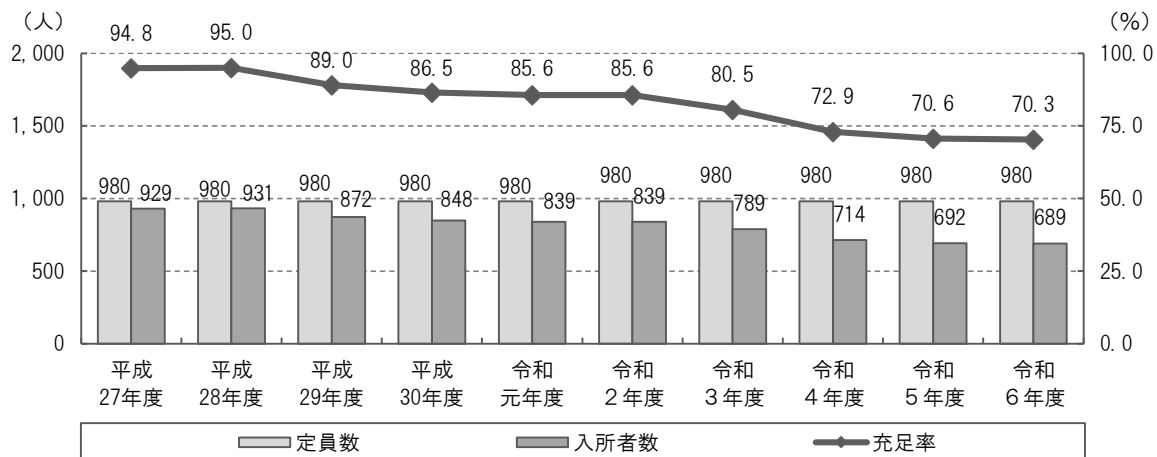
単位：施設

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

【定員数・入所者数】

単位：人、%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①定員数	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980
②入所者数	929	931	872	848	839	839	789	714	692	689
充足率 (②÷①)	94.8	95.0	89.0	86.5	85.6	85.6	80.5	72.9	70.6	70.3



<資料：山形市こども未来部保育育成課（各年度4月1日現在）>

(4)幼稚園等の現状

私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度における施設型給付への移行や、教育・保育を一体的に提供できる認定こども園への移行が進んでいます。在園児数は、年々減少傾向となっており、令和6(2024)年度では、平成27年度の半分以上の1,261人となっています。

■幼稚園・認定こども園（1号認定）の施設数、定員数・在園児数の推移

【施設数】

単位：施設

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数	25	26	27	30	32	33	37	38	38	38

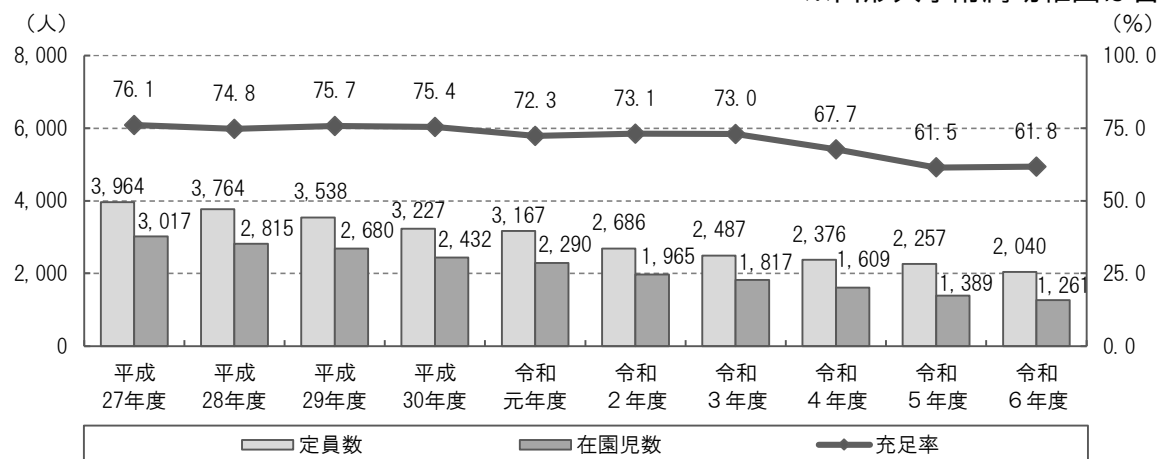
※うち31園が認定こども園（令和6年度現在）

【定員数・在園児数】

単位：人、%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①定員数	3,964	3,764	3,538	3,227	3,167	2,686	2,487	2,376	2,257	2,040
②在園児数	3,017	2,815	2,680	2,432	2,290	1,965	1,817	1,609	1,389	1,261
充足率 (②÷①)	76.1	74.8	75.7	75.4	72.3	73.1	73.0	67.7	61.5	61.8

※山形大学附属幼稚園は含まず



【参考：山形大学附属幼稚園定員数・在園児数】

単位：人、%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①定員数	102	102	102	102	102	102	102	102	92	82
②在園児数	100	96	99	99	97	79	75	63	70	62
充足率 (②÷①)	98.0	94.1	97.0	97.0	95.0	77.4	73.5	61.7	76.0	75.6

<資料：山形市こども未来部保育育成課（各年度5月1日現在）>

(5)認可外保育施設の現状

①認可外保育施設の施設数、定員数・入所者数の推移

認可外保育施設の入所者数は、増減を繰り返しており、600人前後で推移しています。

■認可外保育施設の施設数、定員数・入所者数の推移

【施設数】

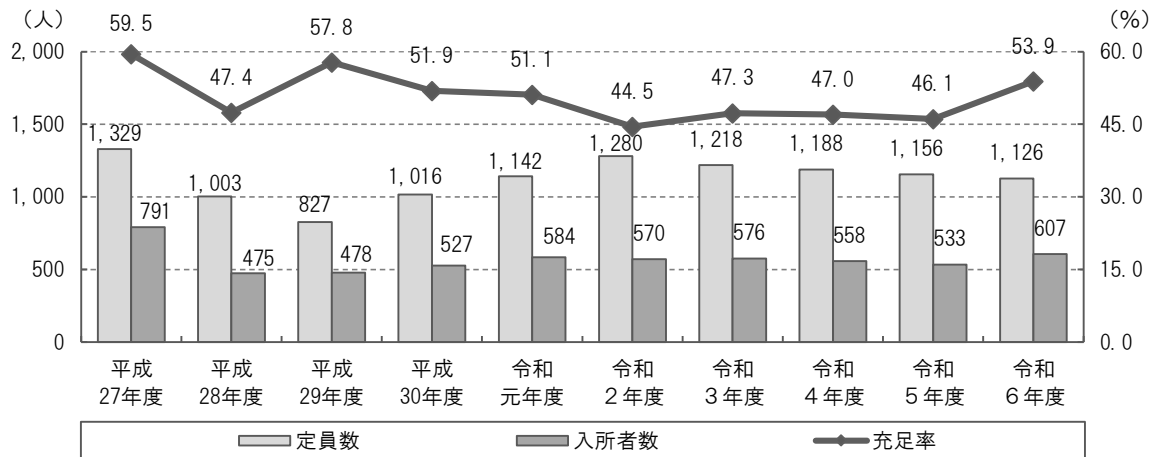
単位：施設

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数	34	31	30	30	32	35	34	34	30	32

【定員数・入所者数】

単位：人、%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①定員数	1,329	1,003	827	1,016	1,142	1,280	1,218	1,188	1,156	1,126
②入所者数	791	475	478	527	584	570	576	558	533	607
充足率 (②÷①)	59.5	47.4	57.8	51.9	51.1	44.5	47.3	47.0	46.1	53.9



<資料：山形市こども未来部こども未来課指導監査室（各年度5月1日現在）>

②認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設の施設数、定員数・入所者数の推移

認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設の入所者数は、増加傾向にあり、令和6(2024)年度は、400人を超えています。

■認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設の施設数、定員数・入所者数の推移

【施設数】

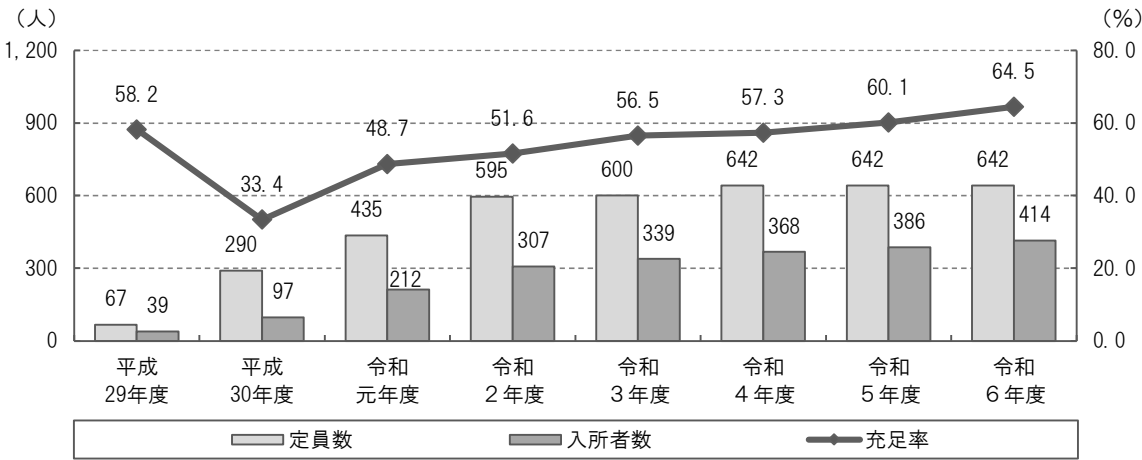
単位：施設

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数	3	6	9	11	11	13	13	13

【定員数・入所者数】

単位：人、%

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①定員数	67	290	435	595	600	642	642	642
②入所者数	39	97	212	307	339	368	386	414
充足率 (②÷①)	58.2	33.4	48.7	51.6	56.5	57.3	60.1	64.5



<資料：山形市こども未来部こども未来課指導監査室（各年度5月1日現在）>

4 地域の子育て支援の現状

(1)放課後児童クラブ等の現状

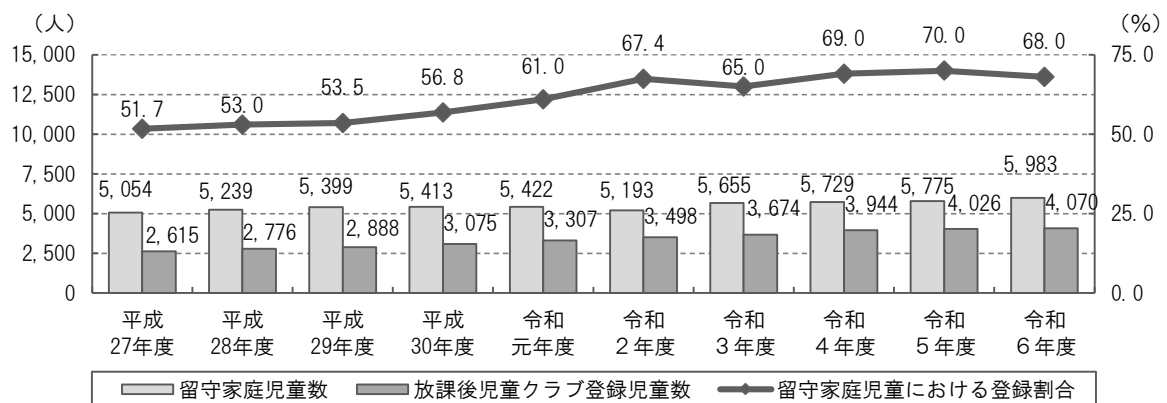
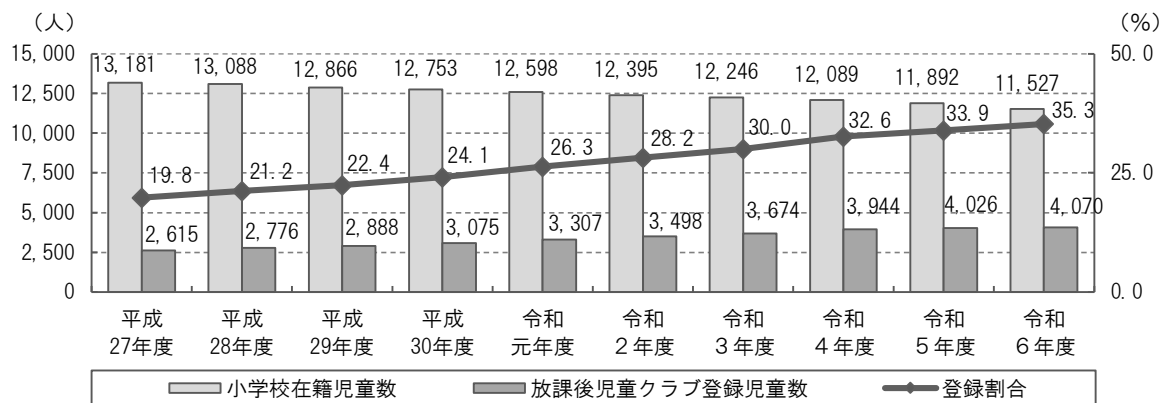
小学校在籍児童数に対する放課後児童クラブ登録児童数の割合は、増加傾向にあり、令和6(2024)年度には、35.3%となっています。

また、留守家庭児童の登録割合は、70%前後となっています。

■小学校在籍児童数（うち留守家庭児童数）、放課後児童クラブ登録児童数の推移

単位：人、%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①小学校在籍児童数	13,181	13,088	12,866	12,753	12,598	12,395	12,246	12,089	11,892	11,527
②留守家庭児童数	5,054	5,239	5,399	5,413	5,422	5,193	5,655	5,729	5,775	5,983
③放課後児童クラブ登録児童数	2,615	2,776	2,888	3,075	3,307	3,498	3,674	3,944	4,026	4,070
登録割合 (③÷①)	19.8	21.2	22.4	24.1	26.3	28.2	30.0	32.6	33.9	35.3
留守家庭児童 における 登録割合 (③÷②)	51.7	53.0	53.5	56.8	61.0	67.4	65.0	69.0	70.0	68.0



<資料：山形市こども未来部保育育成課 各年度5月1日現在>

5 児童虐待、生活保護等の現状

(1) 児童虐待等の現状

① 児童相談件数の推移

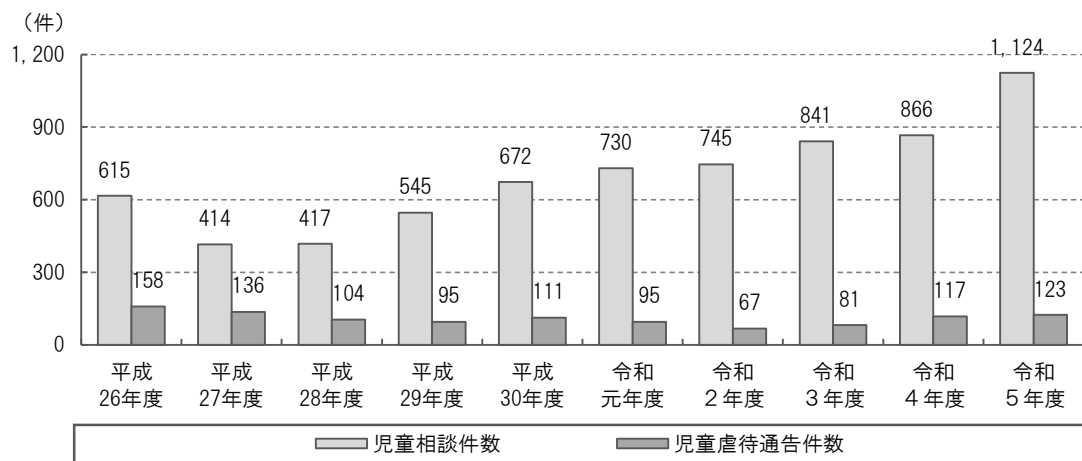
児童相談件数は、平成28(2016)年度以降、増加傾向となっており、令和5(2023)年度は1,000件を超えています。

児童相談件数のうち、児童虐待通告件数は、増減を繰り返しており、令和5(2023)年度では123件となっています。

■ 児童相談件数の推移

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童相談 件数※1	615	414	417	545	672	730	745	841	866	1,124
児童虐待 通告件数 ※2	158	136	104	95	111	95	67	81	117	123



<資料：山形市こども未来部こども家庭支援課>

※1：山形市での受付件数（児童相談所含まず）

※2：山形市と児童相談所（山形市分）を併せた件数

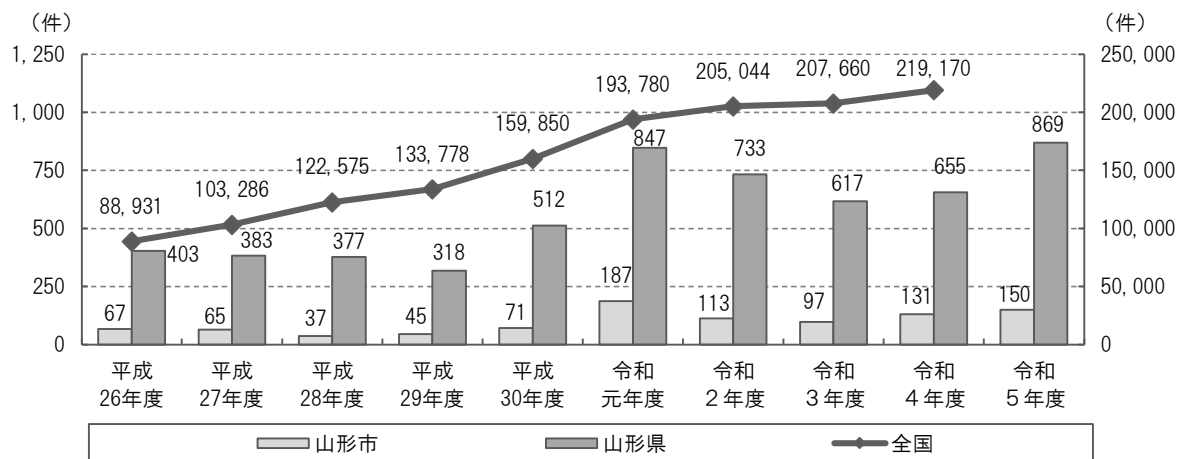
②児童虐待認定件数の推移

児童虐待の認定件数は、全国では増加傾向となっています。県及び本市は、平成29(2017)年度から令和元(2019)年度にかけて増加し、一時は減少したものの、令和4(2020)年度以降、再び増加に転じ、令和5(2023)年度では、県は869件、本市は150件となっています。

■児童虐待認定件数の推移

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
山形市	67	65	37	45	71	187	113	97	131	150
山形県	403	383	377	318	512	847	733	617	655	869
全国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850	193,780	205,044	207,660	219,170	



<資料：山形市こども未来部こども家庭支援課>

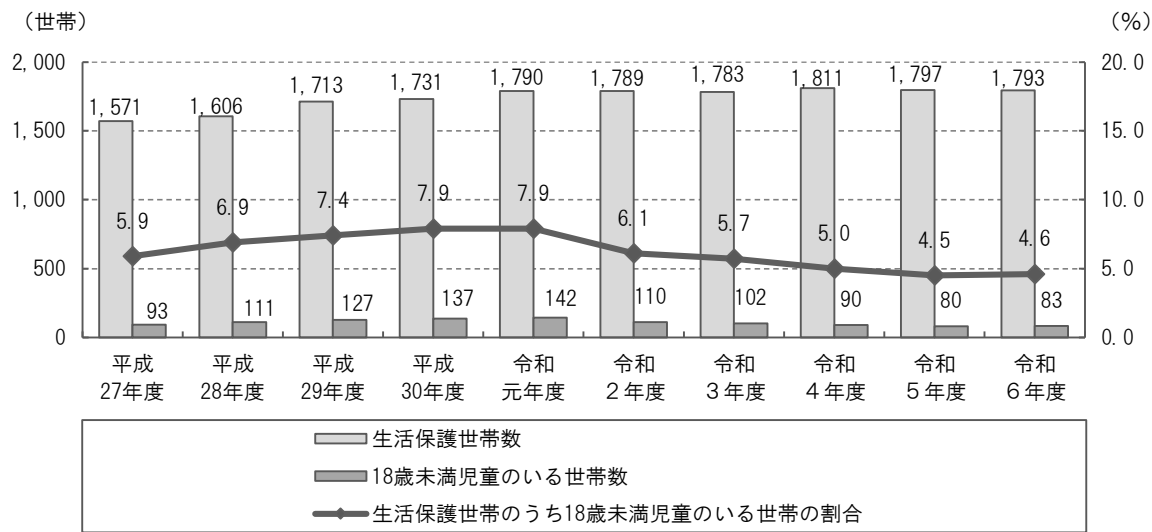
(2)生活保護世帯の現状

生活保護世帯数は、令和元(2019)年度以降、1,800世帯前後で推移しています。生活保護世帯のうち18歳未満児童のいる世帯の割合は減少傾向となっており、令和6(2024)年度では4.6%、世帯数は83世帯となっています。

■生活保護世帯数、生活保護世帯のうち18歳未満児童のいる世帯数の推移

単位：世帯、%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①生活保護 世帯数	1,571	1,606	1,713	1,731	1,790	1,789	1,783	1,811	1,797	1,793
②うち 18歳未満 児童の いる 世帯数	93	111	127	137	142	110	102	90	80	83
生活保護 世帯のうち 18歳未満 児童のいる 世帯の割合 (②÷①)	5.9	6.9	7.4	7.9	7.9	6.1	5.7	5.0	4.5	4.6



〈資料：山形市福祉推進部生活福祉課生活支援室資料
(各年年度末時点、令和6年度4月末時点)〉

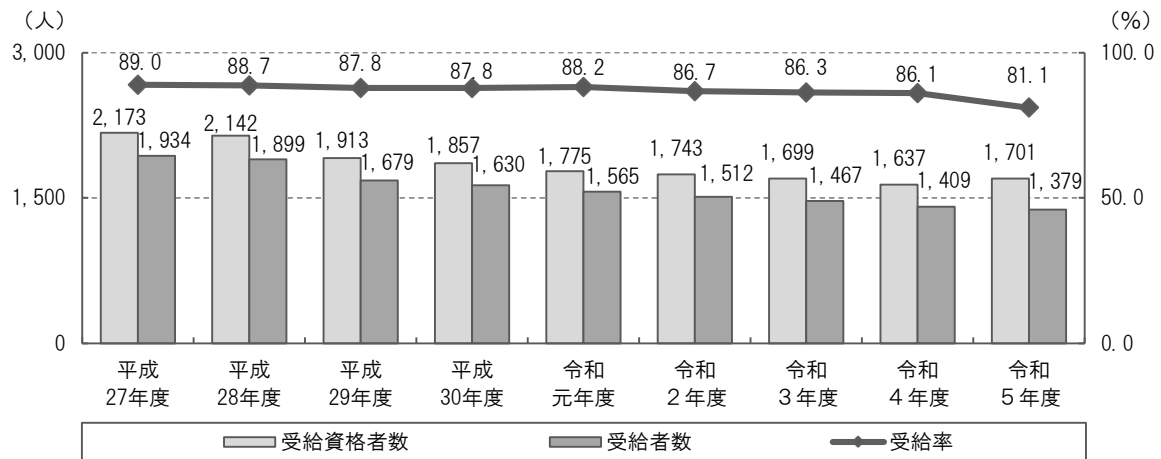
(3) 児童扶養手当受給者の現状

児童扶養手当の受給資格者数及び受給者数は、減少傾向となっており、令和5(2023)年度の受給率は81.1%となっています。

■ 児童扶養手当受給資格者数、うち受給者数の推移

単位：人、%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
① 受給資格者数	2,173	2,142	1,913	1,857	1,775	1,743	1,699	1,637	1,701
② 受給者数	1,934	1,899	1,679	1,630	1,565	1,512	1,467	1,409	1,379
受給率 (②÷①)	89.0	88.7	87.8	87.8	88.2	86.7	86.3	86.1	81.1



<資料：山形市こども未来部こども家庭支援課資料（各年年度末時点）>

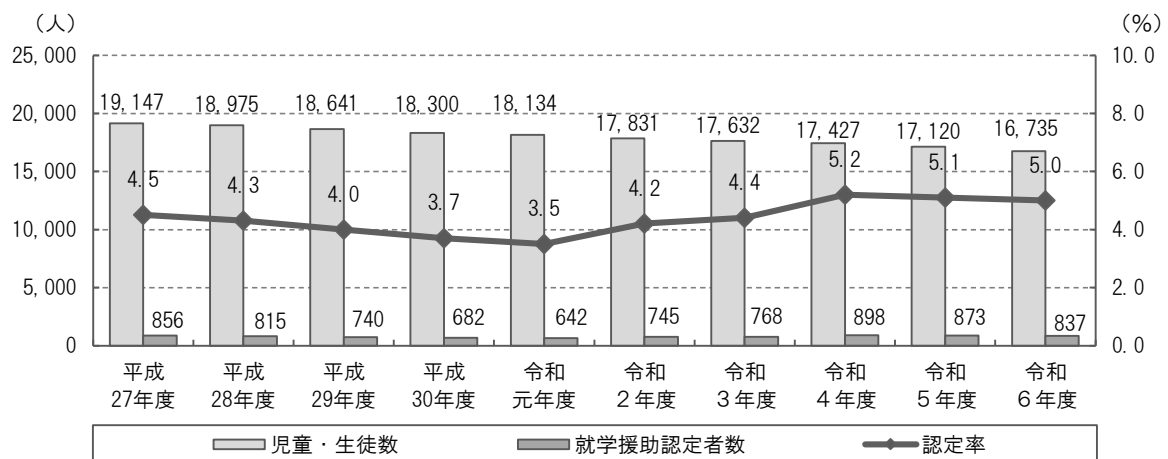
(4) 就学援助を受けている児童・生徒の現状

小中学生を対象とした就学援助の認定者数は、令和元年(2019)年度にかけて減少傾向となっていました。令和2(2020)年度からは増加し、令和4(2022)年度以降は800人以上で推移しています。

■ 就学援助認定者数の推移

単位：人、%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 児童・生徒数	19,147	18,975	18,641	18,300	18,134	17,831	17,632	17,427	17,120	16,735
② 就学援助認定者数	856	815	740	682	642	745	768	898	873	837
認定率 (②÷ ①)	4.5	4.3	4.0	3.7	3.5	4.2	4.4	5.2	5.1	5.0



<資料：山形市教育委員会教育総務課資料（各年年度末時点、令和6年度：8月末時点）>

統計からみえる山形市の現状・課題

全国・県の傾向と同様、三世帯同居率の減少と核家族化の進行により、親の孤立化が懸念され、身近に相談できる環境づくりの必要性がみえています。また、出生数や保育所等の入所者数は減少しているものの、子育て世代の女性の就業率が上昇していることから、仕事等の事情で家庭での保育が難しく、一時的な支援を必要とする保護者が増えることが想定されます。そのため、多様な保育ニーズに応じ、安心して仕事と子育てを両立できるような支援がより一層求められます。児童虐待・生活保護等の現状からは、児童虐待認定件数が増えており、その一因として、こども家庭センターや、おやこよりそいチャットやまがた等の相談体制が整備されたことで早期発見につながっていることが考えられます。引き続き、個々に応じた相談支援を行い、虐待の未然防止等に取り組む必要があります。

第2節 アンケート調査からみる山形市の現状

1 アンケート調査の実施概要

(1)調査の目的

本計画を策定するための基礎資料として、こどもや若者、子育てに関わる方々の状況等を把握するため、アンケート方式によるニーズ調査を実施しました。

(2)調査期間

令和6(2024)年6月12日～6月26日

※7月5日受領分までを集計に含む

(3)調査方法・回収方法

郵送調査／郵送回答及びWEB回答

※標本抽出方法は無作為抽出

(4)調査対象・有効回収数(率)

調査対象	対象者数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	1,400人	578件	41.4%
小学生の保護者	600人	259件	43.2%
中学生・高校生	1,000人	276件	27.6%
20・30代の市民	500人	114件	22.8%

(5)調査結果の見方

- ・図表中の「n」は、回答者総数または区分別の回答者数を示している。
- ・回答の構成比は百分率であらわし、少数点第2位を四捨五入して算出している。そのため、回答比率を合計しても100.0%にならない場合がある。
- ・複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、各設問の調査数を基数として算出するため、全ての選択肢の比率を合計すると、100.0%を超える。
- ・図表中の選択肢表記について、語句を短縮・簡略化している場合がある。

2 就学前児童及び小学生の保護者に対する調査結果

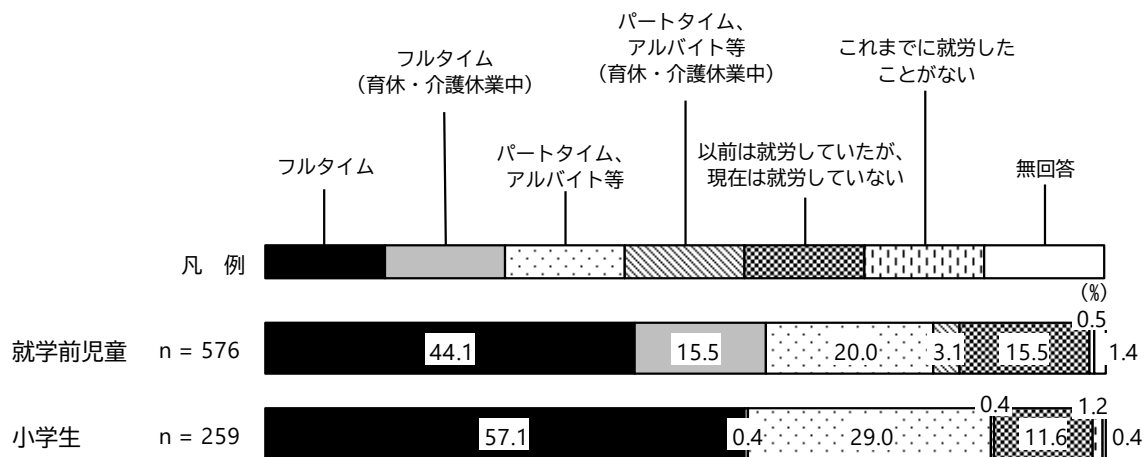
(1) 保護者の就労状況

母親の就労状況について、就学前児童・小学生の保護者ともに「フルタイム」(就学前児童：44.1%、小学生：57.1%)が最も多く、次いで「パートタイム、アルバイト等」(就学前児童：20.0%、小学生：29.0%)となっており、就学前児童の保護者で6割以上、小学生の保護者で8割以上が就労しています。

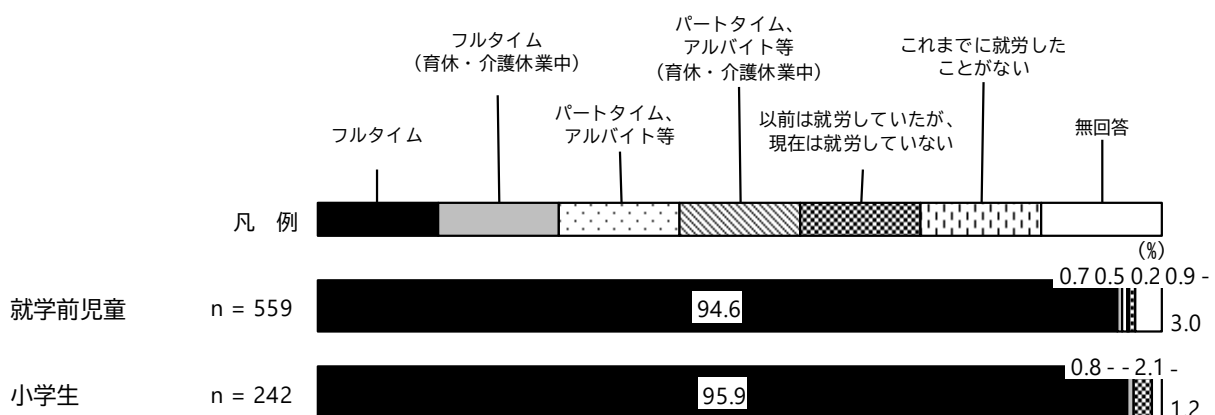
父親の就労状況については、就学前児童・小学生の保護者ともに「フルタイム」が9割以上を占めています。

■保護者の就労状況

【母親】就労状況

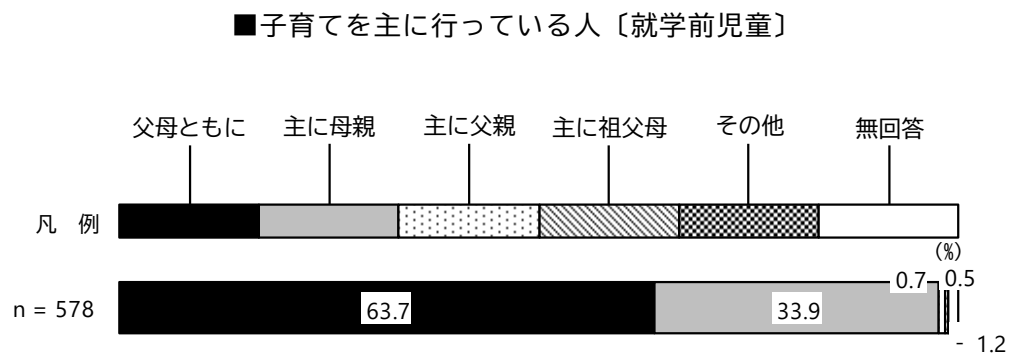


【父親】就労状況



(2)子育てを主に行っている人

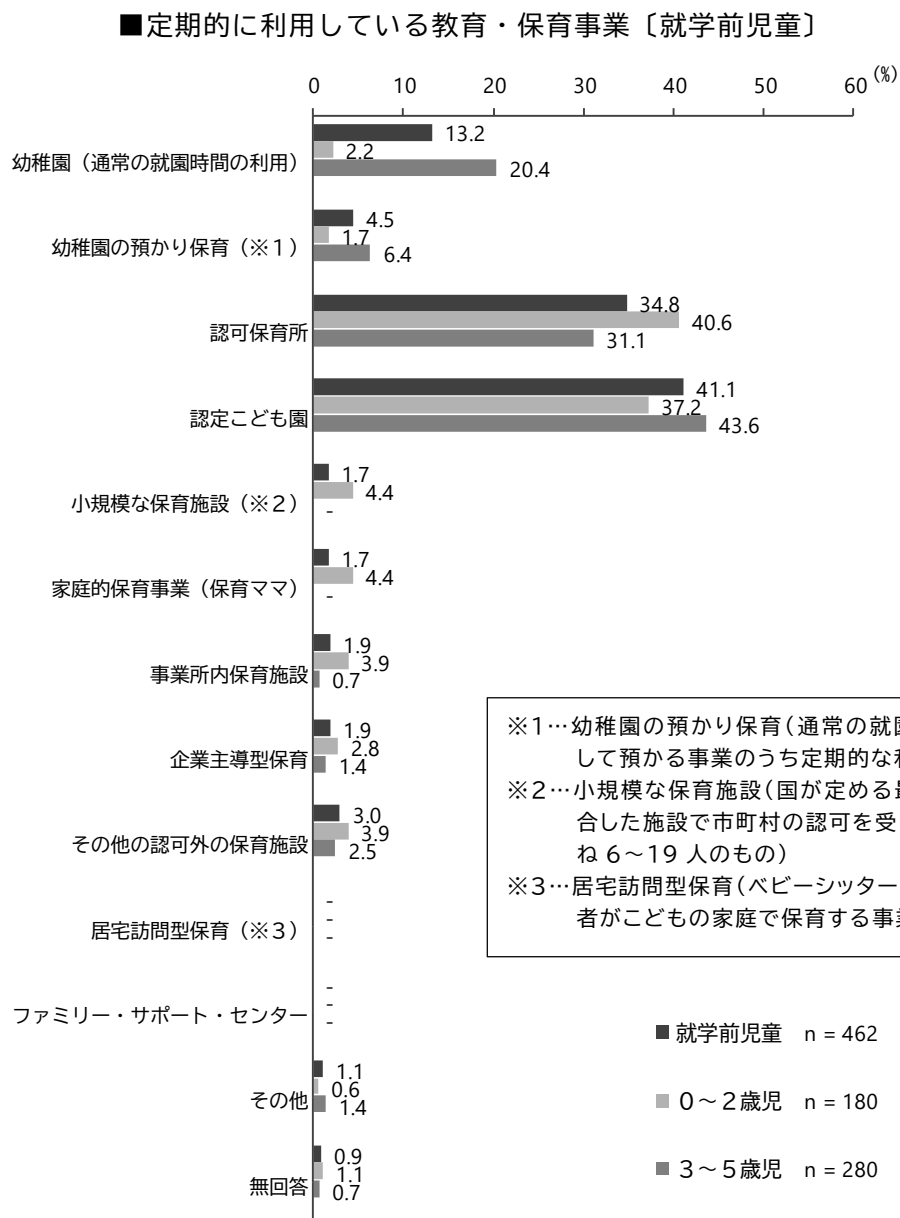
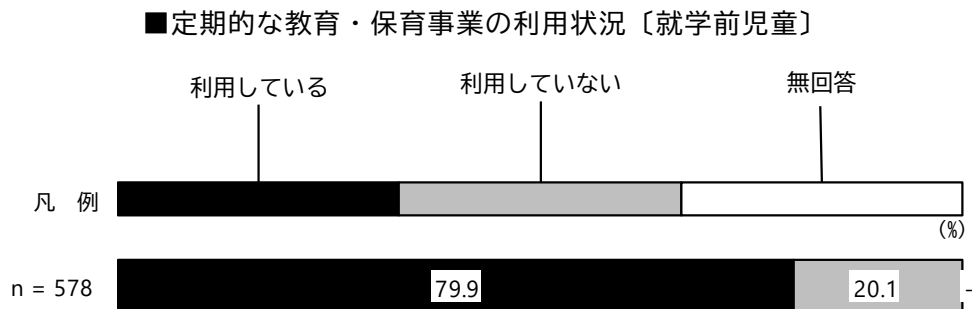
子育てを主に行っている人について、「父母ともに」(63.7%)が最も多く、次いで「主に母親」(33.9%)となっています。



(3) 定期的な教育・保育事業の利用状況、利用している教育・保育事業

定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が79.9%、「利用していない」が20.1%となっています。

定期的にご利用している教育・保育事業については、「認定こども園」「認可保育所」「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が上位を占めています。

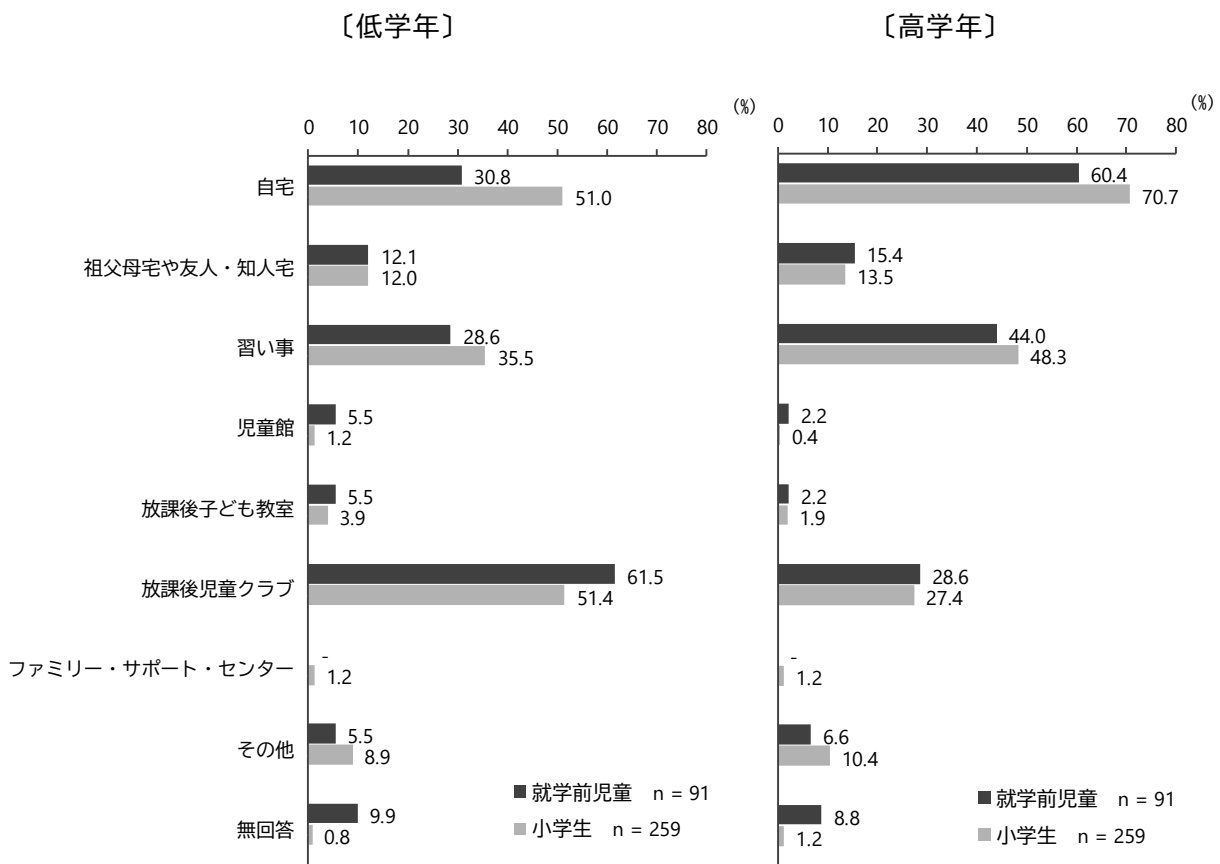


(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

低学年の間、放課後に過ごさせたい場所について、就学前児童・小学生の保護者ともに「放課後児童クラブ」(就学前児童:61.5%、小学生:51.4%)が最も多く、次いで「自宅」(就学前児童:30.8%、小学生:51.0%)、「習い事」(就学前児童:28.6%、小学生:35.5%)となっています。

高学年の間、放課後に過ごさせたい場所については、就学前児童・小学生の保護者ともに「自宅」(就学前児童:60.4%、小学生:70.7%)が最も多く、次いで「習い事」(就学前児童:44.0%、小学生:48.3%)、「放課後児童クラブ」(就学前児童:28.6%、小学生:27.4%)となっています。

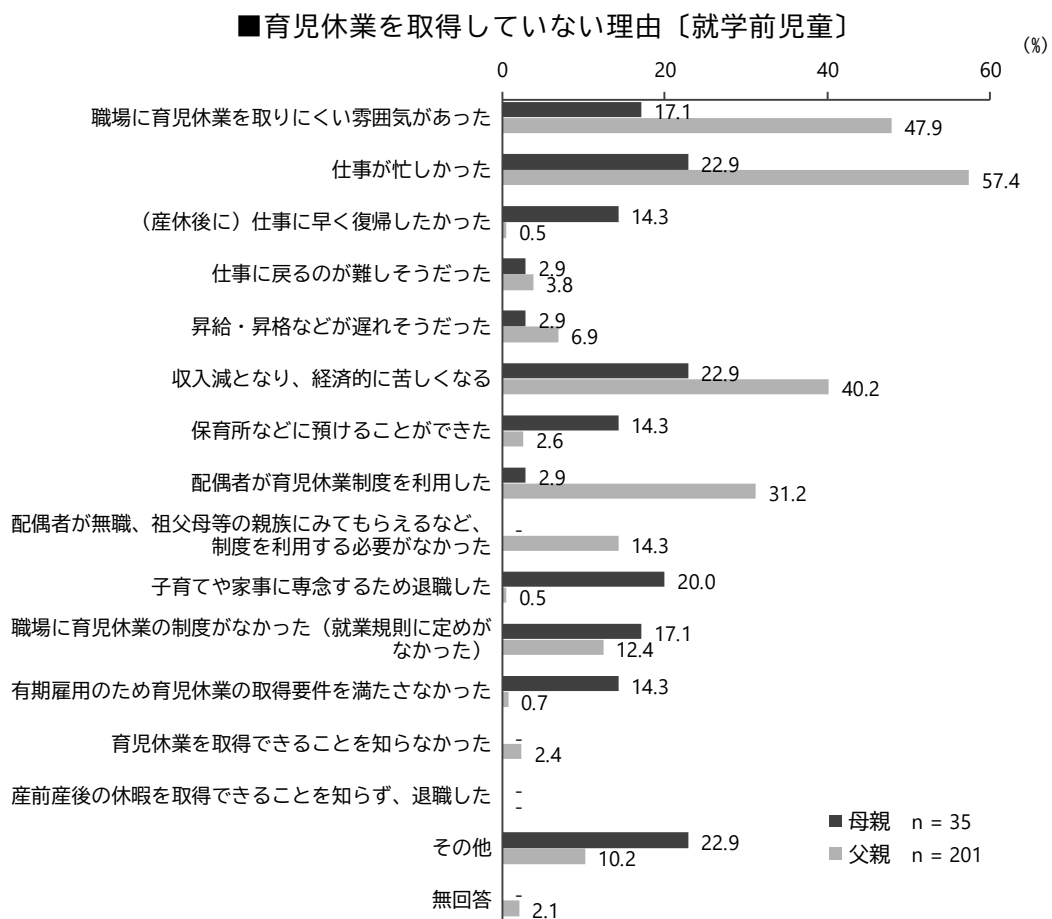
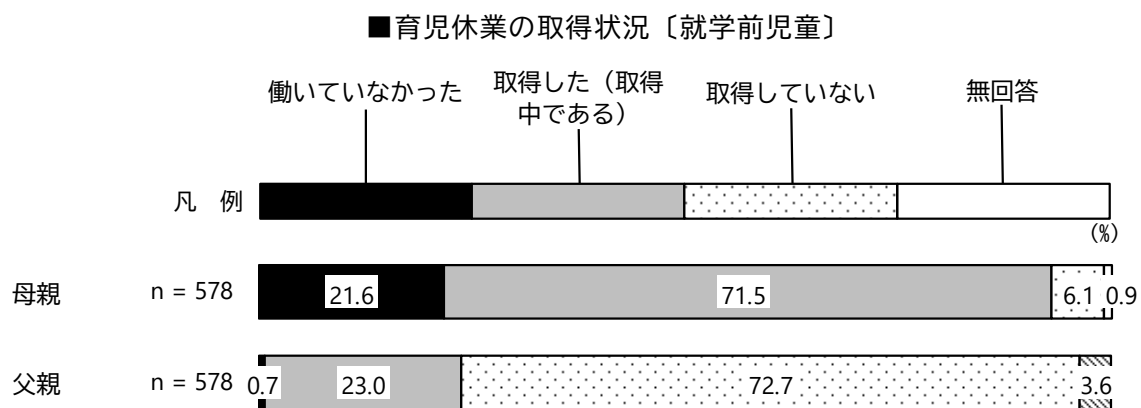
■放課後に過ごさせたい場所



(5) 育児休業の取得状況、育児休業を取得していない理由

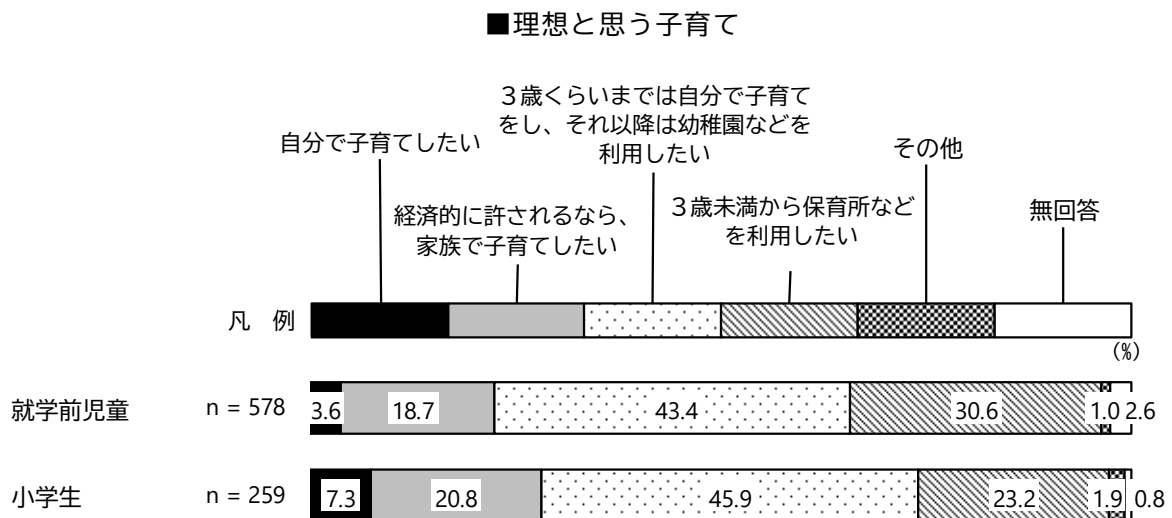
育児休業の取得状況について、母親では「取得した(取得中である)」(71.5%)が最も多く、次いで「働いていなかった」(21.6%)、「取得していない」(6.1%)となっています。一方、父親では「取得していない」(72.7%)が最も多く、次いで「取得した(取得中である)」(23.0%)、「働いていなかった」(0.7%)となっています。

育児休業を取得していない理由については、母親では「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」(ともに 22.9%)が最も多くなっています。父親では、「仕事が忙しかった」(57.4%)が最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(47.9%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(40.2%)となっています。



(6)理想と思う子育て

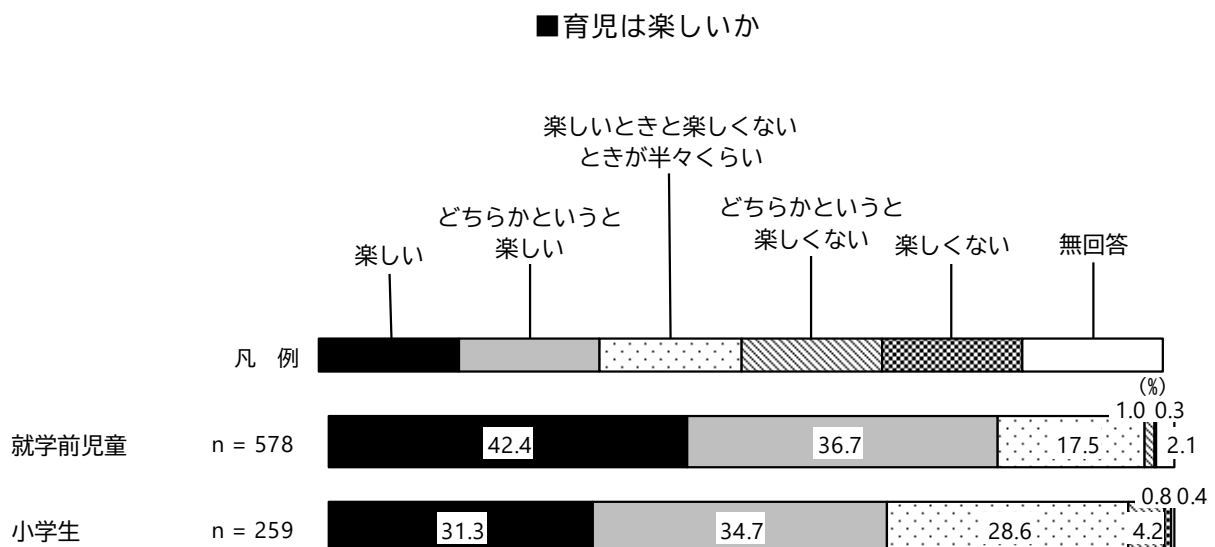
理想と思う子育てについて、就学前児童・小学生の保護者ともに「3歳くらいまでは自分で子育てをし、それ以降は幼稚園などを利用したい」(就学前児童:43.4%、小学生:45.9%)が最も多くなっています。



(7)育児は楽しいか

育児は楽しいかについて、就学前児童の保護者では「楽しい」と「どちらかという楽しい」を足し上げた《育児が楽しいと思う人》が79.1%、「楽しくない」と「どちらかという楽しくない」を足し上げた《育児が楽しくないと思う人》が1.3%、「楽しいときと楽しくないときが半々くらい」が17.5%となっています。

小学生の保護者では《育児が楽しいと思う人》が66.0%、《育児が楽しくないと思う人》が5.0%、「楽しいときと楽しくないときが半々くらい」が28.6%となっています。

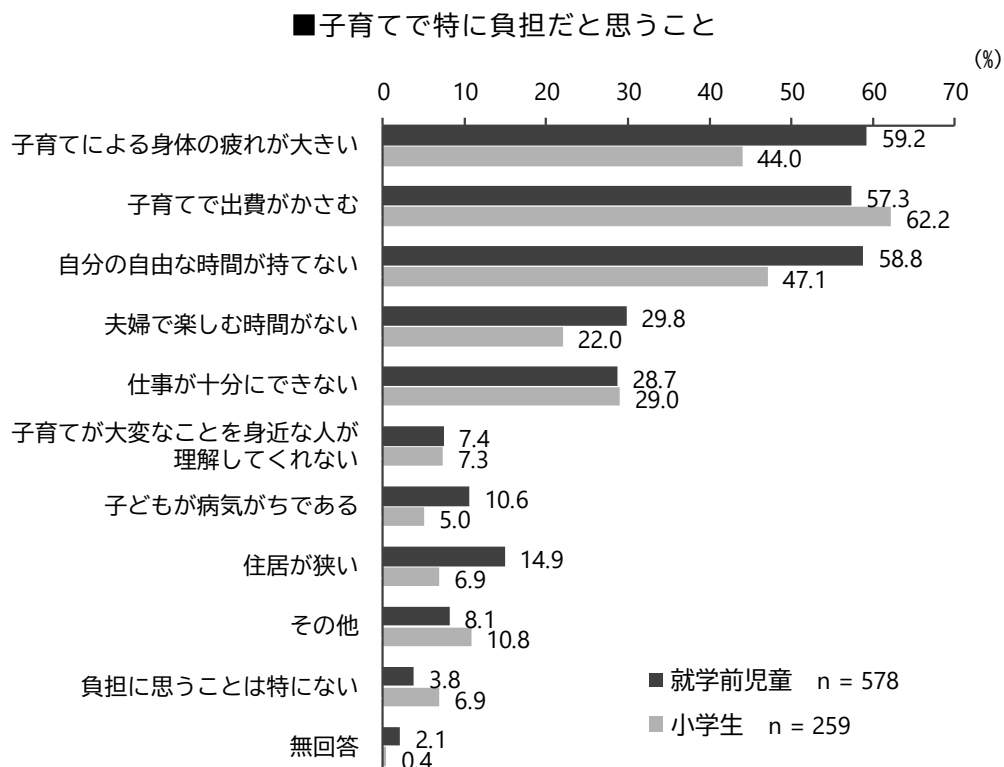
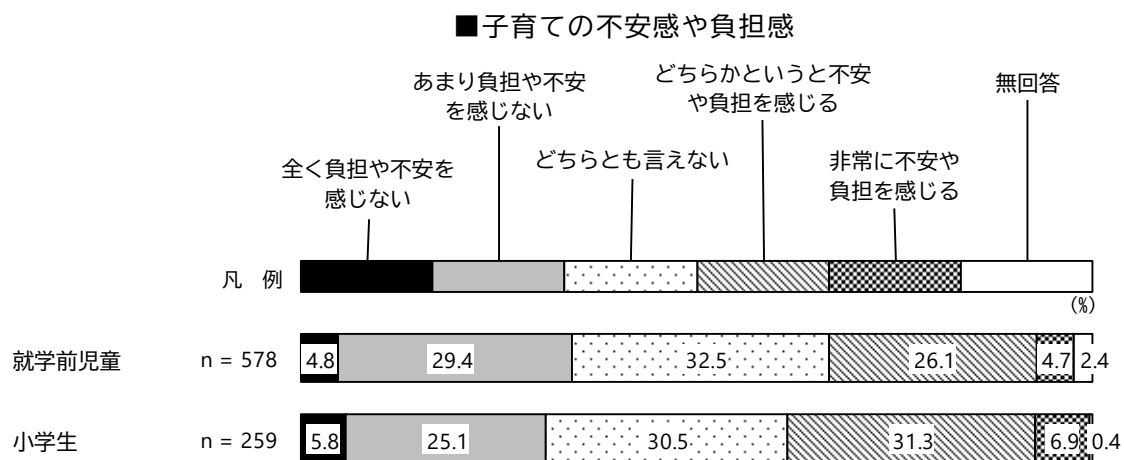


(8)子育ての不安感や負担感、子育てで特に負担と思うこと

子育ての不安感や負担感について、就学前児童の保護者では「全く負担や不安を感じない」と「あまり負担や不安を感じない」を足し上げた《不安感や負担感を感じていない人》が34.2%、「非常に不安や負担を感じる」と「どちらかという不安や負担を感じる」を足し上げた《不安感や負担感を感じている人》が30.8%となっています。

小学生の保護者では、《不安感や負担感を感じていない人》が30.9%、《不安感や負担感を感じている人》が38.2%となっています。

子育てで特に負担だと思うことについては、就学前児童の保護者では「子育てによる身体の疲れが大きい」(59.2%)が最も多く、小学生の保護者では「子育てで出費がかさむ」(62.2%)が最も多くなっています。



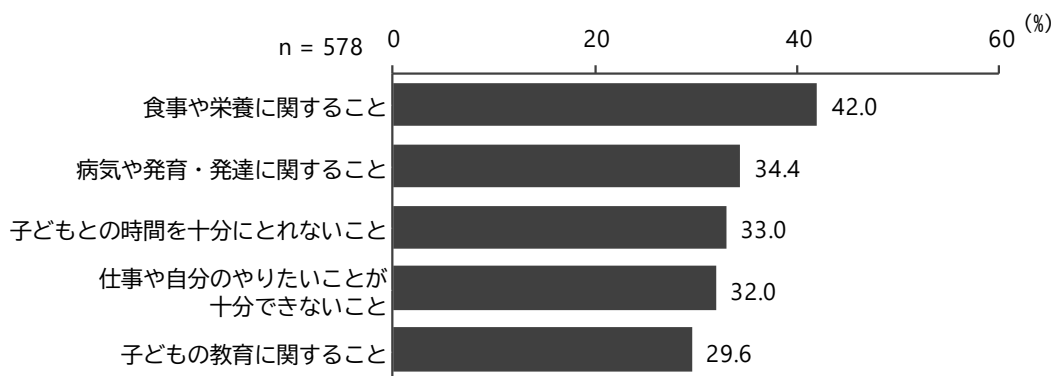
(9) 子育てに関する悩み・気になること

子育てに関する悩み・気になることについて、就学前児童の保護者では「食事や栄養に関すること」(42.0%)が最も多く、次いで「病気や発育・発達に関すること」(34.4%)、「子どもとの時間を十分にとれないこと」(33.0%)となっています。

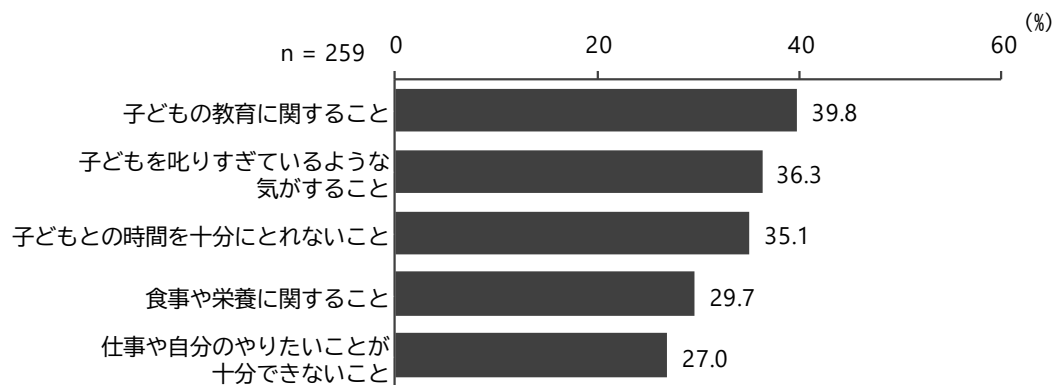
小学生の保護者では「子どもの教育に関すること」(39.8%)が最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」(36.3%)、「子どもとの時間を十分にとれないこと」(35.1%)となっています。

■ 子育てに関する悩み・気になること

〔就学前児童トップ5〕



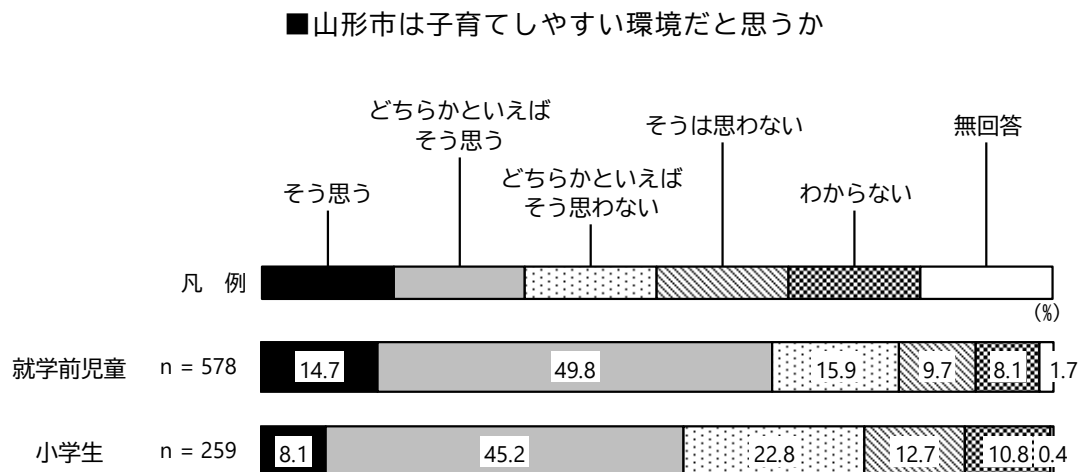
〔小学生トップ5〕



(10)山形市は子育てしやすい環境だと思うか

山形市は子育てしやすい環境だと思うかについて、就学前児童の保護者では「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を足し上げた《子育てしやすい環境だと思う人》が64.5%、「そうは思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を足し上げた《子育てしやすい環境だと思わない人》が25.6%となっています。

小学生の保護者では《子育てしやすい環境だと思う人》が53.3%、《子育てしやすい環境だと思わない人》が35.5%となっています。



就学前児童および小学生の保護者に対する調査結果からみる現状・課題

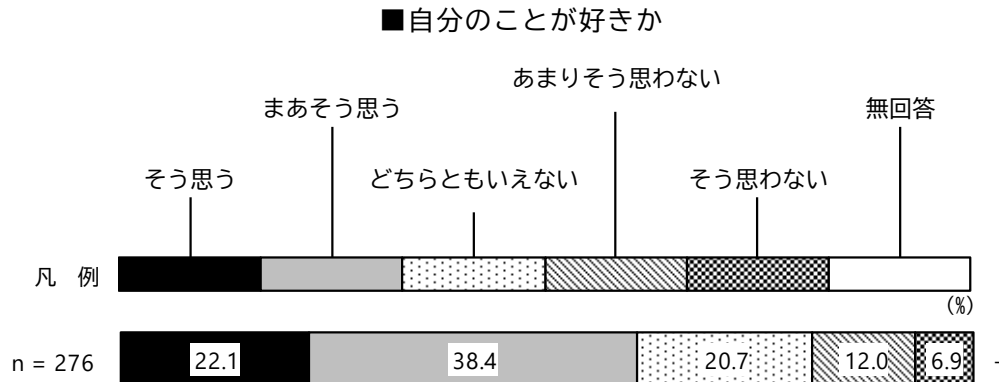
就学前児童・小学生の保護者ともに、共働きで母親・父親ともにフルタイムで働いている方が最も多いことから、協力して子育てを行っていることが伺えます。女性の就業率が年々上昇していることから、今後、短時間の保育や、こどもがより小さい段階から保育所などに預けるニーズが増えることが想定されます。また、育児休業の取得状況から、母親・父親ともに仕事が忙しく、育児休業を取りづらい雰囲気があることが伺え、安心して子育てしながら働くことができる職場環境づくりが求められています。

子育てへの不安感や負担感として、主に経済面の負担を感じている方が多いことから、経済的な負担軽減に関する制度の更なる周知及び利用促進が必要です。さらに、子育てに関する悩み・気になることについては、こどもの成長によって変化していくことが伺え、子育て世帯にとってより身近で相談しやすい環境が求められています。

3 中学生・高校生に対する調査結果

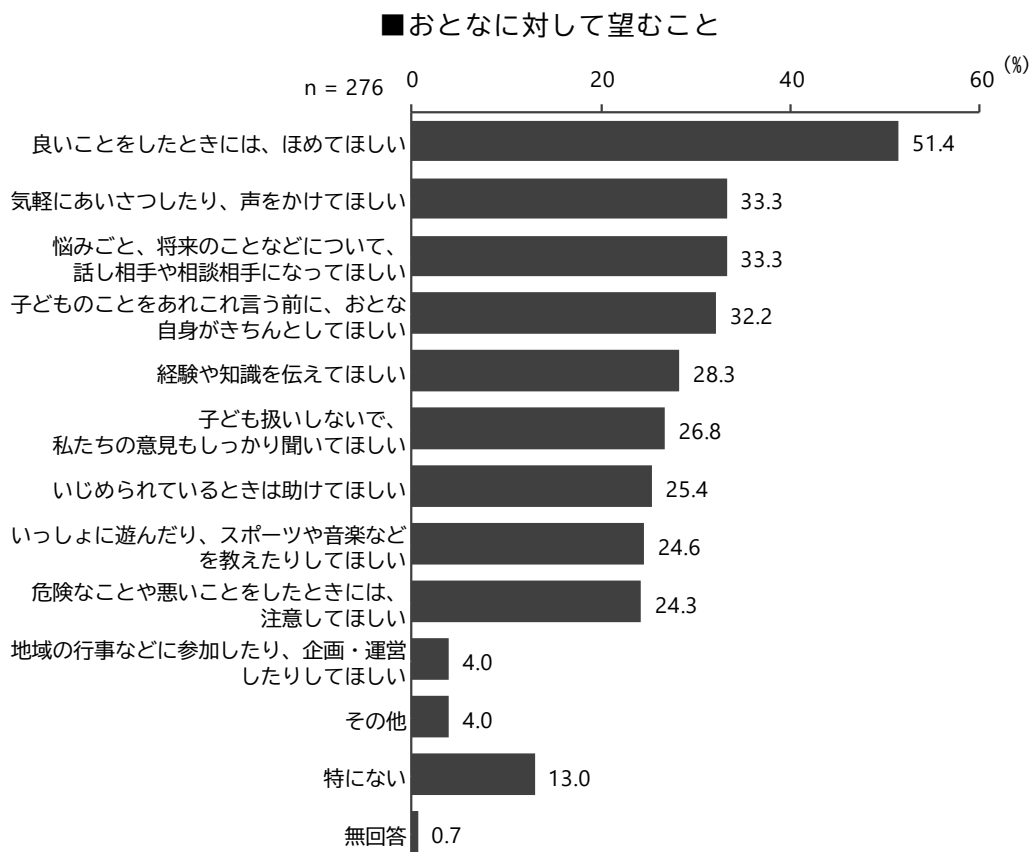
(1) 自分のことが好きか

自分のことが好きかについて、「そう思う」と「まあそう思う」を足し上げた《自分のことが好きと思う人》が60.5%、「そう思わない」と「あまりそう思わない」を足し上げた《自分のことが好きだと思わない人》が18.9%となっています。



(2) おとなに対して望むこと

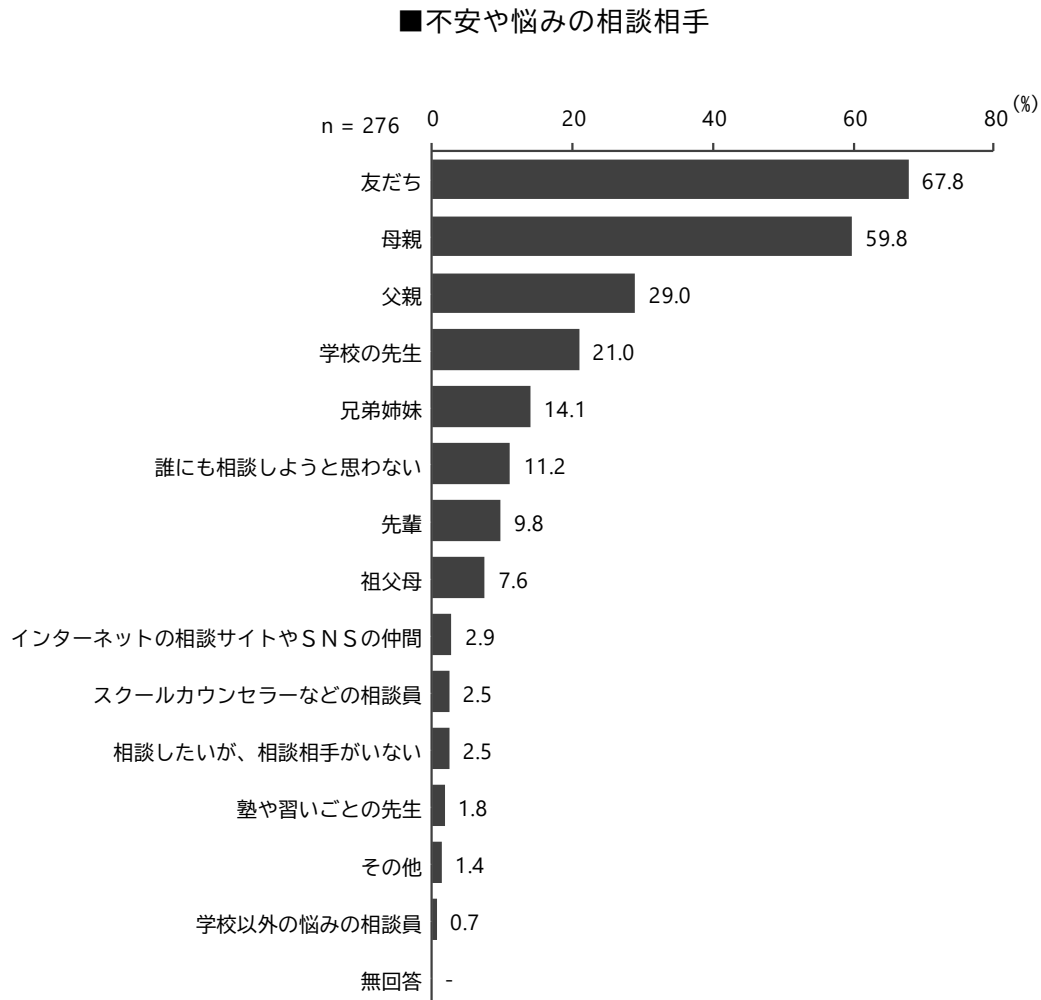
おとなに対して望むことについて、「良いことをしたときには、ほめてほしい」(51.4%)が最も多く、次いで「気軽にあいさつしたり、声をかけてほしい」「悩みごと、将来のことなどについて、話し相手や相談相手になってほしい」(ともに33.3%)となっています。



(3)不安や悩みの相談相手

不安や悩みの相談相手について、「友だち」(67.8%)が最も多く、次いで「母親」(59.8%)、「父親」(29.0%)となっています。

一方、「誰にも相談しようと思わない」が11.2%、「相談したいが、相談相手がいない」が2.5%となっています。

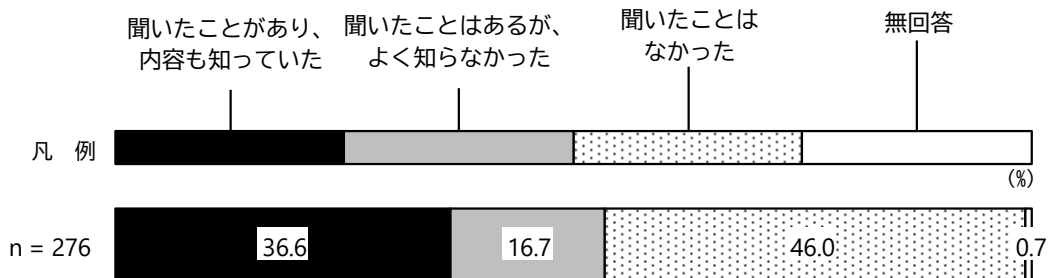


(4)「ヤングケアラー」の認知状況、自分が「ヤングケアラー」にあてはまると思うか

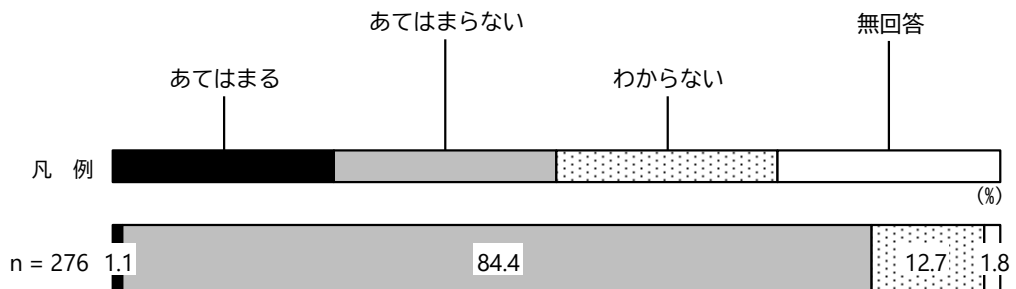
「ヤングケアラー」の認知状況について、「聞いたことはなかった」(46.0%)が最も多く、次いで「聞いたことがあり、内容も知っていた」(36.6%)、「聞いたことはあるが、よく知らなかった」(16.7%)となっています。

自分がヤングケアラーにあてはまると思うかについては、8割以上が「あてはまらない」となっていますが、「あてはまる」が1.1%、「わからない」が12.7%となっています。

■「ヤングケアラー」の認知状況



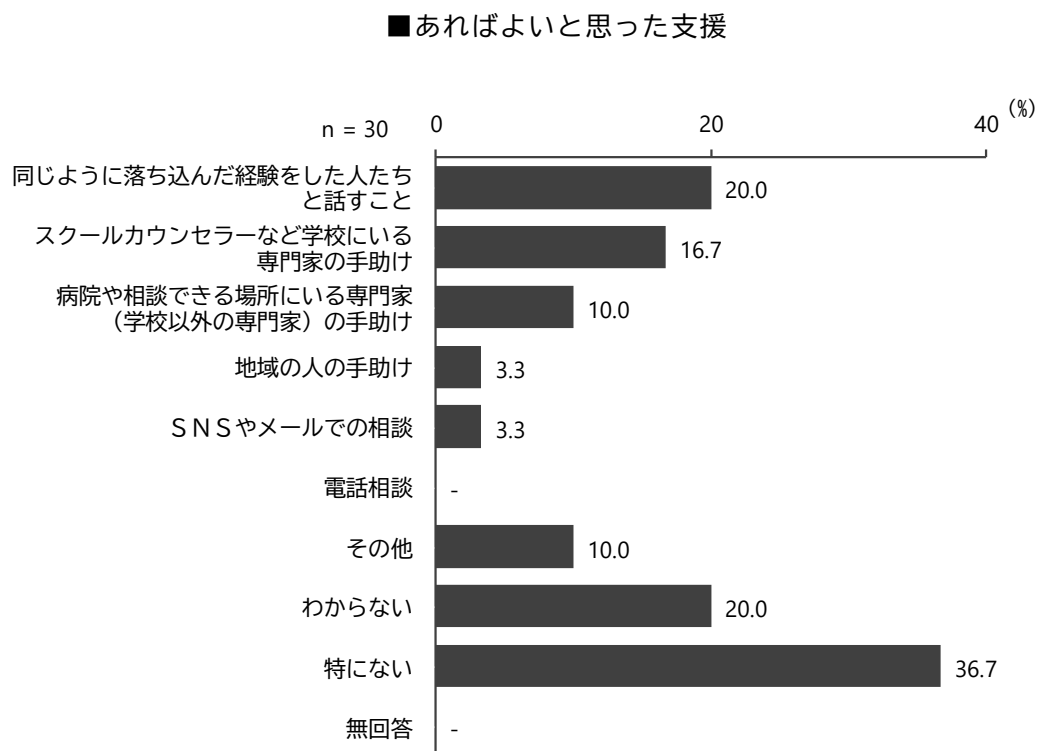
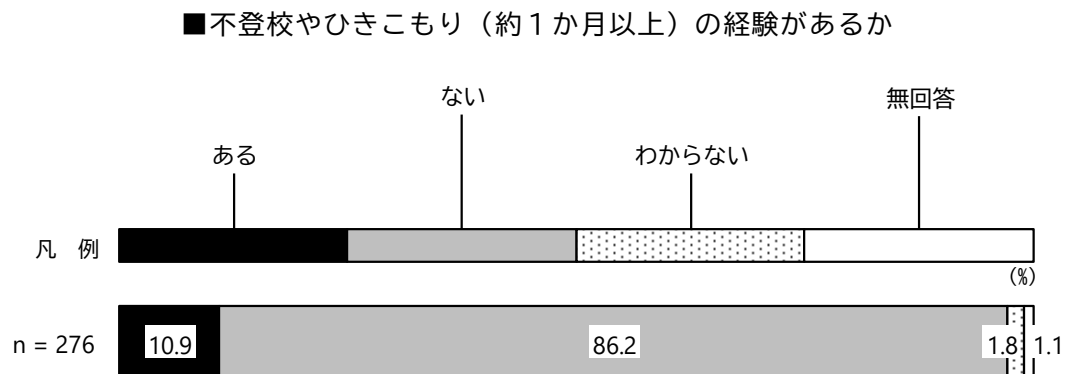
■自分が「ヤングケアラー」にあてはまると思うか



(5)不登校やひきこもりの経験があるか、その際にあればよいと思った支援

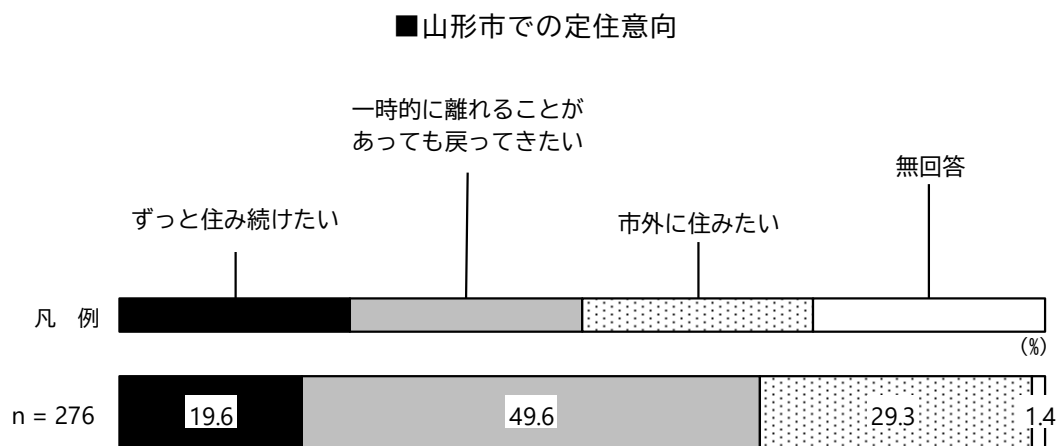
不登校やひきこもり(約1か月以上)の経験があるかについて、「ある」が10.9%、「ない」が86.2%となっています。

その際にあればよいと思った支援については、「同じように落ち込んだ経験をした人たちと話すこと」(20.0%)が最も多く、次いで「スクールカウンセラーなど学校にいる専門家の手助け」(16.7%)、「病院や相談できる場所にいる専門家(学校以外の専門家)の手助け」(10.0%)となっています。



(6)山形市での定住意向

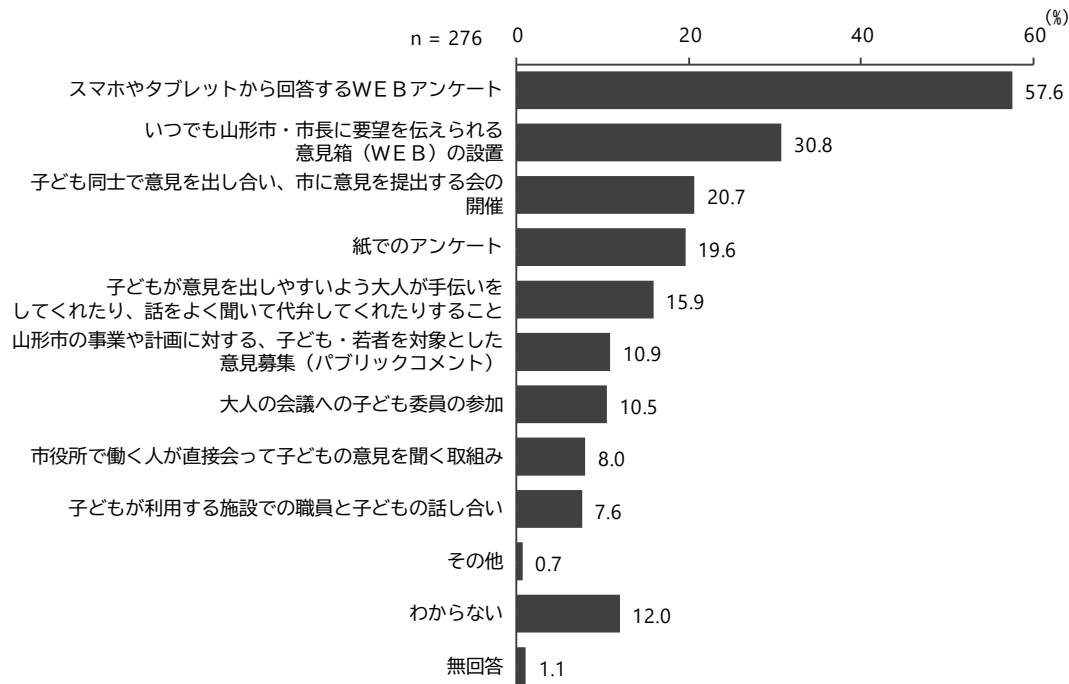
山形市での定住意向について、「一時的に離れることがあっても戻ってきたい」(49.6%)が最も多く、次いで「市外に住みたい」(29.3%)、「ずっと住み続けたい」(19.6%)となっています。



(7)市のこども関連事業に対して、こどもの声を取り入れるためにとるべき方法

市のこども関連事業に対して、こどもの声を取り入れるためにとるべき方法について、「スマホやタブレットから回答するWEBアンケート」(57.6%)が最も多く、次いで「いつでも山形市・市長に要望を伝えられる意見箱(WEB)の設置」(30.8%)、「子ども同士で意見を出し合い、市に意見を提出する会の開催」(20.7%)となっています。

■市のこども関連事業に対して、こどもの声を取り入れるためにとるべき方法



中学生・高校生に対する調査結果からみる現状・課題

60%を超える中高生が「自分のことが好き」である一方、不安や悩みについて、約10%が「誰にも相談しようと思わない」、「不登校やひきこもりの経験がある」と回答しています。こどもが悩みを抱えた際のサポートや、こどもが安心して過ごせる居場所など、孤立を防ぐための取組が求められます。

ヤングケアラーの認知状況については、約半分の割合の中高生が聞いたことがなく、あてはまるかわからないという回答もみられ、今後も理解促進の取組と潜在的なヤングケアラーの早期発見の必要性が伺えます。

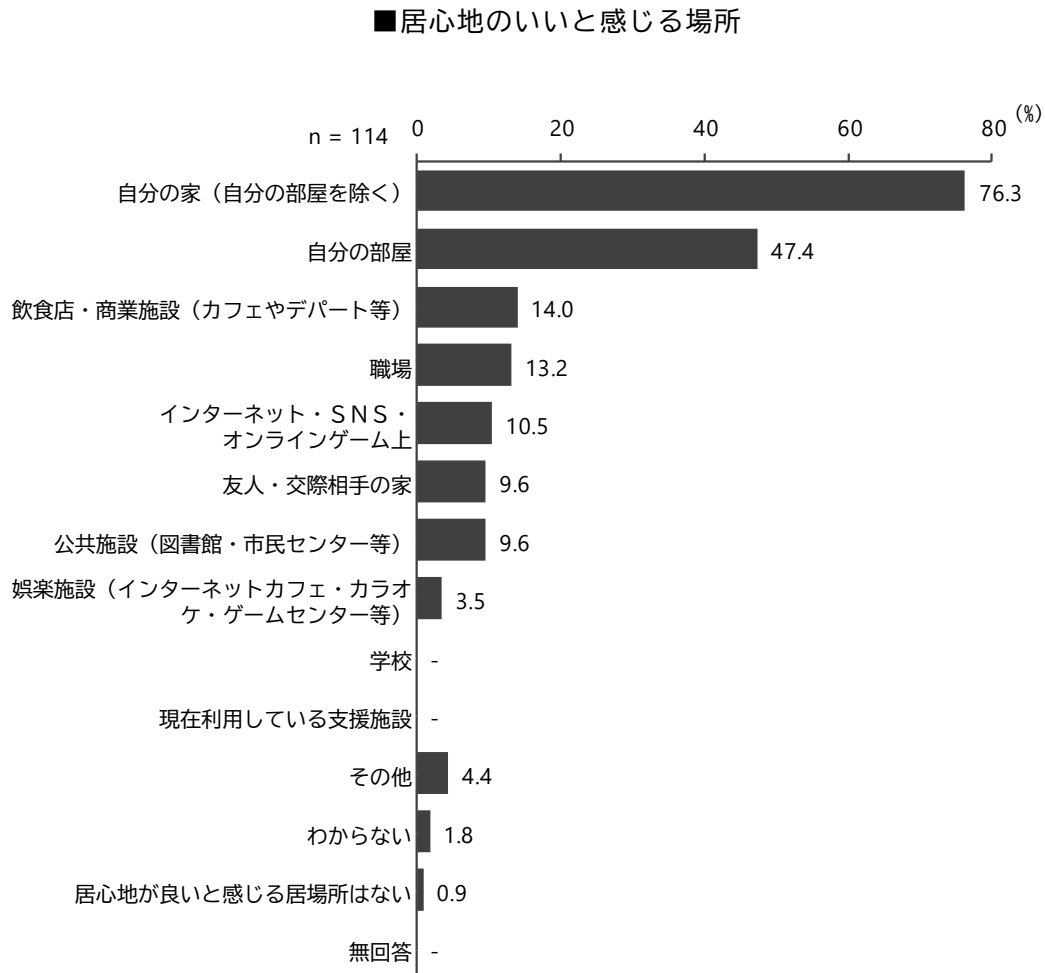
また、こどもの声を市のこども関連事業に取り入れる方法として、WEBのアンケートや意見箱と回答した方が多く、WEBを活用した手法が有効であることが分かりました。

4 20・30 代の市民に対する調査結果

(1)居心地のいいと感じる場所

居心地のいいと感じる場所について、「自分の家(自分の部屋を除く)」(76.3%)が最も多く、次いで「自分の部屋」(47.4%)、「飲食店・商業施設(カフェやデパート等)」(14.0%)となっています。

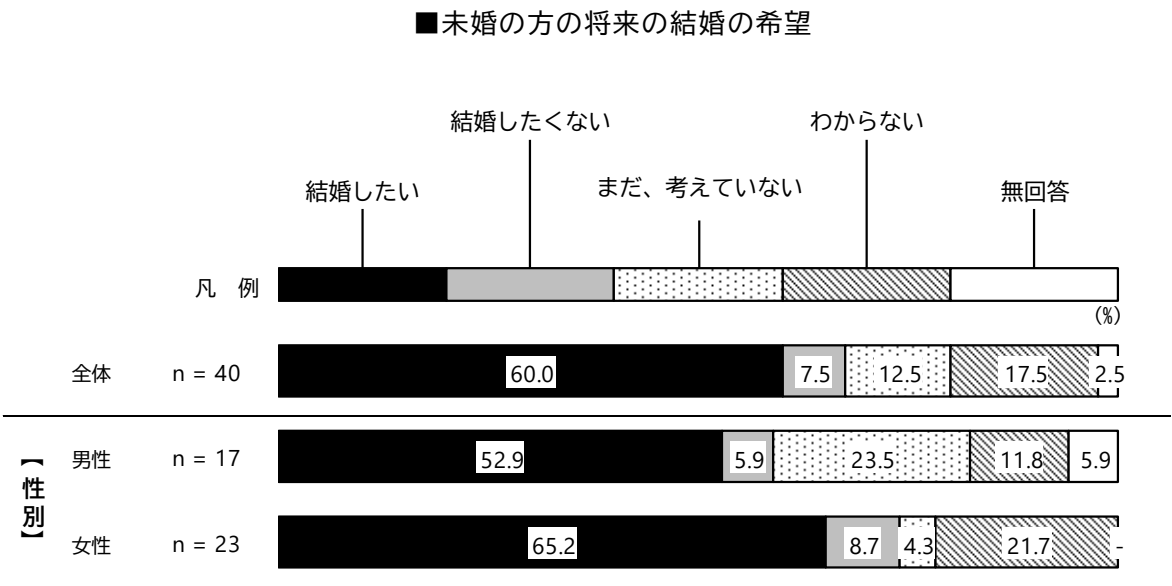
一方、「居心地が良いと感じる居場所はない」が 0.9%となっています。



(2)未婚の方の将来の結婚の希望

未婚の方の将来の結婚の希望について、「結婚したい」(60.0%)が最も多く、次いで「わからない」(17.5%)、「まだ、考えていない」(12.5%)、「結婚したくない」(7.5%)となっています。

性別にみると、男性では「結婚したい」が 52.9%、女性では「結婚したい」が65.2%となっており、女性の方が12.3ポイント男性を上回っています。



(3) 子育てをしてみたいか

子育てをしてみたいかについて、「ぜひしてみたい」と「してみたい」を足し上げた《子育てをしてみたいと思う人》が63.2%、「したくない」「あまりしてみたいと思わない」を足し上げた《子育てをしてみたいと思わない人》が30.6%となっています。

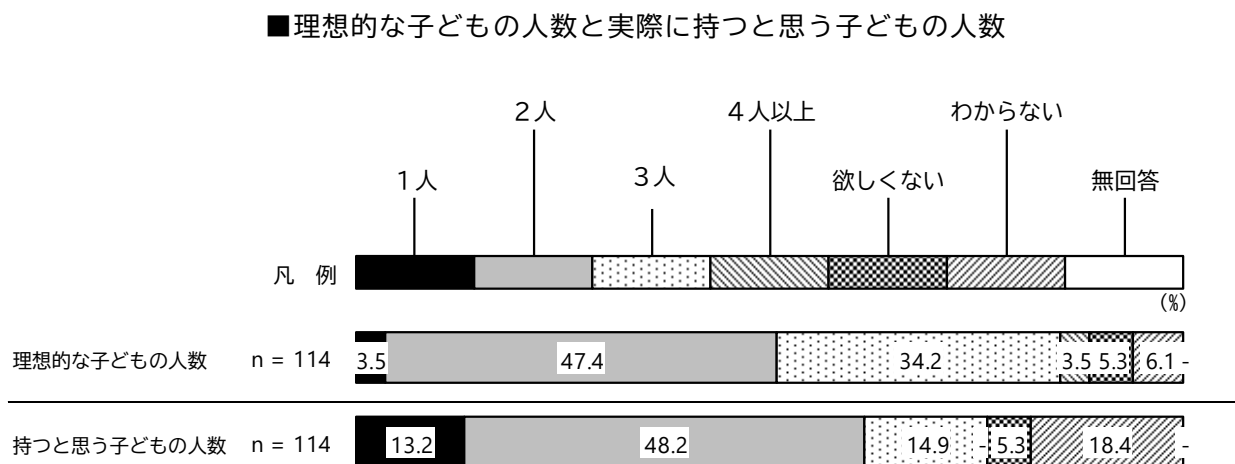


(4) 理想的な子どもの人数と実際に持つと思う子どもの人数

理想的な子どもの人数について、「2人」(47.4%)が最も多く、次いで「3人」(34.2%)となっています。

実際に持つと思う子どもの人数については、「2人」(48.2%)が最も多く、次いで「3人」(14.9%)、「1人」(13.2%)となっています。また、「欲しくない」が5.3%となっています。

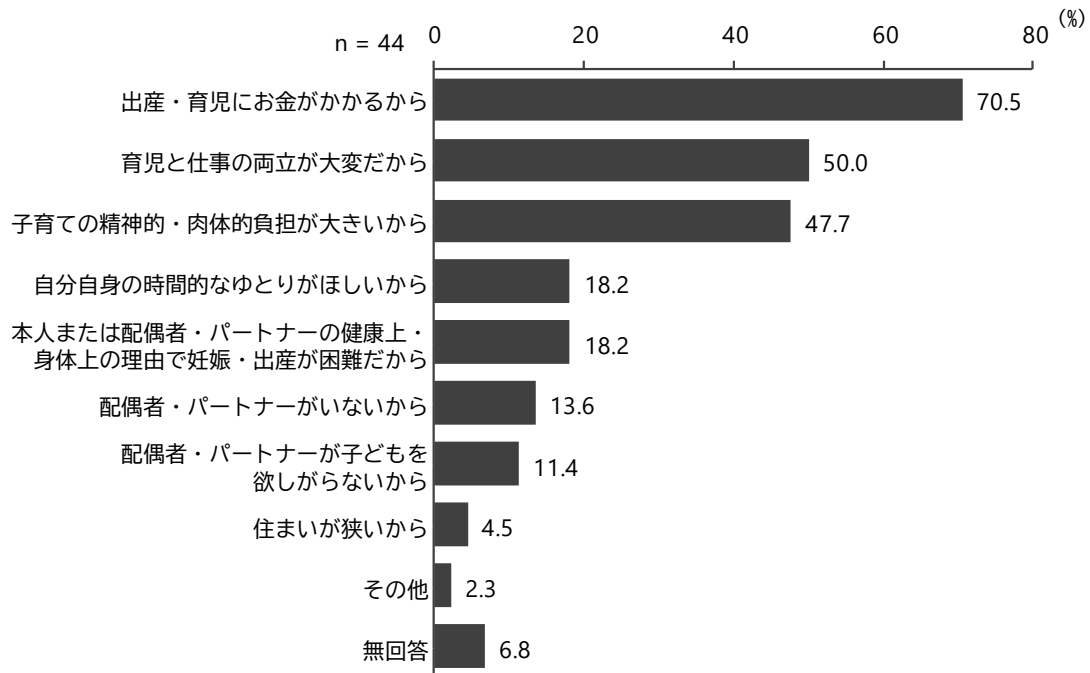
理想的な子どもの人数と実際に持つと思う子どもの人数を比較すると、実際に持つと思う子どもの人数が理想よりも少なくなっています。



(5)こどもが欲しくないまたは理想よりも少なくなりそうな理由

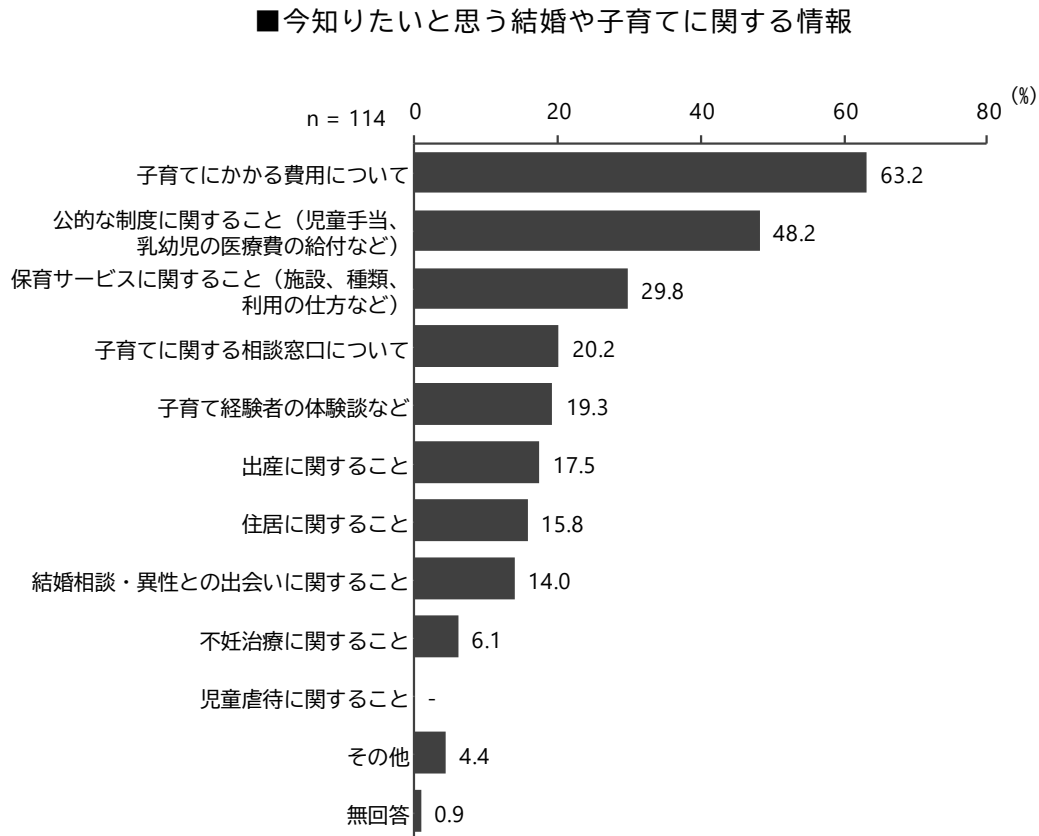
こどもが欲しくないまたは理想よりも少なくなりそうな理由について、「出産・育児にお金がかかるから」(70.5%)が最も多く、次いで「育児と仕事の両立が大変だから」(50.0%)、「子育ての精神的・肉体的負担が大きいから」(47.7%)となっています。

■ 図 27. こどもが欲しくないまたは理想よりも少なくなりそうな理由



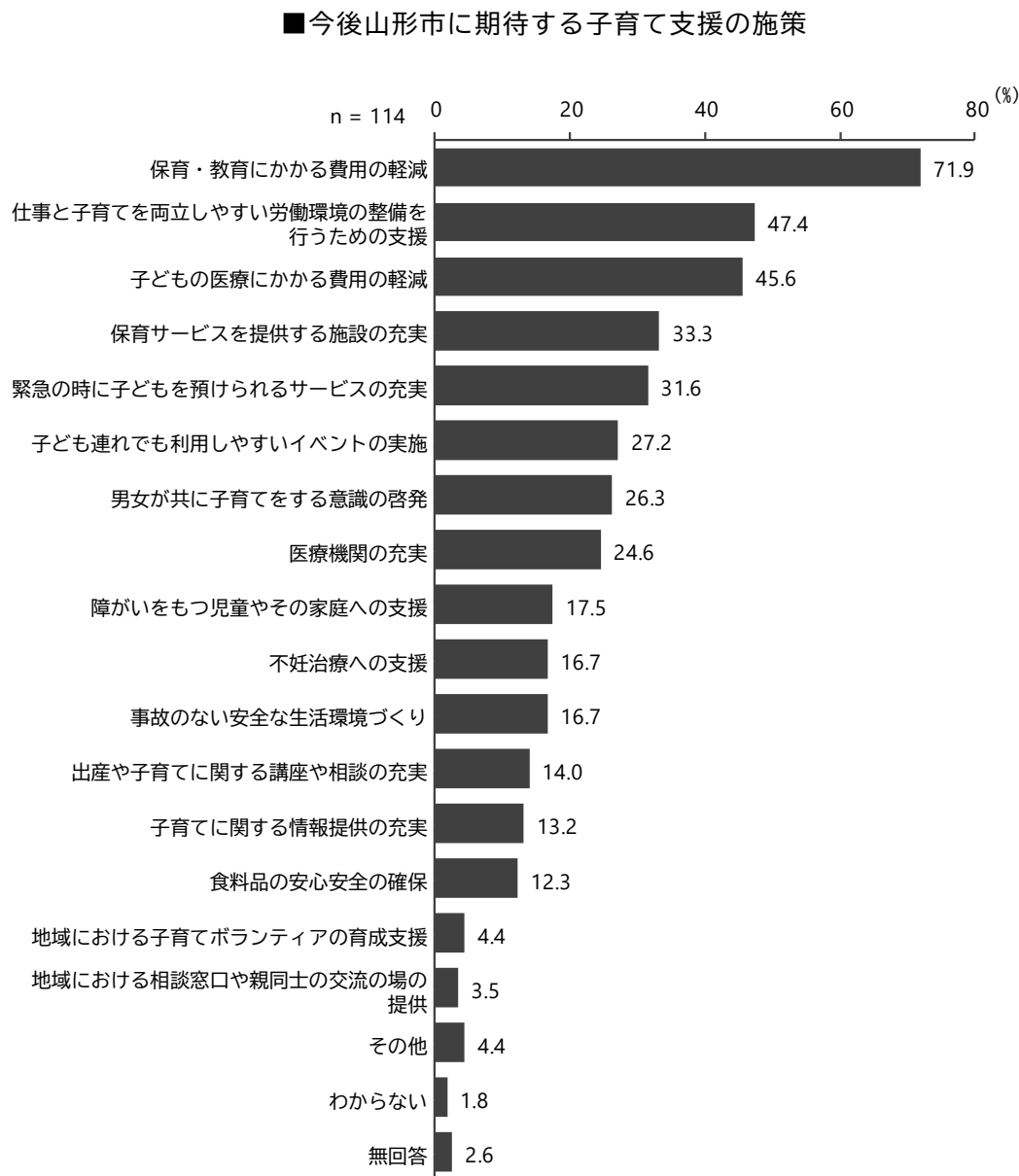
(6)今知りたいと思う結婚や子育てに関する情報

今知りたいと思う結婚や子育てに関する情報について、「子育てにかかる費用について」(63.2%)が最も多く、次いで「公的な制度に関すること(児童手当、乳幼児の医療費の給付など)」(48.2%)、「保育サービスに関すること(施設、種類、利用の仕方など)」(29.8%)となっています。



(7) 今後山形市に期待する子育て支援の施策

今後山形市に期待する子育て支援の施策について、「保育・教育にかかる費用の軽減」(71.9%)が最も多く、次いで「仕事と子育てを両立しやすい労働環境の整備を行うための支援」(47.4%)、「子どもの医療にかかる費用の軽減」(45.6%)となっています。



20・30代の市民に対する調査結果からみる現状・課題

将来の結婚の希望について、未婚の方の60%が「結婚したい」と回答し、子育て未経験の方の60%以上が「子育てしてみたい」と考えています。しかし、実際に持つと思うこどもの人数が、理想的なこどもの人数よりも少なくなっており、その理由について、出産・育児にかかる出費が挙げられています。知りたいと思う結婚や子育てに関する情報や、市に期待する支援に対しても、費用について多くの方が望んでいることが分かります。そのため、引き続き経済面の負担軽減策を継続するとともに、その周知の必要性も伺えます。

5 子どもの生活実態調査結果（山形県子どもの生活実態調査より山形市分を抜粋）

参考：山形県子どもの生活実態調査

山形県子どもの生活実態調査は、山形県のこどもたちが、家庭の事情や経済的な問題により将来の可能性が閉ざされることのないよう、子育て世代の親及びこどもの生活実態や支援ニーズ等を把握し、こどもの貧困対策の効果的な施策展開と施策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的に山形県が実施した調査です。

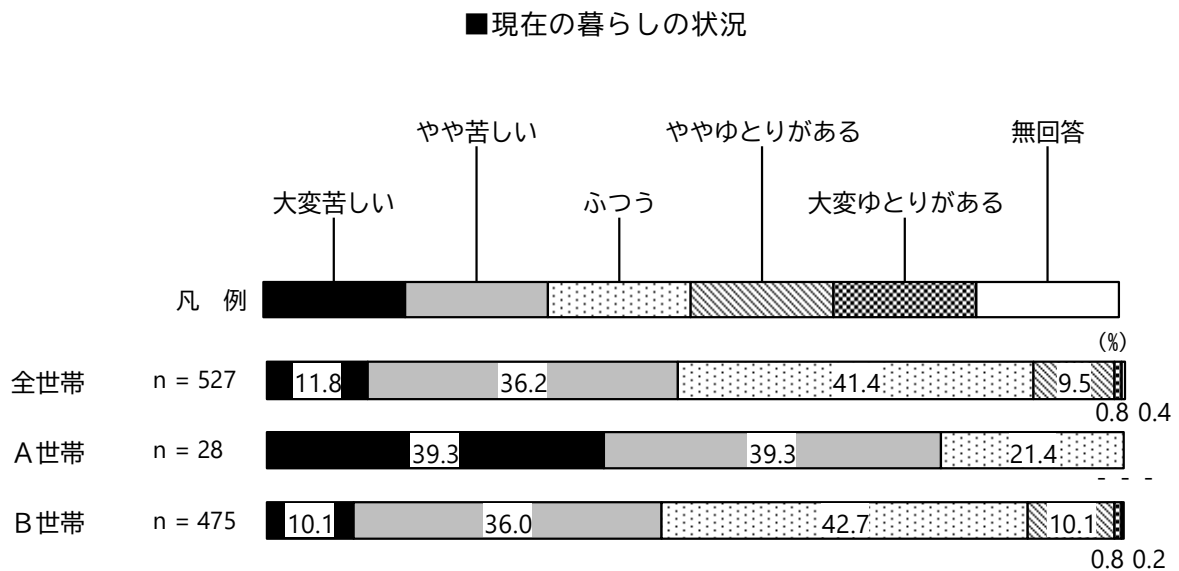
■山形県子どもの生活実態調査の実施概要

調査対象	・ 6,755世帯 令和5（2023）年4月1日現在、満5歳（年長児相当）、満10歳（小学5年生）、満13歳（中学2年生）、満16歳（高校2年生相当）のこどもとその保護者 ※満5歳は保護者のみ
調査方法	住民基本台帳から上記対象年齢ごとに5分の1程度を無作為に抽出し、郵送により調査票を配布・回収
調査期間	令和5（2023）年12月15日～令和6（2024）1月10日
有効回収数（率）	・ こども 1,610世帯（30.6%） ※満5歳を除く5,282世帯中 ・ 保護者 2,257世帯（33.4%）
集計区分	世帯の所得に応じて次のとおり設定し、集計を行った。 ・ A世帯：等価可処分所得が127万円未満の世帯 ・ B世帯：等価可処分所得が127万円以上の世帯 ・ 全世帯：A世帯とB世帯の合計 ※等価可処分所得・・・世帯の可処分所得（所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いた後のいわゆる手取り収入）を世帯員数の平方根（ $\sqrt{\quad}$ ）で割った所得 ※厚生労働省の「令和4年国民生活基礎調査（令和3年の所得）」において算出された等価可処分所得の中央値（254万円）の半分の額（127万円）が「貧困線」とされ、貧困線に満たない世帯員の割合が「貧困率」とされている。 【等価可処分所得127万円（貧困線）未満の世帯所得の目安】 ・ 2人世帯：179万円以下（ $1,790,000円 \div \sqrt{2} = 1,265,721円$ ） ・ 3人世帯：219万円以下（ $2,190,000円 \div \sqrt{3} = 1,264,397円$ ） ・ 4人世帯：253万円以下（ $2,530,000円 \div \sqrt{4} = 1,265,000円$ ） ・ 5人世帯：283万円以下（ $2,830,000円 \div \sqrt{5} = 1,265,614円$ ）

(1)現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況について、B世帯では「大変苦しい」と「やや苦しい」を足し上げた《苦しいと感じている世帯》が46.1%、「大変ゆとりがある」と「ややゆとりがある」を足し上げた《ゆとりがあると感じている世帯》が10.9%となっています。

一方、A世帯では《苦しいと感じている世帯》が78.6%、《ゆとりがあると感じている世帯》は回答がありませんでした。



(2)経済的な理由による経験

経済的な理由による経験について、B世帯では「L.子どもを塾や習い事に通わせられなかった」経験がある世帯が約10%となっています。

A世帯では多くの項目で10%以上の方が、経験をしたことがある状況となっており、特に「K.子どもの成長や季節に合わせて必要な衣類を買い与えられなかった」(35.7%)、「L.子どもを塾や習い事に通わせられなかった」(46.4%)が多くなっています。

■経済的な理由による経験

	全世帯(n=527)		A世帯(n=28)		B世帯(n=475)		(%)
	経験がある	経験がない	経験がある	経験がない	経験がある	経験がない	
A. 電気料金を滞納した	2.3	94.5	14.3	85.7	1.7	94.9	
B. ガス料金を滞納した	1.1	94.9	14.3	85.7	0.4	95.4	
C. 水道料金を滞納した	1.7	94.9	10.7	85.7	1.3	95.4	
D. 電話料金を滞納した	1.1	95.6	10.7	89.3	0.6	96.0	
E. 家賃や住宅ローンを滞納した	1.1	95.4	3.6	96.4	1.1	95.4	
F. 保育料や授業料を滞納した	2.5	94.3	14.3	85.7	1.7	94.9	
G. 給食費を滞納した	0.9	95.3	3.6	92.9	0.6	95.6	
H. 子どもに十分なお飯を食べさせられなかった (食料を買えなかった)	1.7	95.1	14.3	85.7	1.1	95.6	
I. 子どもの文房具等が買えなかった	1.1	95.3	3.6	96.4	0.8	95.4	
J. 子どもが体調を崩したりケガをしたりしたときに医療機関を受診させられなかった	1.1	95.6	7.1	92.9	0.6	96.0	
K. 子どもの成長や季節に合わせて必要な衣類を買い与えられなかった	5.3	91.5	35.7	64.3	3.4	93.3	
L. 子どもを塾や習い事に通わせられなかった	13.9	83.3	46.4	53.6	11.6	85.7	

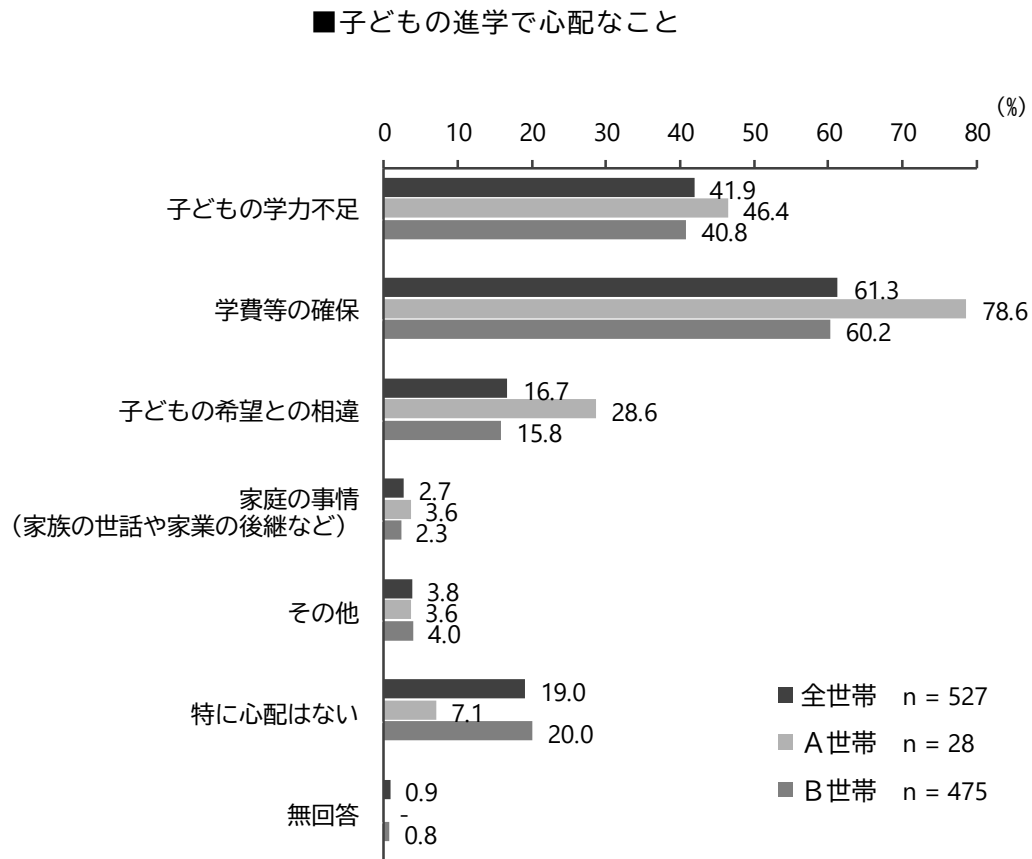
※経験がある：「よくある」と「ときどきある」を足し上げたもの

※経験がない：「まったくない」と「あまりない」を足し上げたもの

(3)子どもの進学で心配なこと

子どもの進学で心配なことについて、A世帯・B世帯ともに「学費等の確保」(A世帯:78.6%、B世帯:60.2%)が最も多く、次いで「子どもの学力不足」(A世帯:46.4%、B世帯:40.8%)、「子どもの希望との相違」(A世帯:28.6%、B世帯:15.8%)となっています。

A世帯とB世帯を比較すると、A世帯ではB世帯に比べ「学費等の確保」が18.4ポイント、「子どもの希望との相違」が12.8ポイント高くなっています。



(4) 公的制度・機関等の認知度

公的制度・機関等の認知度について、A世帯では、制度のことを知らなかったでは「母子父子寡婦福祉資金貸付」(18.5%)、「生活困窮者自立支援制度」(18.5%)等が、機関等のことを知らなかったでは「ファミリー・サポート・センター」(37.0%)、「生活自立支援センター」(29.6%)、「ひとり親家庭支援センター」(29.6%)等がB世帯に比べ高くなっています。

■ 公的制度・機関等の認知度

【制度のことを知らなかった】

A. 児童手当	全世帯(n=527)	0.2	(%)
	A世帯(n=27)	0.0	
	B世帯(n=476)	0.2	
B. 児童扶養手当	全世帯(n=527)	5.9	
	A世帯(n=27)	7.4	
	B世帯(n=476)	6.1	
C. 特別児童扶養手当	全世帯(n=527)	8.2	
	A世帯(n=27)	11.1	
	B世帯(n=476)	8.4	
D. 母子父子寡婦福祉資金貸付	全世帯(n=527)	8.3	
	A世帯(n=27)	18.5	
	B世帯(n=476)	8.2	
E. 生活困窮者自立支援制度	全世帯(n=527)	6.5	
	A世帯(n=27)	18.5	
	B世帯(n=476)	6.1	
F. 生活保護	全世帯(n=527)	2.8	
	A世帯(n=27)	3.7	
	B世帯(n=476)	2.9	
G. 生活福祉資金貸付	全世帯(n=527)	7.2	
	A世帯(n=27)	18.5	
	B世帯(n=476)	6.9	
H. 就学援助	全世帯(n=527)	3.6	
	A世帯(n=27)	0.0	
	B世帯(n=476)	4.0	
I. 高等学校等就学支援金	全世帯(n=527)	6.3	
	A世帯(n=27)	7.4	
	B世帯(n=476)	6.3	
J. 高等職業訓練促進給付金	全世帯(n=527)	9.5	
	A世帯(n=27)	18.5	
	B世帯(n=476)	9.0	

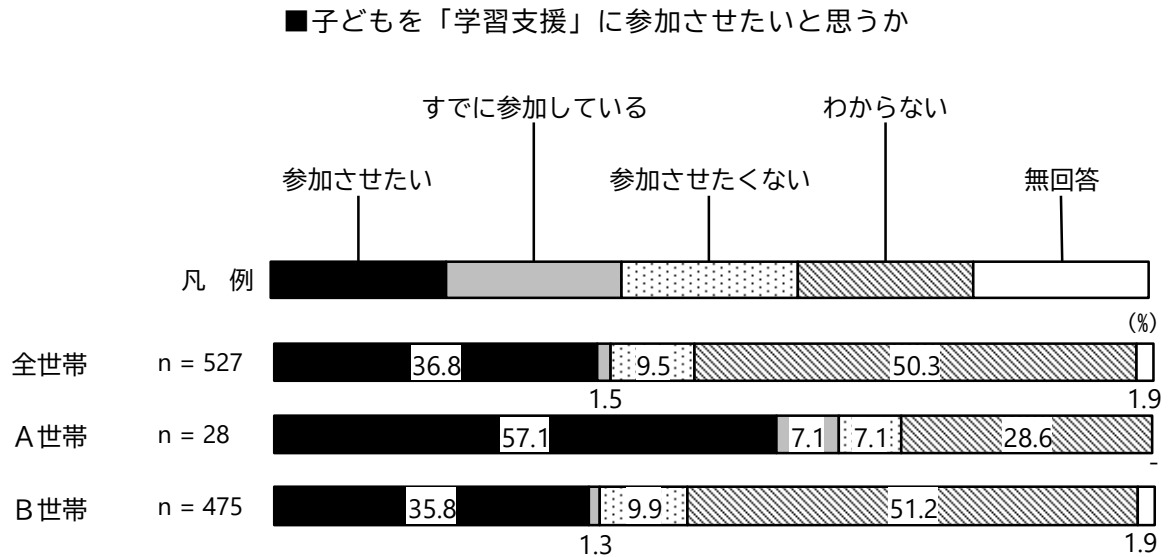
【機関等のことを知らなかった】

A. ファミリー・サポート・センター	全世帯(n=527)	12.7	(%)
	A世帯(n=27)	37.0	
	B世帯(n=476)	11.6	
B. 生活自立支援センター	全世帯(n=527)	11.6	
	A世帯(n=27)	29.6	
	B世帯(n=476)	10.7	
C. ひとり親家庭応援センター	全世帯(n=527)	10.8	
	A世帯(n=27)	29.6	
	B世帯(n=476)	9.9	
D. マザーズジョブサポートセンター	全世帯(n=527)	12.0	
	A世帯(n=27)	25.9	
	B世帯(n=476)	11.3	
E. 地域子育て支援センター	全世帯(n=527)	7.2	
	A世帯(n=27)	22.2	
	B世帯(n=476)	6.5	
F. 民生委員・児童委員	全世帯(n=527)	8.5	
	A世帯(n=27)	29.6	
	B世帯(n=476)	7.6	

(5)子どもを「学習支援」に参加させたいと思うか

子どもを「学習支援」に参加させたいと思うかについて、A世帯では「参加させたい」が57.1%、B世帯では「参加させたい」が35.8%となっています。

A世帯とB世帯を比較すると、A世帯ではB世帯に比べ「参加させたい」が21.3ポイント高くなっています。

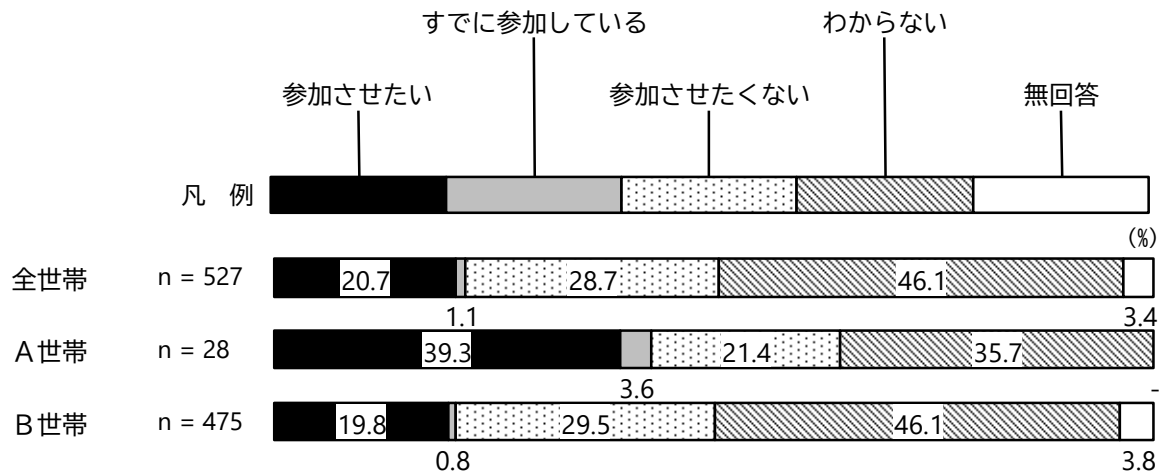


(6)子どもを「子ども食堂」や「地域食堂」に参加させたいと思うか

子どもを「子ども食堂」や「地域食堂」に参加させたいと思うかについて、A世帯では「参加させたい」が39.3%、B世帯では「参加させたい」が19.8%となっています。

A世帯とB世帯を比較すると、A世帯ではB世帯に比べ「参加させたい」が19.5ポイント高くなっています。

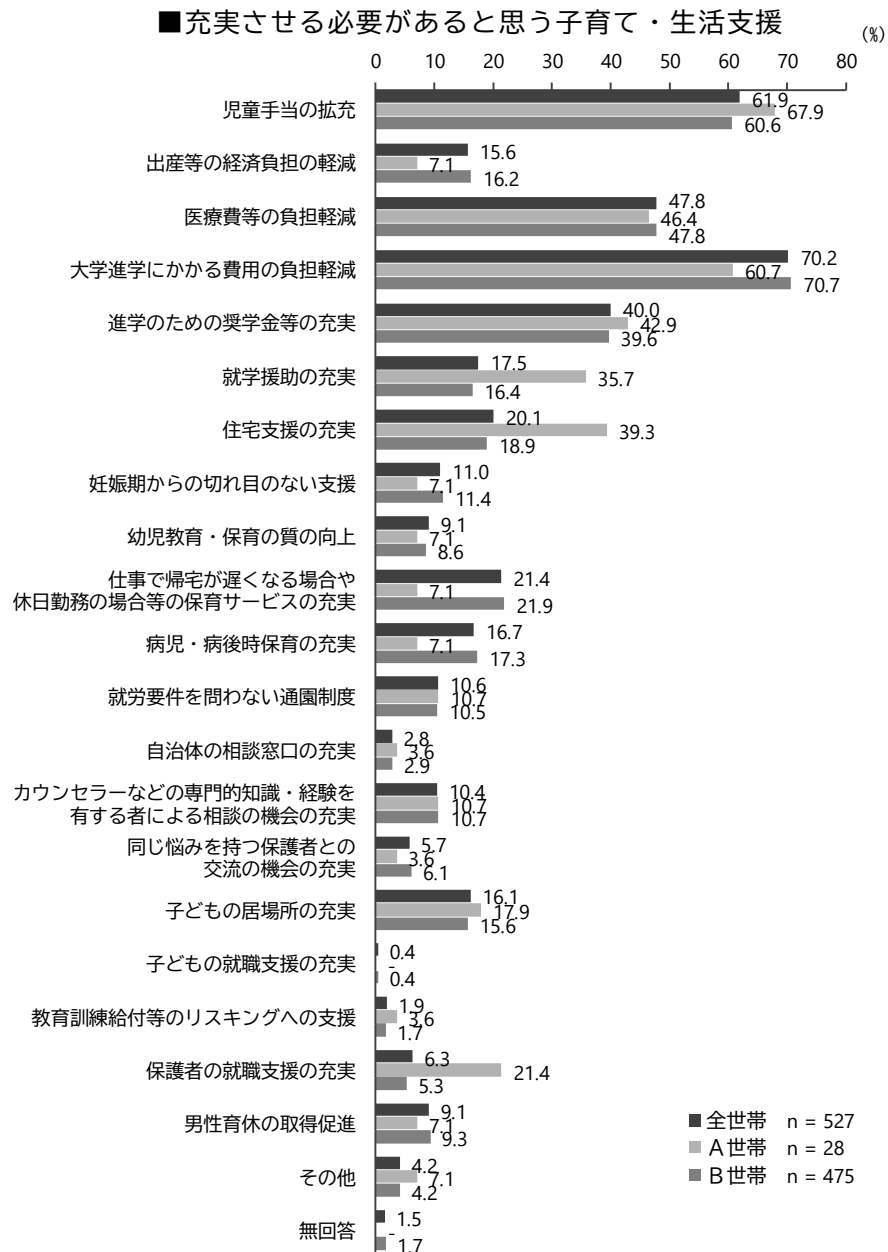
■子どもを「子ども食堂」や「地域食堂」に参加させたいと思うか



(7) 充実させる必要があると思う子育て・生活支援

充実させる必要があると思う子育て・生活支援について、A世帯・B世帯ともに「大学進学にかかる費用の負担軽減」(A世帯:60.7%、B世帯:70.7%)、「児童手当の拡充」(A世帯:67.9%、B世帯:60.6%)が多くなっています。

A世帯とB世帯を比較すると、A世帯ではB世帯に比べ「就学援助の充実」が19.3ポイント、「住宅支援の充実」が20.4ポイント、「保護者の就職支援の充実」が16.1ポイント高くなっています。



子どもの生活実態調査の結果からみる現状・課題

等価可処分所得が127万円未満・以上の世帯ともに、大学進学にかかる費用や児童手当の拡充等、経済面の負担軽減策の充実を求めていることが伺えます。また、公的制度・機関等の認知度について、127万円未満の世帯の方が知らない傾向にあるため、支援を必要とする方が情報を入手でき、利用につなげられるよう、周知の必要性も伺えます。

第3節 第二期山形市子ども・子育て支援事業計画の評価

1 子ども・子育て支援事業に係る数値目標の達成状況

第二期計画では、基本目標ごとに計画期間中に達成すべき数値目標を設定しており、その達成状況を把握するため、各担当課において、評価を行いました。

第二期計画を策定した当時の目標を下回っている指標もありますが、39指標のうち、22指標において、数値目標以上の達成となっています。

■数値目標の達成状況（総括）

	数値 目標数	◎： 数値目標 以上	○： 計画策定時 以上、数値 目標未満	△： 計画策定時 未満
計画全体	39	22	4	13
《基本目標1》 十分な保育施設等の数量を確保するとともに、保育環境の改善及び充実、低年齢児から学童までの“切れ目”のない教育・保育環境の整備を図ります。	6	2	3	1
《基本目標2》 全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障するための施策の充実を図ります。	14	9	0	5
《基本目標3》 保護者が子育てについての第一義的な責任を有するため、幼児期の家庭における親の教育力向上を図ります。	9	4	0	5
《基本目標4》 誰もが享受できる、教育・保育サービスの提供体制づくりを進めます。	2	2	0	0
《基本目標5》 子どもの現在及び将来がその生まれ育った経済的環境によって左右されることのないよう、学習、生活、就労など多方面で連携した子どもの貧困対策を進めます。	8	5	1	2

第二期山形市子ども・子育て支援事業計画の総括

第二期計画では、待機児童の解消を目指し、保育施設等の設置や拡充等により、十分な定員の確保を図った結果、計画期間中に待機児童をゼロに転じることができましたが、現在では、就学前児童が減少している中で、保育需要に対して保育の供給量が上回っており、今後もその傾向が続くと見込まれます。そのため、保育供給量が上回っている部分について、どのように活用していくかや量の調整をするしくみを検討する必要があります。

また、障がい児や医療的ケア児の保育入所について保護者から要望があることや、発達気になるこどもの増加に伴い、事業者からも専門的な保育・支援の充実が求められており、次期計画に向けては、量的な拡大から質の向上への方向転換が必要となっています。

アンケート調査や統計からも、共働きの保護者やフルタイムで働く母親が増加し、柔軟に短時間で利用できる保育のニーズが増えることが想定され、多様化するニーズ・課題に丁寧に対応し、全てのこどもが安心・安全な保育・教育を受けられるよう取り組んでいく必要があります。

また、第二期計画では、子育てにかかる費用について、支援の充実を求める保護者が多かったため、保護者の経済的負担を考慮した医療費の無料化、保育料の負担軽減等に取り組んできました。しかし、このたびのアンケート調査においては、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響もあり、第二期計画策定時と同様に、経済的側面の負担や不安を感じる声が多く聞かれました。そのため、引き続き様々な支援策を講じるとともに、制度やサービスの周知を図りながら、こどもが健やかに成長し、子育てしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

■数値目標の達成状況（基本目標ごと）

【基本目標1】

No.	指標等	①計画策定時	②数値目標	③達成状況	進捗状況
		令和元年12月	令和6年度	令和6年3月末	
1	待機児童数 (毎年4月1日現在)	39人	0人	0人	◎
2	保育施設の認可定数	6,445人	6,377人	6,700人	◎
3	整備完了又は着手した市立保育所の数 (対象4園)	1園	3園	1園	○
4	放課後児童クラブの学校等 市有施設利用か所数	36か所	51か所	48か所	○
5	放課後児童クラブ数	70か所	87か所	82か所	○
6	幼保小連携研修会への参加者数	169人	175人	152人	△

説明及び評価

- 保育所の整備等の待機児童対策を進めた結果、令和2(2020)年度には待機児童数はゼロとなり、現在も維持していますが、逆に供給過多となっています。
- 幼保小連携研修会については、コロナ禍においては紙面での開催でありましたが、令和5(2023)年度より対面で開催し、数値目標までに達していないものの多くの参加がありました。今後、更なる幼児教育の質の向上のため、幼保小の円滑な連携を図る必要があります。

【基本目標2】

No.	指標等	①計画策定時	②数値目標	③達成状況	進捗状況
		令和 元年12月	令和 6年度	令和 6年3月末	
1	いのちの教育研修会の開催回数	年2回	年2回	年2回	◎
2	不登校児童生徒の増加率	前年比 +1.08% (平成30年度)	前年比 -5.00%	前年比 +10.36%	△
3	乳幼児健康診査を受けていない子どもの健康状態を把握している割合	100.0% (平成30年度)	100.0%	100.0%	◎
4	就学児健康診断の受診率	100.0%	100.0%	100.0%	◎
5	児童の健康診断の受診率	100.0%	100.0%	100.0%	◎
6	かかりつけ医を持つ家庭の割合（3歳児健康診査時の状況から）	96.0% (平成30年度)	増やす	97.3%	◎
7	2歳までに麻しん・風しんの予防接種を受けている子どもの割合	99.1% (平成30年度)	増やす	98.7%	△
8	交通安全教室の実施施設の割合	69.2% (平成30年度)	増やす	82.6%	◎
9	市内における子ども（幼児、小中学生）の交通事故死傷者数	91人 (暦年) (平成30年度)	81人以下 (暦年)	30人	◎
10	スポーツスクールの開催回数	150回 (平成30年度)	150回以上	417回	◎
11	本市が子育てしやすいと考えている保護者の割合	67.8% (令和元年度 ニーズ調査 結果)	増やす	61.0% (令和6年度 ニーズ調査 結果)	△
12	理想的と思う子どもの数と、持とうと思う子どもの数の差	0.5人 (令和元年度 ニーズ調査 結果)	減らす	0.6人 (令和6年度 ニーズ調査 結果)	△
13	休日や夜間等、子どもが急病時に病院などが見つからず困った経験がある保護者の割合	14.9% (令和元年度 ニーズ調査 結果)	減らす	27.0% (令和6年度 ニーズ調査 結果)	△
14	おやこよりそいチャットやまがたの友だち登録件数	1,294 (令和4年度)	増やす	2,212件	◎

説明及び評価

- 不登校児童生徒については、全国的に増加しており、本市も同様に増加しています。2～3年にわたったコロナ禍が明け、通常の生活が戻ってきたことが、こどもたちの生活リズムや心理状況に大きく影響したと考えられます。不登校になる原因は多岐にわたっており、未然防止・早期対応に努める必要があります。
- 各種健診や予防接種については、ほとんどの指標で目標達成となっています。
- 「休日・夜間における子供の急病時に病院が見つからず困った経験がある保護者の割合」については、コロナ禍の影響により、受診に制限等があったことが数値が増加している要因の一つであると考えられます。

【基本目標3】

No.	指標等	①計画策定時	②数値目標	③達成状況	進捗状況
		令和元年12月	令和6年度	令和6年3月末	
1	元気すくすくネットのアクセス件数	735件/日 (平成30年度)	800件/日	1,205件/日	◎
2	子育ておしゃべりサロン数	33か所	増やす	33か所	◎
3	はたらく体験の受入れを行った保育所及び幼稚園の数	50か所/年	50か所/年	2か所/年	△
4	男性の家事・育児・介護等への参加を促す講座及び事業所対象のワーク・ライフ・バランス等出前講座の実施回数	2回	3回	6回	◎
5	家庭教育支援事業の講座開催数	32回/ 8公民館	32回以上/ 8公民館	21回/ 8公民館	△
6	子ども育成・子ども支援事業の講座開催数	56回/ 8公民館	56回以上/ 8公民館	90回/ 8公民館	◎
7	子育てに不安を感じる保護者の割合	28.0% (令和元年度 ニーズ調査 結果)	減らす	32.8% (令和6年度 ニーズ調査 結果)	△
8	悩みの相談相手がいない保護者の割合	4.6% (令和元年度 ニーズ調査 結果)	減らす	7.2% (令和6年度 ニーズ調査 結果)	△
9	子育てに積極的に参加する父親の割合	57.6% (令和元年度 ニーズ調査 結果)	増やす	54.3% (令和6年度 ニーズ調査 結果)	△

説明及び評価

- 各種講座等の開催について、一部新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、元気すくすくネットのアクセス件数、子育ておしゃべりサロン数はともに増加しています。
- 物価高騰や核家族化の進行等により、「子育てに不安感や負担感を感じる保護者の割合」、「悩みの相談相手がいない保護者の割合」が増加した一方で、子育て支援センターや子育てサロンの利用により不安解消につながったとの声もあります。引き続き、行政による相談窓口のほか、身近な相談機関やSNS等を活用した相談体制の充実により、親の子育てに関する不安・負担の軽減を図る必要があります。

【基本目標4】

No.	指標等	①計画策定時	②数値目標	③達成状況	進捗状況
		令和元年12月	令和6年度	令和6年3月末	
1	障がい児を受け入れている保育所等の数	23か所	増やす	31か所	◎
2	病児・病後児保育の実施施設数	6か所	6か所	6か所	◎

説明及び評価

○障がい児を受け入れている保育所等の数及び病児・病後児保育の実施施設数ともに、目標を達成しています。今後も、利用したい時に誰でも気兼ねなく利用できる保育の充実を進める必要があります。

【基本目標5】

No.	指標等		①計画策定時	②数値目標	③達成状況	進捗状況
			令和元年12月	令和6年度	令和6年3月末	
1	国の貧困線を下回る水準の子どものいる世帯の割合		12.0%	減らす	5.4%	◎
2	生活保護世帯に属する子どもの進学実績（過去3年の実績値）	高校進学率	97.4%	99.7%	90.0%	△
3		高校中退率	7.9%	6.0%	3.8%	◎
4		大学等進学率	19.4%	25.0%	37.5%	◎
5	子ども家庭総合支援拠点機能の整備		0か所	1か所	1か所	◎
6	高等職業訓練促進給付金制度利用実績（令和元年度からの累計）	延べ修了人数	1人	20人	10人	○
7		修了後の就職率	100%	100%を維持	100%	◎
8	ひとり親家庭就業・自立支援事業の就業実績人数		18人	23人	16人	△

説明及び評価

- 国の貧困線を下回る水準の子どものいる世帯の割合は、両親の正規雇用の割合等が増加し、収入増の世帯が増えたことにより減少しています。
- 令和5(2023)年4月に子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合した「こども家庭センター」を設置し、社会福祉士や保健師等の各専門職が一体的に支援を行う体制を構築しました。
- 一部、目標値に至らなかった指標もあることから、引き続き、関係機関と連携しながら、個々に応じた支援を行っていく必要があります。

2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実績及び点検・評価

(1)教育・保育事業の実績及び点検・評価

子ども・子育て支援法第61条において、市は、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられ、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、量の見込み及びそれに対応する提供体制の確保の内容並びに実施時期について定めることとなっています。これに伴い、教育・保育事業について、認定区分(1号認定、2号認定、3号認定)ごとの量の見込みを推計し、これを充足させるべく、提供体制の整備に努めました。

その結果、計画期間を通じて、利用希望者数を十分にカバーできる提供体制を確保することができました。

一方で少子化が進み、保育需要に対して供給量が上回り、入園児童数が減少傾向にある教育・保育施設が増えてきています。このため、需給バランスの調整が必要となっています。

【1号認定（教育標準時間認定）：3～5歳】

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	1,572	1,515	1,056	1,031	1,004
	②提供量	2,816	2,608	2,506	2,387	2,126
	特定教育・保育施設等	2,816	2,608	2,506	2,387	2,126
	幼稚園	1,370	1,370	1,325	1,250	1,160
	認定こども園	1,446	1,238	1,181	1,137	966
	②-①	1,244	1,093	1,450	1,356	1,122
実績	③利用希望者数	1,216	1,124	969	868	915
	④提供量	2,686	2,487	2,376	2,257	2,040
	特定教育・保育施設等	1,686	1,487	1,376	1,257	1,370
	④-③	1,470	1,363	1,407	1,389	1,125

【2号認定（保育認定）：3～5歳】

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	3,952	3,900	3,399	3,409	3,406
	②提供量	4,514	4,417	4,455	4,488	4,454
	特定教育・保育施設等	3,786	3,689	3,727	3,760	3,726
	認可保育所	2,358	2,208	2,155	2,158	2,080
	認定こども園	1,360	1,481	1,572	1,602	1,646
	認可外保育施設	68	-	-	-	-
	特定地域型保育事業等	658	658	658	658	658
	幼稚園預かり保育	658	658	658	658	658
	企業主導型保育施設	70	70	70	70	70
	②-①	562	517	1,056	1,079	1,048
実績	③利用希望者数	3,522	3,508	3,407	3,358	3,269
	④提供量	3,897	3,925	3,966	3,996	4,004
	特定教育・保育施設等	3,718	3,689	3,729	3,753	3,760
	特定地域型保育事業等	0	0	0	0	1
	企業主導型保育施設	179	236	237	243	243
	④-③	375	417	559	638	735

【3号認定（保育認定）：1～2歳】

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	2,295	2,302	2,285	2,264	2,237
	②提供量	2,195	2,209	2,257	2,285	2,270
	特定教育・保育施設等	1,939	1,938	1,986	2,017	2,009
	認可保育所	1,306	1,204	1,162	1,162	1,106
	認定こども園	612	734	824	855	903
	認可外保育施設	21	-	-	-	-
	特定地域型保育事業等	192	207	207	204	197
	小規模保育事業	98	113	117	114	111
	家庭的保育事業	66	66	62	62	58
	幼稚園預かり保育	28	28	28	28	28
	企業主導型保育施設	64	64	64	64	64
	②-①	▲100	▲93	▲28	21	33
実績	③利用希望者数	2,168	2,114	2,100	2,139	2,109
	④提供量	2,259	2,351	2,415	2,440	2,432
	特定教育・保育施設等	1,917	1,938	1,985	2,010	2,009
	特定地域型保育事業等	164	179	179	175	169
	企業主導型保育施設	178	234	251	255	254
	④-③	91	237	315	301	323

【3号認定（保育認定）：0歳】

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	752	751	746	741	734
	②提供量	769	773	792	803	784
	特定教育・保育施設等	686	683	700	715	697
	認可保育所	482	432	417	417	398
	認定こども園	204	251	283	298	299
	特定地域型保育事業等	46	53	55	51	50
	小規模保育事業	29	36	39	35	35
	家庭的保育事業	17	17	16	16	15
	企業主導型保育施設	37	37	37	37	37
	②-①	17	22	46	62	50
実績	③利用希望者数	356	379	320	303	285
	④提供量	844	861	884	906	891
	特定教育・保育施設等	687	683	695	710	697
	特定地域型保育事業等	46	53	55	52	50
	企業主導型保育施設	108	125	134	144	144
	④-③	488	482	564	603	606

(2)地域子ども・子育て支援事業の実績及び点検・評価

第二期計画では、子ども・子育て支援法第59条の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業のうち11事業について、量の見込みを推計し、必要な量の確保に努めました。

【利用者支援事業（特定型）】

(単位：か所)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②提供量	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
実績	③提供量	1	1	1	1	
	③-①	0	0	0	0	

【利用者支援事業（母子保健型・こども家庭センター型）】

(単位：か所)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②提供量	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
実績	③提供量	1	1	1	1	
	③-①	0	0	0	1	

評価（取組内容）

○特定型では、子育て支援コーディネーター1名を保育育成課窓口配置し、支援体制の充実に努めました。こども家庭センター型では、令和5(2023)年度より、こども家庭支援課に「こども家庭センター」を1か所設置し、児童福祉分野と母子保健分野で連携を強化しながら、相談支援を実施しています。

○今後も事業を継続し、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。

【延長保育事業（時間外保育事業）】

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	117,478	115,892	113,655	112,484	111,022
	②提供量	117,478	115,892	113,655	112,484	111,022
	②-①	0	0	0	0	0
実績	③提供量	102,094	108,233	93,518	87,586	
	③-①	▲15,384	▲7,659	▲20,137	▲24,898	

評価（取組内容）

○保育認定を受けた利用時間以外の時間において、延長して保育を実施しました。

○今後も、家庭の事情や親の就労状況等に応じ、必要な延長保育を行います。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）：6～11歳児】

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	3,498	3,691	3,887	4,060	4,199
	小学1～3年生	2,718	2,868	3,020	3,155	3,263
	小学4～6年生	780	823	867	905	936
	②提供量	3,498	3,691	3,887	4,060	4,199
	②-①	0	0	0	0	0
実績	③提供量	3,498	3,674	3,944	4,026	4,070
	小学1～3年生	2,623	2,797	2,939	2,995	2,964
	小学4～6年生	875	877	1,005	1,031	1,106
	③-①	0	▲17	57	▲34	▲129

評価（取組内容）

○条例基準に適合するよう放課後児童クラブの環境整備を行い、こどもが安全・安心に過ごせる環境づくりに努めました。

○今後も良好な環境で放課後児童の健全な育成が行われるよう事業を継続していきます。

【子育て短期支援事業（ショートステイ）：0歳児～小学生】

（単位：人）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	98	98	98	98	98
	②提供量	98	98	98	98	98
	②-①	0	0	0	0	0
実績	③提供量	22	20	18	63	
	③-①	▲76	▲78	▲80	▲35	

評価（取組内容）

- 一時的な需要に対応するサービスであるため、実績には変動がみられ、令和5年度には対応した件数も増加し、児童養護施設等において必要な保護を行いました。
- 必要な時に利用できるよう、受け入れ施設の確保に努めながら事業を継続していきます。

【乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）】

（単位：人）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	742	732	719	706	692
	②提供量	実施体制：民生児童委員等 492人				
実績	③提供量	799	895	805	640	
	③-①	57	163	86	▲66	

評価（取組内容）

- 出生数の減少により訪問件数は減少していますが、対象者への訪問を通して、状況把握や情報提供を実施するなど産後の支援を行いました。
- 今後も事業を継続し、継続した支援が必要な場合は各種サービスへつなぐ等切れ目ない支援を実施します。

【養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）】

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	1,336	1,318	1,295	1,272	1,246
	②提供量	実施体制：保健師・助産師 17人				
実績	③提供量	1,215	877	913	889	
	③-①	▲121	▲441	▲382	▲383	

評価（取組内容）

- 出生数の減少により訪問件数は減少傾向にありますが、晩婚化・晩産化、SNSの普及による子育て情報の情報過多、メンタルヘルスの問題等により、年々養育の支援を必要とする家庭への対応事例は複雑化しています。
- より丁寧な情報収集やニーズの把握を行うことで、相談支援やサービスの紹介等を実施しました。
- 今後も事業を継続し、養育者が求めるニーズや世帯が抱えるリスクを見極めながら、安定した養育ができるよう支援していきます。

【地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）】

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	311,664	309,295	384,656	379,751	374,176
	②提供量	311,664	309,295	384,656	379,751	374,176
	②-①	0	0	0	0	0
実績	③提供量	70,592	97,125	281,574	437,179	
	③-①	▲241,072	▲212,170	▲103,082	57,428	

評価（取組内容）

- 民間立子育て支援センターにおける育児講座、体験保育、保育サービスの情報提供、制度・施設の紹介等の子育て支援事業を行いました。地域の子育て支援機能の充実を図ることにより、子育ての不安感の緩和やこどもの健やかな育ちを支援しました。
- 地域との連携や子育て世帯にとっての身近な子育て支援センターにおける相談機能の充実を図りながら、事業を継続していきます。
- 子育てに限らず専門的な支援が必要な場合は、各分野の専門機関に適切につなぐことができるよう、各機関との連携を図る必要があります(重層的支援体制の整備)。

【一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象）：3～5歳児】

（単位：人日）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	47,773	46,854	45,750	45,556	45,210
	②提供量	47,773	46,854	45,750	45,556	45,210
	②-①	0	0	0	0	0
実績	③提供量	37,910	53,771	47,099	43,314	
	③-①	▲9,863	6,917	1,349	▲2,242	

【一時預かり事業（その他）：0～5歳児】

（単位：人日）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	11,631	11,419	11,159	11,099	11,004
	②提供量	11,631	11,419	11,159	11,099	11,004
	②-①	0	0	0	0	0
実績	③提供量	6,569	6,768	6,361	5,149	
	③-①	▲5,062	▲4,651	▲4,798	▲5,950	

評価（取組内容）

- 事業を実施する幼稚園に対し、利用実績に応じて補助金を交付することにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を預かり、必要な保育を実施しました。
- 保護者等の就労・入院等により継続して預かる「非定型保育」、保護者等の冠婚葬祭等により一時的に預かる「緊急保育」の2種類の一時保育事業を実施しました。
- 今後も事業を継続し、保護者の様々なニーズに対応していきます。

【病児保育事業】

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	589	581	570	564	670
	②提供量	589	581	570	564	670
	②-①	0	0	0	0	0
実績	③提供量	243	408	116	244	
	③-①	▲346	▲173	▲454	▲320	

【病後児保育事業】

(単位：人日)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	594	586	575	569	562
	②提供量	594	586	575	569	562
	②-①	0	0	0	0	0
実績	③提供量	183	605	428	434	
	③-①	▲411	19	▲147	▲135	

評価（取組内容）

- 児童が病気で保育園等に預けられないものの、保護者が仕事などで児童の保育ができない場合に、児童の体調によって「病児対応型」「病後児対応型」として保育所等で一時的に保育を行いました。
- 保護者が困った時に安心して預けることができるよう、様々なニーズに対応しながら、事業を継続していきます。

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）】

（単位：人）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	2,379	2,354	2,329	2,304	2,279
	②提供量	2,379	2,354	2,329	2,304	2,279
	②-①	0	0	0	0	0
実績	③提供量	551	1,055	1,226	1,957	
	③-①	▲1,828	▲1,299	▲1,103	▲347	

評価（取組内容）

- 依頼内容の多様化により、利用する会員と協力する会員のマッチングが難しいケースが増えていきます。
- 新規の協力会員を確保するなどし、より多くの適切なサポート活動ができるよう取り組んでいきます。

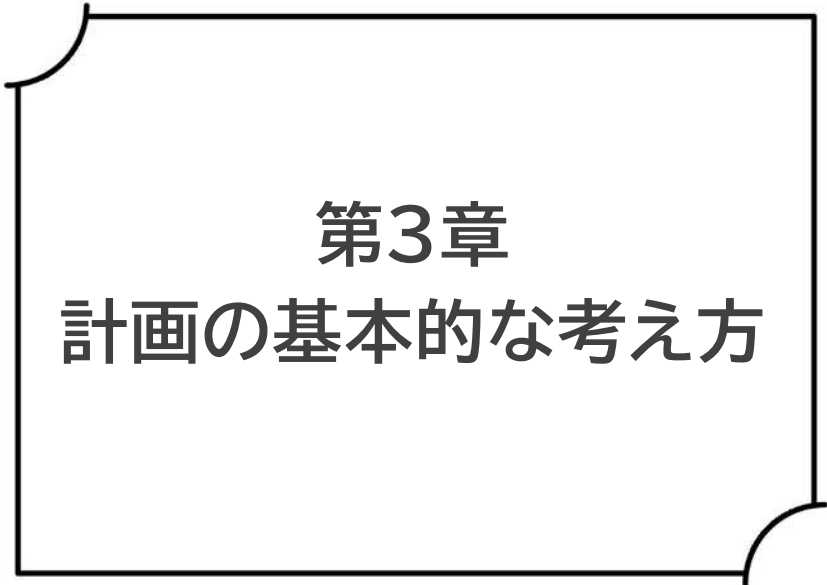
【妊婦健康診査事業】

（単位：人）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画	①量の見込み	1,947	1,921	1,887	1,854	1,816
	②提供量	実施場所・実施体制：県内医療機関と委託契約、それ以外については償還払いで対応				
実績	③提供量	2,519	2,523	2,357	2,116	
	③-①	572	602	470	262	

評価（取組内容）

- 妊婦の健康管理を行うとともに妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保しました。
- 今後も事業を継続し、妊婦の健康管理及び経済的負担の軽減を図っていきます。



第3章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第二期計画により、こども・子育て支援施策、こどもの貧困の解消に向けた対策を展開し、地域社会全体で健やかなこどもの成長を育むとともに、全ての人が等しく良質な子育て環境を享受できるまちを目指してきました。

しかし、全国的に少子化の流れが留まることなく進行し、本市においても、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

これからは、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが求められています。

この「こどもまんなか社会」の実現に向け、施策を推進することで、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながります。

本市では、「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こどもや若者が幸せで健やかに成長し、その笑顔を見守る保護者、家族も楽しく子育てができる環境をつくり、地域社会全体で支えていくという思いから、「こども・若者の笑顔が未来をつくる 子育てが楽しいまち“やまがた”」を基本理念とします。

こども・若者の笑顔が未来をつくる
子育てが楽しいまち“やまがた”

第2節 計画を策定するための基本的な視点

本計画は、基本となる考え方を以下の5つの視点に定め、取組を推進していきます。

視点1

こども・若者の最善の利益を図るため、その意見を受け止めながら、
こども・若者を権利の主体として尊重するまち

一人ひとりのこども・若者を中心に考えた施策を推進するため、こども・若者の幸せを第一に考えるとともに、こどもの意見が尊重されるまちをつくります。

視点2

こども・若者の就職や結婚、子育て等に関する夢や希望を叶えるまち

自分らしく社会生活を送り、将来に見通しを持ちながら、希望と意欲に応じて活躍することができるとともに、希望する誰もが結婚し安心してこどもを産み育てられるようなまちを目指します。

視点3

ライフステージに応じた切れ目のない支援により、安心して子育てができるまち
乳幼児期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据え、子どもや若者、子育て
当事者のライフステージに応じて長期的な視野から切れ目なく支援します。

視点4

生まれ育った環境にかかわらず、全ての子ども・若者が幸せに成長することができるまち
どのような家庭環境、経済状況にあっても、子ども・若者が分け隔てなく大切にされ、
子ども・若者が心身ともに健やかに育つことができるよう支援します。

視点5

地域全体で、子ども・若者、子育て家庭等を支えるまち
家庭、学校、企業、地域などの全ての人々が、子ども・若者や子育て家庭を支援する地
域社会をつくれます。

第3節 基本目標

基本理念を実現するために、以下の5つを基本目標に掲げ、子ども施策を総合的に推進しま
す。

基本目標1 子ども・若者の意見や権利を尊重し、
健やかに成長するまちづくり

基本目標2 子ども・若者が夢と希望を叶えるまちづくり

基本目標3 安心して子どもを生み育てられるまちづくり

基本目標4 困難を有する子ども・若者とその家族が
適切な支援を受けられるまちづくり

基本目標5 子ども・若者、子育て当事者を支えるまちづくり

第4節 施策体系

基本理念

こども・若者の笑顔が未来をつくる
子育てが楽しいまち “やまがた”

基本目標

子:子ども・子育て支援に関連する施策

貧:貧困対策に関連する施策

若:若者の支援に関連する施策

1 こども・若者の意見や権利を尊重し、健やかに成長するまちづくり

基本施策	子	貧	若
(1) こども・若者の意見・権利の尊重	●		●
(2) 郷土への愛着と誇りを育む機会の創出	●		●
(3) こども・若者の健全な成長に向けた支援	●		●
(4) 安心して学び過ごせるこどもの居場所づくり	●	●	●
(5) インクルージョンの推進	●		●

2 こども・若者が夢と希望を叶えるまちづくり

(1) 多様な体験機会の創出・活躍促進	●		●
(2) 若者の就労支援	●	●	●
(3) 結婚・新生活の支援			●

3 安心してこどもを生み育てられるまちづくり

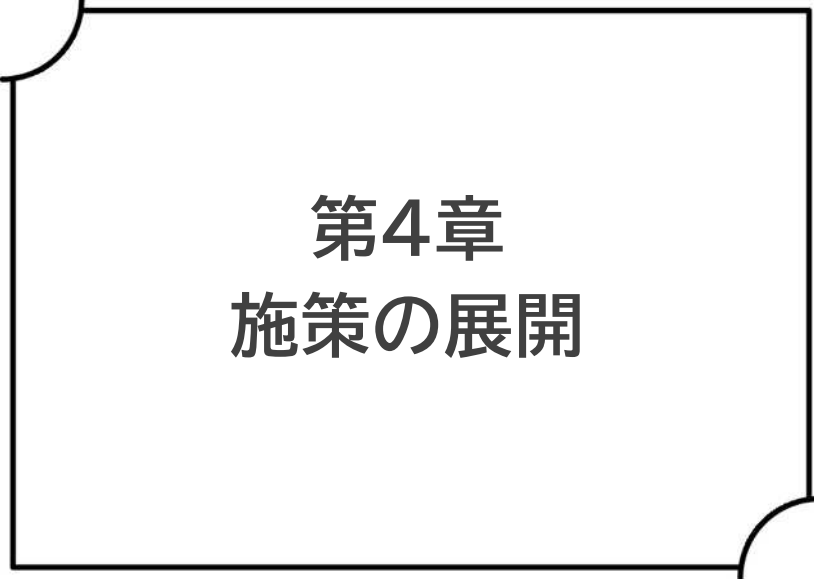
(1) 妊娠・出産の希望の実現に向けた支援	●		
(2) 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目のない支援	●	●	
(3) 多様な教育・保育サービスの充実	●	●	
(4) 適切な学校教育環境の整備	●	●	●
(5) 子育て家庭の経済的な負担の軽減	●	●	
(6) 配慮が必要な児童・生徒への支援	●		●

4 困難を有するこども・若者とその家族が適切な支援を受けられるまちづくり

(1) こどもの貧困対策の推進	●	●	●
(2) ひとり親家庭への支援	●	●	
(3) こどもの虐待の防止	●		●
(4) 社会的養護等を必要とするこども・若者への支援	●	●	●
(5) 社会生活に困難を抱えるこども・若者とその家族への支援	●	●	●

5 こども・若者、子育て当事者を支えるまちづくり

(1) 共働き・共育ての支援	●		
(2) 女性の就労促進・就労継続・活躍支援	●		
(3) 地域で支える子育て支援	●	●	
(4) 学校・地域・家庭の連携・協働による教育の展開	●	●	●
(5) 安全・安心に生活できる環境づくり	●		●
(6) 快適で暮らしやすい環境の整備	●	●	



第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の意見や権利を尊重し、健やかに成長するまちづくり

全てのこども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者、子育て当事者の意見を尊重し、対話しながら施策を進めていきます。

また、安心・安全に過ごせる居場所づくりを行うとともに、こども・若者が郷土への愛着と誇りを持ち、心身ともに健やかに成長できる取組を行います。

さらに、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、相互に人格や個性を尊重し、全てのこども・若者が安心して生活し、自己実現を図ることができる社会を目指すため、インクルージョンを推進します。

成果指標

No.	指標等	計画策定時	数値目標
		令和6年度	令和11年度
1	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	中高生：60.5%、 20・30代：53.5% 【令和6年度中高生 に対する調査結果】 【令和6年度20・30代市民 に対する調査結果】	増やす
2	こどもまんなか応援サポーター登録事業所数	未実施	50事業所
3	山形市に「ずっと住みたい」「一時的に離れることがあっても戻ってきたい」と思う中高生の割合	69.2% 【令和6年度中高生に対する 調査結果】	増やす
4	市内の子ども食堂の数	27か所	40か所
5	障がい児を受け入れている民間立保育所等の数	31か所	増やす

基本施策(1) こども・若者の意見・権利の尊重

本市では、こども家庭庁の「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組に賛同し、令和5（2023）年11月7日に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行いました。

こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるように取組を社会全体で行うことができるよう、「こどもまんなか」の普及啓発に努めるとともに、こども・若者の意見を聴き、施策に反映させるための仕組みづくりを推進します。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
こどもまんなかの普及啓発 【新規】	「山形市こどもまんなか応援サポーター宣言」に基づき、施設やイベント等での「こどもファスト・トラック」の推進や、5月5日から一週間の「こどもまんなか児童福祉週間」における広報・啓発等の行事を展開します。また、「山形市こどもまんなか応援サポーター」を広げるため、民間企業にも働きかけます。	こども家庭支援課 こども未来課
こども・若者の意見を聴き施策に反映させるための仕組みの構築 【新規】	こども・若者を集めた会議やWEBアンケートを実施し、こども・若者の意見を直接聴取することで、施策に反映させる仕組みを作ります。	こども未来課
小中学生向け「いのちの学習」の実施	小・中学生を対象にいのちの大切さや男女が互いの性を尊重する教育の充実を図ります。	男女共同参画センター

基本施策(2) 郷土への愛着と誇りを育む機会の創出

こどもたちが郷土に愛着や誇りを持ちながら、心豊かに成長していくためには、こどもの頃から、本市の歴史や文化、郷土料理などに触れ、地域の人々との交流を深めながら、地域の魅力を楽しく理解していくことが大切です。

中学生・高校生に対する調査では、約70%が本市に「ずっと住みたい」、「一時的に離れることがあっても戻ってきたい」と回答しました。

未来を担うこどもたちが、これからも郷土への愛着を深めながら育ち、こども自身が郷土で生きること誇りを持つことができるよう、愛着と誇りを育む機会の創出を推進します。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
学校給食における郷土料理の提供・食育の推進	山形の食文化を伝える郷土料理を給食で提供し、給食だより等による情報発信を行います。また、食育の充実を図るため、管理栄養士が学校を訪問し、児童生徒や保護者に「食」を通じた講話を実施します。	教育委員会学校給食センター
やまがた検定の実施	山形市の歴史、産業等に関する問題を出題する筆記試験と、市の魅力を楽しく体験、実感できる体験ツアーを「やまがた検定」として小学生以上を対象に実施し、山形市の魅力を発見・再認識してもらうとともに、市民の郷土愛の向上を図ります。	ブランド戦略課
ふるさとキャリアの種まき事業（中・高校生向け地元企業の魅力発信事業）【新規】	人材の確保及び将来的な人材定着を目的として、地元企業の魅力や社会との繋がりを学ぶ場を提供します。	産業政策課 働きやすさ追求室

基本施策(3) こども・若者の健全な成長に向けた支援

こども・若者が自己肯定感や自信を持って、自立した個人として健やかに成長していくためには、成長の過程において、豊かな人間性を身につけ、健全に成長していくことが必要です。

生涯にわたる人格形成の基礎を築き、社会の中で自立していくことができるよう、こども・若者の健全な成長を支援します。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
山形市青少年問題協議会の開催	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する施策について協議し、関係機関に対し意見具申を行います。	社会教育青少年課
青少年健全育成講演会等各種研修の開催	青少年関係団体等を対象に青少年健全育成に関する講演会を開催します。また、他団体で開催する研修への派遣を行います。	社会教育青少年課
青少年育成推進員の委嘱・活動促進	小学校区ごとに「青少年育成推進員」を委嘱し、情報交換や研修会を実施します。	社会教育青少年課
「やまがたの青少年」の発行	山形市青少年問題協議会の開催に合わせ、青少年の実態と当市行政施策について冊子を発行し、HPに掲載します。	社会教育青少年課
青少年健全育成団体への支援	各団体の活動を支援するため、補助金・負担金の交付を行います。各小学校区ごとに設置されている青少年健全育成連絡協議会の自主的な活動に対し、活動奨励金を交付します。	社会教育青少年課
青少年健全育成市民運動の促進	青少年健全育成に関する市民活動を展開している青少年育成市民会議の活動を支援します。	社会教育青少年課
少年相談の実施	青少年指導センター相談員による電話・メール・面談による悩み相談を行います。電話・面談は平日の午後、メールは24時間受け付けます。	社会教育青少年課
児童生徒のSOSの出し方教育	市内小・中学校に希望校調査を実施し、実施校を選定。選定校の児童生徒に対し児童生徒が悩みを抱えた時に、どのように助けを求めればよいか援助希求行動の方法について、健康増進課の保健師・精神保健福祉士等が出前授業を実施します。	健康増進課 精神保健・感染症対策室

基本施策(4) 安心して学び過ごせるこどもの居場所づくり

こども・若者が安心して過ごせる居場所は、孤立を防ぎ、心の安定と安全につながるだけではなく、他者と関わりながら、社会性やコミュニケーションを学ぶ場でもあります。また、様々な活動や経験を通じて、新しいことを学ぶことは、自身の興味の発見につながります。

こども・若者が年齢を問わず、安全・安心に過ごしながら、主体的に学び、成長することができるよう、こどもの居場所づくりを推進します。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
社会的要請学習の推進 「若者支援事業 まちなかサードプレイス」 (高校生対象)	中央公民館等が高校生にとって居心地のよい「サードプレイス」となり、多様な人間と関わりながら安心して学ぶことを通して、自ら学びを創造することができるようにします。	社会教育青少年課
社会的要請学習の推進 「若者支援事業 サードプレイス Jr.」 (中学生対象)	公民館が中学生にとって居心地のよい「サードプレイス」となり、公民館事業の企画立案・実施を通して学びを深め、自らの思いや願いを実現することができるようにします。	社会教育青少年課
こどもの居場所づくり	子ども食堂の運営により地域において孤立しがちな世帯の解消を図り、放課後児童クラブ、児童館、屋内型児童遊戯施設や児童遊園の運営等により、こどもや保護者、地域住民が交流できる居場所を確保します。	こども家庭支援課 保育育成課 こども未来課
山形っ子学び・体験支援事業	青少年に対して学習スペースや学習機会を提供するため、子ども育成ボランティア・山形(学習空間mana-viの運営)への支援を行います。	社会教育青少年課

基本施策(5) インクルージョンの推進

インクルージョンとは、全ての人々がその違いを尊重し、社会の一員として受け入れられることを意味しています。

年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、相互に人格や個性を尊重し、全てのこども・若者が安心して生活し、自己実現ができる社会にするために、社会全体のインクルージョンの意識向上を促進するとともに、インクルーシブな環境づくりを進めます。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
シェルターインクルーシブプレイスコパル運営事業	市全域における子育て支援機能を更に強化するために、市南部へ整備したシェルターインクルーシブプレイスコパルに対し、インクルージョンの拠点として運営支援を行います。	こども未来課
インクルーシブ保育の推進	市立保育所で積極的に障がい児を受け入れ、インクルーシブ保育を実施するとともに、蓄積したノウハウ等の提供等により、障がい児を受け入れる民間施設をサポートします。また、インクルーシブ保育等を実施する施設の設置を支援します。	こども未来課
市立保育所及び民間立保育所医療的ケア児受入事業	日常生活において医療的ケアを必要とする児童について、市立保育所及び民間立保育所にて受け入れの整備を進め、児童及びその保護者へ適切な支援を行います。	こども未来課
障がい児保育受入促進事業【拡充】	発達支援などを要する児童を含めた障がいがあるこどもを受け入れた保育所等に対し、障がい児等を受け入れた場合の人件費相当分の一部を支援します。「障がい児通所受給者証」を所持している児童を新たに補助対象に加えることで、これまで以上に障がい児やグレーゾーンのこどもに対して、安全・安心な保育環境を整えます。	保育育成課
放課後児童クラブ医療的ケア児受入事業	医療的ケアを必要とする児童を受け入れている放課後児童クラブに対し、医療的ケア児受入に係る看護師職員人件費の一部を補助し、安心して利用できる支援体制を整えます。	保育育成課
児童発達支援センター中核機能強化事業【新規】	児童発達支援センター「こまくさ学園」における発達に気になる児童に関する相談体制の強化、市内の障がい児通所支援事業所への助言及び援助の実施、保育所等のインクルージョン推進に係る一般施策との連携及び後方支援の強化など、児童発達支援センターとしての中核的機能を強化します。	障がい福祉課
障がい児通所支援事業	障がいのある児童等に対し、施設又は居宅において、日常生活や集団生活等に係る療育の支援を行います。また、保育所や学校に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	障がい福祉課

基本目標2 こども・若者が夢と希望を叶えるまちづくり

こども・若者の夢や希望の発見・実現に向け、多様な体験機会を創出し、社会の中で自らを活かす場所を持つことができるよう活躍促進を図ります。

また、将来の希望を叶え、展望を持って生活を送るには、雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保する必要があるため、就労支援を推進します。

さらに、結婚を希望する方が望みを叶えることができるよう、出会いの機会や場の創出、新生活に伴う支援を進めていきます。

成果指標

No.	指標等	計画策定時	数値目標
		令和6年度	令和11年度
1	「失敗を恐れずに挑戦できる」と思うこどもの割合	50.4% 【令和6年度中高生に対する調査結果】	増やす
2	「新しい物事にチャレンジしたい」と思う若者の割合	66.7% 【令和6年度20・30代市民に対する調査結果】	増やす
3	婚活支援事業の開催数・参加者数	開催数:28件 参加者数:250人	開催数:31件 参加者数:300人

基本施策(1) 多様な体験機会の創出・活躍促進

多様な体験は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、多様な体験を通じて、自分の興味や関心を発見し、将来の目標や夢を見つけるきっかけとなります。また、新しいことに挑戦することで、創造力や好奇心を育みながら、自信や自己肯定感の向上につながります。

こども・若者の夢や希望の発見・実現に向け、多様な体験機会の創出、活躍促進を図ります。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
青少年ボランティア等関係団体の育成・活動支援	育成の一環として、青少年等に対し、公民館事業における参加者への学習支援等、ボランティア活動の機会を提供します。また、研修等の情報の提供などの支援を行います。	社会教育青少年課
地域づくり学習の推進「若者支援事業」	各公民館において、若者のニーズや課題などを考慮した学びの場を提供します。	社会教育青少年課
中2・はたらく体験推進事業	職場体験を通して直接働く人々に接し、実際に知識や技術・技能に触れることで、働くことの意義を理解し、勤労観や職業観を育み、進路への意識等を培います。	総合学習センター

基本施策(2) 若者の就労支援

こども・若者が将来の希望を叶え、展望を持って生活を送るためには、就労支援は非常に重要となります。

安心して仕事やライフイベントにチャレンジでき、将来に見通しを持ちながら、自分らしく社会生活を送ることができるよう、就労支援を推進し、所得の安定を図ります。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
ずーっとやまがた奨学金返還サポート事業	若者の県内回帰・定着を促進するため、大学卒業後に山形県内で就職する等の要件を満たす方の奨学金の返還を支援し、負担軽減を図ります。	産業政策課 働きやすさ追求室 学校教育課
キャリアアップ促進給付金事業【拡充】	地元企業の人材定着と、労働者の技能向上の推進を図るため、厚労省が定める職業訓練を受講終了した者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。また、新たに、労働安全衛生法に基づく講座についても補助対象とするとともに、給付金対象者の年齢引き上げを行います。	産業政策課 働きやすさ追求室
ふるさとキャリアの種まき事業(中・高校生向け地元企業の魅力発信事業) 【新規】(再掲)	人材の確保及び将来的な人材定着を目的として、地元企業の魅力や社会との繋がりを学ぶ場を提供します。	産業政策課 働きやすさ追求室
生活保護受給世帯に対する就労支援	稼働能力判定会議を通じ、就労支援員がハローワーク等関係機関と連携し、個々人の能力に応じた就労支援を行います。	生活福祉課 生活支援室

基本施策(3) 結婚・新生活の支援

結婚や妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個人の決定に対し、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることは決してあってはなりません。そうした多様な価値観・考え方を尊重することを前提に、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ際に、それぞれの希望を叶えることができるよう、支援する必要があります。

本市における生涯未婚率は、年々上昇傾向にある一方で、20・30代の市民に対する調査では、「結婚したい」との回答が多く見られました。

結婚を希望する方が希望を叶えることができるよう、出会いの機会や場の創出、新生活に伴う支援を推進します。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
やまがた de 愛支援事業	山形市コミュニティファンド補助事業「分野補助：やまがたde愛ファンド」により、婚活事業を実施する市民活動団体へ補助します。また、ボランティア仲人団体と結婚相談会を開催します。さらに、山形連携中枢都市圏婚活推進事業により、圏内市町村の婚活イベント等の情報集約・発信、県内市町村の仲人団体が一堂に会しての情報交換会を開催します。	企画調整課
結婚新生活支援事業	経済的に余裕のない新婚世帯に対し、新生活の開始に伴い必要となる費用（住宅購入、リフォーム、新居の家賃、引越費用等）について、補助を行います。	企画調整課

基本目標3 安心して子どもを生み育てられるまちづくり

子育て当事者が、経済的な不安や孤独感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、子育てに関して安心感や見通しが持てるよう、ライフスタイルに応じ、社会全体で切れ目なく支えていきます。

また、子どもが悩みを抱えた際にどのように助けを求めればよいのか、SOSの出し方の教育や、教育相談員やスクールソーシャルワーカー等によるサポートなど、適切な学校教育環境の整備に努めます。

さらに、障がいのある子どもなど特別な配慮を必要とする子ども一人ひとりの健やかな成長に向けた支援を推進していきます。

成果指標

No.	指標等	計画策定時	数値目標
		令和6年度	令和11年度
1	乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)の利用時間	900時間	22,000時間
2	育児について「楽しい」「どちらかというと楽しい」と思う割合	就学前児童 保護者:79.1% 小学生保護者: 66.0% 【令和6年度ニーズ 調査結果】	増やす
3	理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合	70.5% 【令和6年度20・ 30代市民に対する 調査結果】	減らす
4	乳幼児健康診査を受けていないこどもの健康状態を把握している割合	100.0%	100.0%
5	おやこよりそいチャットやまがたの友だち登録件数	2,212件	増やす
6	元気すくすくネットのアクセス件数	1,205件/日	増やす
7	待機児童数(毎年4月1日現在)	0人	0人を維持
8	整備に着手した市立保育所の数(対象5園)	3園	5園
9	放課後児童クラブの学校等市有施設利用か所数	48か所	52か所
10	放課後児童クラブ数	82か所	87か所
11	学校が楽しいと感じる児童生徒の割合(全国学調)	小学校82.5% 中学校78.9%	小学校90% 中学校90%
12	不登校児童生徒の増加率	前年比+10.36%	前年比-5.0%
13	かかりつけ医を持つ家庭の割合(3歳児健康診査時の状況から)	97.3%	98%
14	<再掲>障がい児を受け入れている保育所等の数	31か所	増やす

基本施策(1) 妊娠・出産の希望の実現に向けた支援

妊娠・出産を望む男女が希望を実現するためには、性や妊娠に関する正しい知識や若いうちからの健康管理(プレコンセプションケア)が重要です。また、不妊治療は高額な費用がかかることが多く、経済的な支援が不可欠です。

妊娠・出産を希望する方の望みを実現できるよう、不妊に悩む方の経済的な支援に努めます。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
不妊治療(先進医療)費助成事業	不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、公的医療保険適用となる生殖補助医療(体外受精及び顕微授精)と併用して実施した先進医療に要した費用の自己負担額の一部補助します。	母子保健課
不育症検査費用助成事業	不育症(妊娠はするものの、流産、死産や新生児死亡などを繰り返してしまう状態)の方の経済的負担の軽減を図るため、先進医療として位置づけられている不育症検査を対象として助成を行います。	母子保健課
妊娠・出産に向けた健康づくり支援事業【新規】	若い世代の男女が性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康を増進しより質の高い生活を実現することで、将来の健やかな妊娠・出産に繋げ、次世代のこどもたちをより健康にすることを目的とし、プレコンセプションケアセミナーを実施します。	母子保健課

基本施策(2) 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目のない支援

子育ては、乳幼児期だけのものではなく、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまで続くものです。

子育て当事者が、こどもを産み、育てることを諦めることなく、身近な場所でサポートを受けながら、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持ち、ゆとりを持って、こどもに向き合えるよう、切れ目のない支援に努めます。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
こども家庭センター運営事業	従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、一体的な組織として対応します。全ての妊産婦、子育て世帯、こども（ヤングケアラー含む）を対象として虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目ない相談支援を行います。	こども家庭支援課
支援対象児童等見守り強化事業	支援の必要性があるにもかかわらず行政とのつながりが無い世帯に対し、LINEを活用した情報発信及びデジタルソーシャルワークの機会を作り必要な支援につなげます。	こども家庭支援課
児童家庭相談事業	児童、家庭の相談に応じ、ニーズや児童の家庭環境等を的確に捉え、効果的な支援を行います。	こども家庭支援課
妊娠・出産に向けた健康づくり支援事業(再掲)【新規】	若い世代の男女が性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康を増進しより質の高い生活を実現することで、将来の健やかな妊娠・出産に繋げ、次世代のこどもたちをより健康にすることを目的とし、プレコンセプションケアセミナーを実施します。	母子保健課
ようこそ赤ちゃん応援メッセージ贈呈事業	山形県ようこそ赤ちゃん応援メッセージ・ギフト事業の補助を得て、妊娠届出時及び転入時の手続き時に保健師や助産師、母子保健コーディネーターより、応援メッセージカード・子育て応援パンフレット・赤ちゃんギフトを配付します。	母子保健課
妊婦健康診査事業	山形市に住所がある妊婦を対象に、母子健康手帳と一緒に山形市妊婦健康診査補助券を交付し、その補助券を使用して、委託医療機関による個別健診を妊娠期間中に14回行います。	母子保健課
妊婦歯科健康診査事業	健やかな妊娠、出産のために妊娠中の歯科医院での健診と保健指導を1回補助します。	母子保健課
妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまでの切れ目ない伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行います。また、やまがた出産・子育てアプリを通して定期的に子育て情報の配信を行います。	母子保健課

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
ママパパ教室	妊婦及び夫が育児における必要な知識を習得し、より良い子育て環境で安心してこどもを産み育てられることを目的とし、助産師、管理栄養士、歯科衛生士の講話や産後の育児についての体験を行います。	母子保健課
新生児聴覚検査助成事業	出産した医療機関において実施した新生児聴覚検査の初回検査費用の一部を助成します。また、里帰り等により委託医療機関以外で新生児聴覚検査を受けた場合、その費用の一部を補助します。	母子保健課
産後ケア事業	産後も安心して子育てできるよう支援するため、退院直後の母子で支援を必要とする全ての方を対象に心身のケアや育児サポートを行います。	母子保健課
乳児健診・予防接種の受診勧奨	生後2か月から実施できる予防接種や、乳児健診の受診を徹底し、早い時期からのかかりつけ医を持つことを啓発します。	母子保健課
乳幼児健康診査	1か月児・4か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児・5歳児を対象に、疾病や発育・発達に関する異常や問題等の早期発見・健康保持のため乳幼児健康診査を実施します。また、各時期において、保健及び栄養指導により、健全な育成のための相談支援を行います。	母子保健課
乳幼児の事故予防及び救急時対応の啓発	乳幼児健診等の際に、事故予防及び救急対応のためのパンフレットを配布し、救急時の対応の知識の普及と、緊急時の連絡先の周知を図ります。	母子保健課
休日夜間の救急医療体制の充実	休日夜間における初期救急医療体制の充実を図るため、山形市医師会等と連携し、休日夜間診療所への小児科医の配置が確保できるよう支援を継続します。また、乳幼児の保護者に休日夜間診療所を認知してもらえるよう、公式ホームページ等で周知を行います。	保健総務課
こんにちは赤ちゃん事業・育児支援家庭訪問事業	子育て家庭の孤立化を防ぎ、養育を支援するため、生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」を行います。また、特に支援が必要な家庭を対象に「育児支援家庭訪問事業」にて保健師や助産師が訪問し、専門的な相談・支援を行います。	母子保健課
離乳食教室	生後4～6か月の保護者を対象に、離乳食の進め方についての講話と個別相談を実施し、乳幼児期から望ましい食習慣や食生活の形成を図ります。	健康増進課
こどものからだスッキリ教室	3歳児健康診査の結果、太り気味及びやや太り気味の幼児とその保護者等を対象に、生活習慣病の予防のための栄養、運動、生活習慣について適切な知識の普及（講話）と個別相談を実施します。	母子保健課

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
幼児発達相談	幼児健康診査の結果等に基づき、精神運動発達の経過観察を必要とするこどもや、こどもの発達に不安を抱える保護者からの申込みに対し、保健師が問診、児の行動観察を行い、さらに公認心理師による相談を実施します。公認心理師より関わり方の助言をするとともに、必要な機関への紹介や継続的な支援を行います。	母子保健課
子育てはあと相談	就学前のこどもを持つ保護者を対象に、公認心理師が相談支援を実施し、育児に対する不安や悩みの軽減を図ります。	母子保健課
多胎児養育支援事業	三つ子以上の多胎児を在宅で保育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、育児や家事等を支援します。	こども未来課
予防接種(定期)の県外接種費用助成	保護者が県外に里帰りしている等の理由で、児童が特定の予防接種を県外で受けた場合、接種料の補助を行います。	母子保健課
就学時健康診断	就学予定者の心身の状況を把握するため、健康診断を実施し、その結果に基づき入学までに保健上必要な指導・助言を行います。また、特に支援等が必要な場合は、適切な就学指導を行います。	学校教育課
児童の健康診断	毎学年定期に児童の健康診断を行い、その結果を保護者に通知するとともに、疾病の予防措置、治療の指示等適切な指導を行います。	学校教育課
栄養相談	疾病や障がい、経済状況等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえ、管理栄養士による離乳食や幼児から大人までの栄養・食生活の相談支援を行います。	健康増進課
子育て支援情報の発信	子育てガイド・ひとり親家庭支援ガイドの作成・配布、子育て情報サイト「パパママ応援！元気すくすくネット」等による広報周知に加えて、分かりやすい制度の周知と必要な支援に結びつけるためのSNS等を活用した情報発信の拡充を図ります。	こども未来課 保育育成課 こども家庭支援課

基本施策(3) 多様な教育・保育サービスの充実

核家族化の進展や子育て世代における就業率の上昇等に伴い、保育ニーズが多様化しています。乳幼児期や小学校入学期において、仕事との両立に悩むことなく、安心して子育てができるよう、教育・保育施設や放課後児童クラブ等と連携し、多様なサービスの充実に努める必要があります。

また、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成と学校教育に向けた基礎を培う時期でもあります。こどもが良質な環境で過ごすことができるよう、教育・保育施設における研修の支援や施設の老朽化に伴う修繕の支援等、質の向上を図るとともに、教育・保育施設における保育士不足を解消するため、保育士の確保や安定雇用につながる支援に努めます。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	0歳6か月から3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる保育を実施します。	こども未来課 保育育成課
子育て関連施設等環境整備事業【新規】	子育て関連施設等について、改築や大規模修繕等、環境整備を行います。 ・児童遊園の遊具等の更新・新設 ・児童館のトイレ改修 ・児童遊戯施設の空調設備等	こども未来課
保育業務ワンスオンリーの実現【新規】	多くの書類作成や異なる様式への対応の負担が大きく、システムへの入力作業等に多くの時間を要するといった給付・監査業務に係る保育現場の課題解決を図るため、保育施設からオンライン提出された情報を各自治体が参照し、業務に活用することができるオンライン・ワンスオンリーを実現します。(本格的な運用は令和8年度以降)	保育育成課
保活ワンストップの実現【新規】	必要な情報が一元化されておらず情報収集が困難である、対面や紙・電話などのアナログな手続が多いといった「保活」に係る一連の手続をオンライン・ワンストップで可能とすることで、保活に係る保護者等の負担軽減を実現します。(本格的な運用は令和8年度以降)	保育育成課
一時預かり事業【拡充】	家庭の事情や親の就労状況に応じて、認可保育所等において、一時的に預かり、必要な保育を実施します。新たに、所得の低い世帯等の児童が、緊急保育を受けた場合の負担軽減を行います。	保育育成課
延長保育事業	保育所、認定こども園等で保育認定を受けた利用時間以外の時間において、延長し保育を実施します。	保育育成課
病児・病後児保育の実施	病気中の児童の保育(病児保育)、病気の回復期にある児童の保育(病後児保育)を医療機関等と連携し、実施します。	保育育成課
1歳児受入促進事業	待機児童の多い1歳児の受け入れを促進するため、1歳児の弾力的に受け入れている民間立保育所等に支援を行い、保育士の持続的雇用を可能とすることで待機児童の解消を図ります。	保育育成課

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	育児支援を希望する保護者と育児支援を行いたい方との相互支援活動の調整を行います。	こども未来課
子育て短期支援事業 (ショートステイ)【拡充】	保護者の疾病その他の理由により、家庭でのこどもの養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設や母子生活支援施設等において一時的に預かり、必要な保護及び養育を行います。保護者からの利用申請に基づく入所に加え、新たに、入所措置が適切と判断した世帯への措置入所や、児童自身が一時的な利用を希望する場合の入所等も行います。	こども家庭支援課
認定こども園等の移行支援	幼稚園等から認定こども園への移行が円滑に行えるよう支援します。	こども未来課
民間立保育所及び認定こども園の運営支援	幼児期の保育サービス等を提供する民間立保育所及び認定こども園の運営を支援します。	保育育成課
民間立保育所等の大規模修繕の支援	老朽化によって改修が必要となった施設や設備の改修に対し、国や県の補助を活用して財政的支援を行い、教育・保育環境の向上を図ります。	こども未来課
市立保育所整備事業	保育需要が減少傾向にあり、市内の保育定員の調整が必要となっているため、市内の保育需給バランスの調整を図りながら、新耐震基準以前に建設された施設を計画的に改築整備します。 ・(仮称)西部保育所の整備(早苗・白鳩・すみれ保育園の移転改築) ・あこや保育園のあり方検討 ・美鈴保育園のあり方検討	こども未来課
市立保育所の環境整備事業	老朽化によって改修が必要となった施設や設備(空調・遊具整備等)の改修を行い、教育・保育環境の向上を図ります。	こども未来課
保育等の質の向上のための研修実施	公民合同の児童福祉施設総合研修会を実施し、必要な知識の習得を図ります。また、民間立保育園・認定こども園協議会における研修会及び私立幼稚園教職員研修会への補助を行い、保育等の質の向上を図ります。	こども未来課 保育育成課
適切な指導監査・評価等の実施	特定教育・保育施設等の質の確保及び給付費等の支給適正化を図るため、指導監査を行います。	こども未来課指導監査室
こどものための教育・保育給付の実施	子ども・子育て支援制度に基づくこどものための教育・保育給付により、教育・保育を行う施設の利用に係る支援を行います。	保育育成課
子育てのための施設等利用給付の実施	子ども・子育て支援制度に基づく子育てのための施設等利用給付により、教育・保育を行う施設の利用に係る支援を行います。	保育育成課
保育士宿舎借り上げ支援事業	保育士が宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援し、就業継続及び離職防止を図り、働きやすい環境を整備します。	保育育成課

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
保育士資格等取得支援事業	保育士資格取得や幼稚園教諭免許状の取得に係る受講料等の一部を補助します。	保育育成課
保育補助者雇上強化事業	短時間勤務の保育士資格を持たない保育士の補助を行う者を新たに雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止及び人材確保を図ります。	保育育成課
保育支援体制強化事業	地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止、児童の園外活動時の安全管理を図ります。	保育育成課
保育士人材確保研修等事業費補助金	保育士養成校の新卒者や潜在保育士等の確保を図るため、市内の民間立保育所等関係団体と連携し、保育士等の合同就職ガイダンスを実施します。	保育育成課
私立幼稚園就職ガイダンス開催支援補助金	私立幼稚園・認定こども園における幼稚園教諭・保育教諭の人材確保を支援するため、市私立幼稚園・認定こども園協会が実施する就職ガイダンスに対して開催経費の補助を行います。	保育育成課
山形県保育士育児休業取得促進補助事業	育児休業を取得しやすい職場にすることにより、保育士が働き続けられる環境を整備するため、年度途中から育児休業の取得を予定している保育士がいる場合、新たに配置する保育士を雇用する民間立保育所等に対し支援を行います。	保育育成課
育児休業復帰者を対象とした保育利用予約事業	児童が1歳に達する日まで育児休業を取得し、育児休業終了後(年度途中)に保育所へ入所ができるよう、前もって入所予約することができる事業を実施します。	保育育成課
利用者支援事業	市役所の窓口または身近な場所で、地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言を行います。また、相談者の属性や世代に関わらず、相談を受け止め関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援を行います。(重層的支援体制の整備)	保育育成課 こども家庭支援課 母子保健課
地域子育て相談機関の設置の検討【新規】	全てのこどもと子育て世帯が身近に相談できる相談機関の設置を検討します。	こども未来課 こども家庭支援課
放課後児童クラブの運営委託及び支援事業	小学校区ごとの運営委員会等に事業運営を委託し、放課後や長期休業期間中に児童が安全・安心に過ごせる居場所を提供します。また、遊びや集団活動を通じて社会性や協調性が育まれるよう支援するとともに、放課後児童支援員等の継続雇用と人材確保に努め、質の高い支援の提供ができるよう支援を行います。	保育育成課
放課後児童クラブの施設環境維持改善	放課後児童クラブが条例の基準に適合するよう、学校施設を活用したタイムシェアや、新設及び移転を行うとともに、児童の安全を確保するため施設環境の維持改善を行います。	保育育成課

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
放課後児童クラブ巡回支援事業【新規】	臨床心理士など専門的知識を有するアドバイザーの放課後児童クラブ巡回により、放課後児童支援員等に対し、必要な指導、助言及び情報提供を行い、障がいのある児童等への支援の質の向上を図ります。	保育育成課
放課後児童クラブの質の向上のための研修の実施	放課後児童支援員等を対象とした研修会を開催し、必要な知識の習得を図ります。また、児童健全育成クラブ連絡会における研修会への補助を行い、放課後児童クラブの質の向上を図ります。	保育育成課
幼児期スポーツ支援事業	幼児期におけるスポーツ機会の拡充を図るため、関係機関と連携し推進します。	スポーツ課
ジュニア選手育成支援事業	競技スポーツの活性化に対する支援としてジュニア選手の育成を図ります。	スポーツ課

基本施策(4) 適切な学校教育環境の整備

学童期・思春期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。集団生活や友人関係を通じ、協調性や自主性を身に付け、アイデンティティを形成します。

一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係に悩んだりする繊細な時期でもあります。

中学生・高校生に対する調査では《自分のことが好きと思う人》が多い一方で、《自分のことが好きだと思わない人》が約2割となっており、不登校やひきこもりの経験がある人も約1割となっています。不安や悩みを「誰にも相談しようと思わない」、「相談したいが、相談相手がいない」との回答も見られました。

児童生徒が悩みを抱えた際に、どのように助けを求めればよいのか、SOSの出し方の教育や、教育相談員やスクールソーシャルワーカー等によるサポートなど、適切な学校教育環境の整備に努めます。

また、長距離通学はこどもたちの負担だけでなく、家庭への経済的・時間的な負担につながるため、長距離通学を伴う家庭への支援を行います。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
児童生徒のSOSの出し方教育(再掲)	市内小・中学校に希望校調査を実施し、実施校を選定。選定校の児童生徒に対し児童生徒が悩みを抱えた時に、どのように助けを求めればよいのか援助希求行動の方法について、健康増進課の保健師・精神保健福祉士等が出前授業を実施します。	健康増進課 精神保健・感染症対策室
幼・保・小連携の拡充	公立私立を問わず、幼稚園・保育園の枠を超え、就学前のこどもたちがスムーズに小学校教育につながるよう、山形市幼保小連絡協議会において、研修会や公開保育等を実施します。また、「幼保小の架け橋プログラム」の取組や、幼児教育アドバイザーの設置を検討するなど、幼児教育の更なる質の向上と小学校への円滑な接続を図ります。	学校教育課 こども未来課 保育育成課 こども家庭支援課
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー事業	こどもを取り巻く環境や諸課題に対し、適切で組織的な対応を行えるよう、小・中学校をサポートする人材を派遣します。いじめ・不登校を含む個々の課題を的確に把握し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応することで、学校の持つ教育の力が十分に発揮されるよう支援します。	学校教育課
教育相談員配置事業	児童生徒や保護者の悩みやストレスの緩和のための教育相談活動のほか、特別な支援を必要とする児童生徒への支援等を行う教育相談員を配置することで、児童生徒のいじめ・不登校など、生徒指導上の問題行動等の未然防止や改善を図ります。	学校教育課

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
スクールサポーター事業	大学生を各校の希望に基づいて小・中学校に派遣し、各校における指導を支援し、学力の向上を図ります。	学校教育課
スクールボランティア事業	個別の学習や小学校外国語教育等への支援として、スクールボランティアを一般成人から募集し、希望する小・中学校へ派遣することで、学力の向上を図ります。	学校教育課
児童生徒遠距離通学費補助金交付事業	通学距離が片道で小学校4km以上・中学校6km以上で市立小・中学校に在学する児童生徒の保護者に対し、通学費用の一部を援助します。	教育総務課
生徒冬季通学費補助金交付事業	通学距離が片道4km以上6km未満で、冬季において徒歩及び自転車以外の交通手段を利用して通学している市立中学校生徒の保護者に対し、通学費の一部を援助します。	教育総務課
夜間中学の設置に向けた取組(県)	中学校段階での学び直しを必要としている方に対して、学び直しの機会を提供するために、ニーズ調査の実施や夜間中学の設置の検討等の取組を進めます。市は県に協力し、相談窓口となります。	学校教育課

基本施策(5) 子育て家庭の経済的な負担の軽減

就学前児童及び小学生の保護者に対する調査では、子育てに《不安感や負担感を感じている人》が約3～4割となっており、そのうち、出費における負担感が大きいと感じている保護者が半数以上となっていました。

子どもの生活実態調査では、収入が少ない世帯において、経済的な理由等により生活が苦しく、児童手当の拡充や医療費の負担軽減等の支援の充実が求められている一方で、こうした公的制度が知られていない現状も見られました。

子育て家庭の経済的な負担の軽減を継続して行うとともに、公的制度の周知や利用促進等に努めます。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
こども医療の給付	子育て期における経済的負担の軽減とこどもの健康な発育・発達を支援するため、医療費(保険診療)の自己負担分を高校生年代(18歳に達する年度末)まで給付します。	こども家庭支援課
児童手当の支給	家庭等における生活の安定、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、高校生年代(18歳に達する年度末)までの児童を養育している方(父母等)に手当を支給します。	こども家庭支援課
助産施設の利用提供	経済的な理由等により出産が困難と認められる場合、助産施設に入所して安全に出産できるよう支援します。	こども家庭支援課
幼児教育・保育無償化事業	3歳以上児(3歳未満児にあっては市民税非課税世帯)の保育料を無償化し、子育て世代、多子世帯の経済的負担軽減を図ります。	保育育成課
第3子等保育料無料化事業	保育園等を利用する世帯の第3子以降の保育料を無料化し、負担軽減を図ります。	保育育成課
幼稚園2歳児就園保育料等軽減補助事業	幼稚園2歳児の保育料等を軽減することで、2歳児預かりの利用を促進し、待機児童解消を図ります。	保育育成課
認可外保育施設利用者負担軽減補助事業	多子世帯等の負担軽減を図るため、認可外保育施設利用者に補助金を交付します。	保育育成課
実費徴収に係る補足給付事業	新制度未移行園利用の低所得者及び第3子以降児の副食費を免除し、保育所、認定こども園等の利用者との公平及び対象世帯の負担軽減を図ります。	保育育成課
放課後児童クラブ保育料軽減補助事業	経済的理由により放課後児童クラブの利用を控えることがないよう、クラブ保育料を軽減し、子育て世帯の負担軽減を図ります。	保育育成課
にこにこ子育て支援事業	幼稚園2歳児預かりを利用しており、きょうだいで同一の幼稚園に同時在園している世帯に補助金を交付し、子育て世帯の負担軽減を図ります。	保育育成課
山形県保育料負担軽減事業【拡充】	山形県と市が連携し、国の無償化の対象にならない3歳未満児の保育料の負担を軽減するため、補助金を交付します。現行制度に加え、対象世帯を広げることで、更なる負担軽減を図ります。	保育育成課

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
特別支援教育就学奨励費支給事業	市立小・中学校の特別支援学級等に在籍し、特別支援教育を必要とする児童生徒の保護者に対し、就学費用(学用品等費、学校給食費、修学旅行費、通学に要する交通費等)の一部を援助します。	教育総務課
私立高等学校生徒学費補助金交付事業	私立高等学校に在学している生徒を有し、かつ本市に住所を有する保護者のうち、生活保護世帯もしくは一定の所得要件を満たす保護者等に対し、私立高等学校に在学する生徒1人につき補助金を支給します。	教育総務課
児童生徒就学援助事業	経済的理由によって就学が困難と認められる小学校又は中学校に在学している児童及び生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施に資するため学用品等費、学校給食費、修学旅行費等の必要な援助を行います。また、市立小学校就学予定者の保護者に対し、入学準備金を入学前に援助します。	教育総務課
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、学生、無職の人)が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。保険料が免除された期間も保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。 ※子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、対象者が「子を養育する国民年金第1号被保険者である父母」、対象期間が「子が1歳になるまで」となる。(令和8年10月1日施行)	市民課

基本施策(6) 配慮が必要な児童・生徒への支援

障がいの有無等にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあい、地域の中で社会の一員として自立し、生活することができる共生社会の実現が求められています。

障がいのあるこどもや医療的ケア児、海外にルーツを持つこどもをはじめ、様々な文化を背景に持つこどもなど、特別な配慮を必要とするこども一人ひとりの健やかな成長に向け、支援を推進します。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
児童発達支援センター中核機能強化事業(再掲)【新規】	児童発達支援センター「こまくさ学園」における発達障がい児に関する相談体制の強化、市内の障がい児通所支援事業所への助言及び援助の実施、保育所等のインクルージョン推進に係る一般施策との連携及び後方支援の強化など、児童発達支援センターとしての中核的機能を強化します。	障がい福祉課
障がい児通所支援事業(再掲)	障がいのある児童等に対し、施設又は居宅において、日常生活や集団生活等に係る療育の支援を行います。また、保育所や学校に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	障がい福祉課
自立支援給付事業	障がいのある児童等に対し、居宅での入浴等の介護や外出時の同行支援、介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴や食事等の介護等を行います。	障がい福祉課
障がい(児)者個別避難計画作成事業【拡充】	障がいのある児童等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに、避難先や避難する際の支援者など避難に必要な情報等をまとめた個別避難計画を作成します。令和7年度から、重度の障がいのある優先度の高い児童を対象に加え、計画の作成を進めます。	障がい福祉課
医療的ケア児受入促進事業	医療的ケアを必要とする児童を受け入れている障がい児通所支援事業所に対し、医療的ケア児受入れ時間延長に係る看護師職員人件費の一部を補助します。	障がい福祉課
特別支援学校等通学支援事業	自宅から特別支援学校等に通学する児童生徒が、登下校時にタクシー又は福祉有償運送を利用した際の運賃実費分の一部を助成します。	障がい福祉課
地域生活支援事業	障がいのある児童等に対し、余暇活動等の外出の際の移動支援、施設における日常生活上必要な訓練・指導等、介護者が病気の場合などに、日中、施設で入浴や食事等の介護等を行います。	障がい福祉課
自立支援医療給付事業	身体障がい児の障がいを軽くしたり、回復させたりする手術など、身体障がい児が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療の給付を行います。	障がい福祉課
各種手当の支給事業	障がい児を養育している者及び常時介護の必要な、在宅の重度の障がい児に対し、手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
日常生活用具給付等事業	障がい児の日常生活能力の向上を図るため、必要に応じて、日常生活用具を給付します。	障がい福祉課
重度心身障がい(児)者医療給付	重度の心身障がい児に対し、医療費の助成を行います。	障がい福祉課

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
障がい児保育受入促進事業(再掲)【拡充】	発達支援などを要する児童を含めた障がいがあるこどもを受け入れた保育所等に対し、障がい児等を受け入れた場合の人件費相当分の一部を支援します。	保育育成課
未熟児養育医療給付事業	未熟児で生まれて入院養育が必要な乳児に対して、出生後速やかに適切な治療が受けられるよう、医療費の自己負担の一部を助成します。	母子保健課
小児慢性特定疾病医療支援事業	慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成します。	母子保健課
適切な就学先を判断するための教育支援相談	発達検査、参観、保護者との面談、障がいの状況等を把握し、教育支援委員会の意見を基に、保護者と合意形成を図りながら適切な就学先及び在籍する学級を決定する等の支援を行います。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費支給事業(再掲)	市立小・中学校の特別支援学級等に在籍し、特別支援教育を必要とする児童生徒の保護者に対し、就学費用(学用品等費、学校給食費、修学旅行費、通学に要する交通費等)の一部を援助します。	教育総務課
障がい(児)者相談支援委託事業	身近な総合相談窓口として、市内6相談支援事業所に委託を行い、障がい者、障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。	障がい福祉課
社会福祉施設等施設整備事業 (次世代育成支援対策施設整備費補助)	社会福祉法人等が実施する障がい児施設の創設、改修、大規模修繕等の費用について、国及び市による補助を行います。	障がい福祉課
市立保育所及び民間立保育所医療的ケア児受入事業(再掲)	日常生活において医療的ケアを必要とする児童について、市立保育所及び民間立保育所にて受入れの整備を進め、児童及びその保護者へ適切な支援を行います。	こども未来課
保育所等発達相談支援事業	発達の気になる児童を担当する保育士等に対し、必要な指導、助言及び情報提供を行い、保育の質の向上を図ります。	こども未来課
放課後児童クラブ医療的ケア児受入事業(再掲)	医療的ケアを必要とする児童を受け入れている放課後児童クラブに対し、医療的ケア児受入に係る看護師職員人件費の一部を支援し、安心して利用できる支援体制を整えます。	保育育成課
放課後児童クラブ巡回支援事業(再掲)【新規】	臨床心理士など専門的知識を有するアドバイザーの放課後児童クラブ巡回により、放課後児童支援員等に対し、必要な指導、助言及び情報提供を行い、障がいのある児童等への支援の提供の質の向上を図ります。	保育育成課
在住外国人等日本語習熟支援事業	市立小・中学校に在籍する児童生徒のうち、学校生活における日本語理解が不十分な者について、支援員の指導の下、日本語の習熟支援を行います。	学校教育課
日本語教室	在住外国人を対象とした初級レベルの日本語教室を開催し、語学支援を実施します。	国際交流センター
外国人相談窓口事業	在住外国人に対し、市役所での手続や日常生活での悩み相談を行う「一般相談」と、家族の呼び寄せや婚姻、法律、在留資格等に関する相談などを、行政書士と多言語による専門相談員立会いのもと行う「専門相談」を実施します。	国際交流センター

基本目標4 困難を有するこども・若者とその家族が適切な支援を受けられるまちづくり

生まれ育った環境に左右されることなく、本人の希望を叶えられる教育の支援や、生活の安定を図る支援を推進します。

また、全ての妊産婦、こどもとその家族を対象とした切れ目のない相談支援を行い、こどもの虐待を防止します。

困難を有するこども・若者とその家族に適切な支援を行い、貧困と格差の解消を図りながら、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようなまちづくりを行います。

成果指標

No.	指標等	計画策定時	数値目標
		令和6年度	令和11年度
1	国の貧困線を下回る水準のこどものいる世帯の割合	5.4%	減らす
2	<再掲>市内の子ども食堂の数	27か所	40か所
3	高等職業訓練促進給付金制度利用実績(令和元年度からの累計)	延べ修了人数10人 修了後の就職率100%	延べ修了人数10人 修了後の就職率100% を維持
4	<再掲>おやこよりそいチャットやまがたの友だち登録件数	2,212件	増やす
5	ひとり親家庭就業・自立支援事業の就業実績人数	16人	増やす
6	生活保護世帯に属するこどもの進学実績(過去3年の実績値)	高校進学率:90.0% 高校中退率:3.8% 大学等進学率:37.5%	高校進学率: 増やす 高校中退率:減らす 大学等進学率:増やす

基本施策(1) こどもの貧困対策の推進

生まれ育った環境によって、栄養バランスの取れた食事がとれない、適切な学習の機会が得られない、進学を諦めざるを得ないといった、こどもの貧困が社会問題となっています。

子どもの生活実態調査では、収入が少ない世帯において、学費等の確保やこどもの希望する進路との相違など、こどもの進学における悩みが多くなっている状況が見られました。

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。地域や社会全体で課題を解決するという認識のもと、教育の支援、生活の安定に資するための支援などを推進します。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
支援対象児童等見守り強化事業(再掲)	支援の必要性があるにもかかわらず行政とのつながりが無い世帯に対し、LINE「おやこよりそいチャットやまがた」を活用した情報発信及びデジタルソーシャルワークの機会を作り必要な支援につなげます。	こども家庭支援課
子どもの居場所づくり支援事業	家庭的な環境の中で食事をする機会の少ないこどもの孤食の防止、居場所の確保、自主学習その他の学びの支援及び世代間の交流を目的として、食事の提供等を行うこどもの居場所づくりを推進し、食環境の向上及び地域でこどもを見守る環境づくりを行います。	こども家庭支援課
生活保護(教育扶助)	経済的理由によって就学が困難であると認められる児童生徒及び小学校就学予定者の就学を支援します。(学校給食費の補助により適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。)	生活福祉課 生活支援室
児童生徒就学援助事業(再掲)	経済的理由によって就学が困難と認められる小学校又は中学校に在学している児童及び生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施に資するため学用品等費、学校給食費、修学旅行費等の必要な援助を行います。また、市立小学校就学予定者の保護者に対し、入学準備金を入学前に援助します。	教育総務課
私立高等学校生徒学費補助金交付事業(再掲)	私立高等学校に在学している生徒を有し、かつ山形市に住所を有する保護者のうち、生活保護世帯もしくは一定の所得要件を満たす保護者等に対し、私立高等学校に在学する生徒1人につき補助金を支給します。	教育総務課
こどもの学習・生活支援事業【拡充】	生活保護世帯や生活が困窮している世帯に対し、学習支援員による生活習慣や学習・進路・就学資金などに関する相談助言を行います。また、学習機会の提供として、無料の学習支援(集合型学習指導)を、市内2会場で実施し、参加の拡充を図ります。	生活福祉課 生活支援室
こどもの生活・学習支援事業費補助金交付事業	こどもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、経済的課題を抱えるひとり親家庭や低所得子育て世帯に対して、高校3年生等の大学等受験料及び模擬試験受験料、中学3年生の模擬試験受験料の補助を行います。	こども家庭支援課

基本施策(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立や経済的な問題など、様々な課題を抱えています。
ひとり親家庭の負担軽減に向け、経済的支援や相談支援、就労支援等に努めます。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
ひとり親家庭等相談事業	母子・父子自立支援員等を配置し、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援を行います。	こども家庭支援課
ひとり親支援窓口のワンストップ化の推進	毎年8月の児童扶養手当の現況届等の事務手続に係る負担軽減のため、公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略を推進します。また、現況届の手続の際に、ひとり親支援に関するチラシ等の配布による周知を行います。	こども家庭支援課
母子及び父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭及び父子家庭の自立支援のため、就労を目的とした資格取得に要する費用の一部を助成します。	こども家庭支援課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	母子家庭及び父子家庭の自立支援のため、親自身または児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを終了した場合、受講費用の一部を支給し、ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童の学び直しを支援します。	こども家庭支援課
第3子等保育料無料化事業 (ひとり親世帯等の保育料負担軽減)	一定の要件を満たすひとり親世帯を対象に、第1子の保育料を半額、第2子以降を無料とし、負担軽減を図ります。	保育育成課
ひとり親家庭子育て生活支援事業(県)	ひとり親家庭に対し、技能習得のための通学、就職活動等、必要性が認められる場合、生活支援員を派遣し、一時的な家事や保育のサービスを行います。市が相談、申請窓口となります。	こども家庭支援課
母子父子寡婦福祉資金の貸付け事業	母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付け事業の活用により当面必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。	こども家庭支援課
母子家庭等就業・自立支援事業	就職を希望する母子家庭、父子家庭及び寡婦の雇用促進を図るため、雇用情報や就職に関する情報提供を行います。また、市庁舎1階に設置している「ワークステップやまがた」において、就労支援ナビゲーターが職業相談や職業紹介などを行い、就職活動を支援します。	こども家庭支援課
ひとり親家庭こどもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭のこどもに対し、無料の学習支援(集合型学習指導)を実施し、学習や生活の相談に応じるとともに生活向上に関し必要な情報提供等を行います。	こども家庭支援課
ひとり親家庭生活応援給付金等事業 (県・市)	「高等職業訓練促進給付金」の支給に加えて生活応援給付金、住まい応援給付金の支給による経済的負担の軽減を図ることで資格取得を容易にし、自立を促進します。更に遠方の学校に通う方を対象に通学応援給付金を支給することで、修学期間中の負担軽減を図ります。	こども家庭支援課

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
養育費等の周知	離婚する当事者に対して、養育費等の取り決めについて解説したパンフレットを離婚届の用紙と一緒に配布し、養育費等の重要性や法制度を理解してもらうための周知を行います。	市民課 こども家庭支援課
親子健やか医療の給付	18歳以下の児童及び当該児童を扶養しているひとり親で、所得税非課税者である場合、保険適用分の医療費の無料化を図り、負担軽減を図ります。	こども家庭支援課
児童扶養手当の支給	父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童のいるひとり親家庭等の保護者の方へ児童扶養手当を支給します。	こども家庭支援課
健やか教育手当の支給	義務教育中の児童を監護・養育しているひとり親または養育者の方で、市民税の所得割が非課税相当の場合に健やか教育手当を支給します。	こども家庭支援課

基本施策(3) こどもの虐待の防止

虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものです。虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、疾病、障がい等、様々な困難が背景にある場合が多く、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援も含め、こどもの虐待につながらないようにしていく必要があります。

本市における児童相談件数は年々増加傾向にあり、児童虐待認定件数も100件を超えています。子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況等を踏まえ、こどもの虐待の防止に向けた包括的な支援に努めます。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
子育て世帯訪問支援事業 【新規】	家事・育児等に不安や負担を抱える子育て世帯やヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、子育てに関する情報提供や、家事・子育て等の支援を行います。	こども家庭支援課
要保護児童対策地域協議会運営事業	児童虐待を未然に防ぎ、地域全体でこどもを見守るため、関係機関で構成される協議会を設置し、情報の共有化と連携した対応及び啓発活動を行います。	こども家庭支援課
こども家庭センター運営事業 (再掲)	従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、一体的な組織として対応します。全ての妊産婦、子育て世帯、こども(ヤングケアラー含む)を対象として虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目ない相談支援を行います。	こども家庭支援課
産後ケア事業(再掲)	産後も安心して子育てできるよう支援するため、退院直後の母子で支援を必要とする全ての方を対象に心身のケアや育児サポートを行います。	母子保健課
こんにちは赤ちゃん事業・育児支援家庭訪問事業(再掲)	子育て家庭の孤立化を防ぎ、養育を支援するため、生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」を行います。また、特に支援が必要な家庭を対象に「育児支援家庭訪問事業」にて保健師や助産師が訪問し、専門的な相談・支援を行います。	母子保健課
妊婦等包括相談支援事業 (再掲)	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまでの切れ目ない伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行います。また、やまがた出産・子育てアプリを通して定期的に子育て情報の配信を行います。	母子保健課

基本施策(4) 社会的養護等を必要とするこども・若者への支援

社会的養護を必要とするこども・若者が、児童養護施設等を退所後に、円滑に家庭復帰や親子関係の再構築が進むよう、各家庭の状況を考慮した支援が必要です。

また、様々な理由により、家庭復帰や家庭からのサポートが受けられない状況にあっても、自立した生活を営むことができるよう、就労支援や住居費用の補助等の支援に努めます。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
山形県児童自立支援事業(県)	児童養護施設入所児童の就労に向けた自動車運転免許取得費用について、1人あたり30万円を上限として補助を行います。山形学園が相談窓口となり、施設設置者である本市が県へ申請を行います。	こども家庭支援課
児童相談所(児童福祉司)による助言指導(県)	児童入所施設等の措置解除後のこどもが家庭に復帰する際に、児童相談所がその家庭環境を考慮し、保護者にこどもへの接し方等の助言、カウンセリングを実施します。必要に応じて山形市要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。	こども家庭支援課
児童養護施設退所後の就労、定住支援(県)	県内の児童養護施設などを退所後に進学し、県内の事業所に就労内定した者を対象に自動車運転免許取得、県内への就職活動経費、住居費用に対して補助を行います。山形学園が相談、申請窓口となります。	こども家庭支援課

基本施策(5) 社会生活に困難を抱えるこども・若者とその家族への支援

生活保護を受給している子育て世帯では、こども・若者が進学面で課題を抱えていることや、保護者も地域との関わり合いが少なく、必要な情報や支援が届きにくいという課題があります。

生活保護受給世帯及びそれに準じる世帯のこどもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて、進学や自立した生活を送ることができるよう支援に努めます。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
進学・就職準備給付金支給事業	生活保護世帯のこどもの大学等への進学率が全世帯のこどもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯のこどもの自立を支援します。さらに高校卒業後に安定した職業に就き自立するこどもに、新生活の立ち上げ費用を給付し支援します。	生活福祉課 生活支援室
大学在学中の住宅扶助を減額しない措置	生活保護世帯のこどもの大学等への進学率が全世帯のこどもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯のこどもの自立を支援します。 奨学金等を受けながら大学等に進学すると世帯分離という取扱いになり、進学後は進学した者の分の生活保護費は支給されませんが、現在の自宅から進学する方の世帯については、住宅扶助費の減額を行わないことで負担軽減を図ります。	生活福祉課 生活支援室
子どもの学習・生活支援事業(再掲)【拡充】	生活保護世帯や生活が困窮している世帯に対し、学習支援員による生活習慣や学習・進路・就学資金などに関する相談助言を行います。また、学習機会の提供として、無料の学習支援(集合型学習指導)を市内2会場で実施します。	生活福祉課 生活支援室
生活保護(教育扶助)(再掲)	経済的理由によって就学が困難であると認められる児童生徒及び小学校就学予定者の就学を支援します。(学校給食費の補助により適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。)	生活福祉課 生活支援室
児童生徒就学援助事業(再掲)	経済的理由によって就学が困難と認められる小学校又は中学校に在学している児童及び生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施に資するため学用品等費、学校給食費、修学旅行費等の必要な援助を行います。また、市立小学校就学予定者の保護者に対し、入学準備金を入学前に援助します。	教育総務課
私立高等学校生徒学費補助金交付事業(再掲)	私立高等学校に在学している生徒を有し、かつ山形市に住所を有する保護者のうち、生活保護世帯もしくは一定の所得要件を満たす保護者等に対し、私立高等学校に在学する生徒1人につき補助金を支給します。	教育総務課
生活保護ケースワーカーによる家庭訪問・面談	生活保護受給世帯の生活状況等を把握し、自立を助長するための指導を行います。	生活福祉課 生活支援室
生活困窮者自立相談支援事業(生活サポート相談窓口)による相談支援	相談に応じたアセスメントを実施して、個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる等、生活困窮者の自立を支援します。	生活福祉課 生活支援室

基本目標5 こども・若者、子育て当事者を支えるまちづくり

夫婦が相互に協力しながら子育てをする社会の実現や、子育て中でも能力を十分に発揮して活躍できる環境づくりを推進します。

また、地域社会全体でこどもを育て、子育て家庭を支える環境整備や、こどもたちの見守り体制の構築、さらには安全・安心、かつ快適に日常生活を送れるよう周辺環境や居住環境を充実させるなど、こどもや若者、子育て家庭を社会全体で支えるまちづくりを行います。

成果指標

No.	指標等	計画策定時	数値目標
		令和6年度	令和11年度
1	市内事業所における男性の育児休業取得率	20.9% 【令和元年度山形市男女共同参画に関する事業所の意識及び実態調査】	85%
2	子育て世帯の女性の就業率	75.0% 【令和2年度国勢調査】	増やす
3	悩みの相談相手がいない保護者の割合	7.2% 【令和6年度ニーズ調査結果】	減らす
4	子育ておしゃべりサロンの年間利用者数	5,600人	7,800人
5	地域学校協働活動への地域住民の参画人数	6,500人	9,000人
6	交通安全教室の実施施設の割合	82.6%	増やす
7	市内におけるこども(幼児、小中学生)の交通事故死傷者数	30人	25人

基本施策(1) 共働き・共育ての支援

家庭内において育児負担が女性に集中している現状が多く見られます。

夫婦が相互に協力しながら子育てし、地域社会全体で実現することができる社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
働きやすい職場環境づくりの推進【拡充】	働きやすい職場環境づくりのため、事業所向けの出前講座等を拡充して実施し、啓発を行うとともに、先進事例等の調査・研究を行います。	男女共同参画センター 産業政策課 働きやすさ追求室
男性育児休業取得の促進【拡充】	男性の育児休業取得促進のため、出前講座の拡充や、広報やまがた・各種媒体を活用した周知・啓発を実施します。	男女共同参画センター

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
イクボス推進事業 ※イクボス:部下・従業員の仕事と生活の調和を考え、その人のキャリアと生活を応援しながら、自らも実践する上司(経営者・管理職)のこと。	市長によるイクボス宣言と制度の周知啓発を通して、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進し、男女がともに家事・育児・介護・地域活動に関わることのできる、子育てしやすい環境の整備を進めます。併せて、国・県と連携を図りながら、民間企業へも取組を広げていきます。	男女共同参画センター
男性向け家事・育児・介護等への参画講座	男性の家事・育児・介護等への参画を促す講座を実施します。	男女共同参画センター
情報紙「ファースト」発行事業	男性の育児休業取得促進、女性の活躍推進に関して情報紙「ファースト」により情報提供を行います。	男女共同参画センター
男女共同参画センター相談事業	夫婦間の問題等に関してカウンセラーや弁護士等による相談事業を実施します。	男女共同参画センター
男女共同参画センター講座開催時における託児の実施	男女共同参画センターにおける各講座への参加を促進するため、託児付講座を実施します。	男女共同参画センター
働く女性の家講座開催時における託児の実施	働く女性の家における各講座への参加を促進するため、託児付講座を実施します。	福祉文化センター
ママパパ教室(再掲)	妊婦及び夫が育児における必要な知識を習得し、より良い子育て環境で安心してこどもを産み育てられることを目的とし、助産師、管理栄養士、歯科衛生士の講話や産後の育児についての体験を行います。	母子保健課

基本施策(2) 女性の就労促進・就労継続・活躍支援

出産や育児などによる女性の離職を減らすとともに、子育て中でも能力を十分に発揮し、活躍できる環境づくりを推進します。

さらに、女性の視点を施策に反映させるために、地域や職場などあらゆる領域でリーダーシップを発揮できる女性人材の育成を推進します。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
魅力的な企業の紹介	女性の活躍推進や働きやすい職場環境の整備等に取り組む企業において、若手社員が生き生きと活躍する様子を広報やまがた等を通して紹介することにより、市内企業の魅力を発信します。	男女共同参画センター 産業政策課 働きやすさ追求室
女性人材育成事業 【拡充】	山形で生活する女性が抱える悩みや課題を自ら解決することを目指すプログラム等を拡充して実施し、地域で活躍する「女性リーダーの育成」を図るなど、女性活躍を推進します。	男女共同参画センター

基本施策(3) 地域で支える子育て支援

こどもが健やかに成長し、子育て家庭が安心して子育てを行うためには、地域社会全体でこどもを育て、子育て家庭を支えるという意識や機運の醸成が必要です。

乳幼児や保護者が相互に交流することができる場の提供や子育てサロン、サークル活動への支援、地域全体での支え合いの仕組みづくり等、地域全体で子育てを支える環境整備を推進します。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
子育ておしゃべりサロンの運営支援	地域住民が主体となり各地区で実施する子育ておしゃべりサロンに補助金を交付します。親の子育て知識の向上と孤立化の防止を図ります。	こども未来課
育児サークル交流研修会の実施	男女共同参画センターにおいて、育児サークルメンバーへの研修と情報交換によって育児サークルリーダーを養成するなど、効果的なサークル活動の支援を行います。	男女共同参画センター
子育て支援センターの運営	乳幼児及び保護者が世代や属性を超えて交流できる場所を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供、助言等の支援を行います。また、専門的な支援が必要な場合は適切に各分野の専門機関につなぎます。(重層的支援体制の整備)	こども未来課 保育育成課
子どもの居場所づくり支援事業(再掲)	家庭的な環境の中で食事をする機会の少ないこどもの孤食の防止、居場所の確保、自主学習その他の学びの支援及び世代間の交流を目的として、食事の提供等を行うこどもの居場所づくりを推進し、食環境の向上及び地域でこどもを見守る環境づくりを行います。	こども家庭支援課
我が事・丸ごと地域づくり推進事業	地区集会所等の活動拠点を活用し、地域住民による地域での支え合いのしくみづくりを進めています。	生活福祉課

基本施策(4) 学校・地域・家庭の連携・協働による教育の展開

学校・地域・家庭が連携して子どもたちを育むことができる「地域とともにある学校」づくりを目指すため、学校運営に保護者や地域住民が参画するための学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置や、社会全体で教育活動を総合的に支援するための仕組みづくり等、学校・地域・家庭の連携・協働による教育の展開を図ります。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の一体的な推進	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に取り組み、「学校と地域の連携・協働」の体制づくりを推進します。	社会教育青少年課
周辺市町の青少年指導センターや警察等との連携	東南村山管内や仙台市の指導センター、警察、市PTA連合会などの有志団体との合同街頭指導を行います。また、東北・県内の指導センターとの情報交換を行います。	社会教育青少年課
地域づくり学習の推進「家庭教育支援事業」	保護者が安心と自信をもって家庭教育を行えるよう、子どもへの理解や接し方、親子のコミュニケーション等、子育てに必要な知識やスキルについて学ぶ機会や、子育ての悩みを相談する機会を提供し、支援を行います。	社会教育青少年課
地域づくり学習の推進「子ども育成事業」	異年齢の子ども同士で集団で行う様々な体験や交流する機会を提供します。	社会教育青少年課
社会的要請学習の推進「子ども支援事業」	「伝統文化」「表現」「体力・健康」「ものづくり」「探究」の5つの学習のねらいを設定し、様々な豊かな体験学習の機会を提供します。	社会教育青少年課
放課後子ども教室の実施及び放課後児童クラブとの連携	放課後や週末、長期休業中に学校の施設や公民館等を活用し、学校や放課後児童クラブとの連携及び地域住民の参画を得ながら、子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、価値ある体験活動や豊かなかわりあいなどの学びを提供します。なお、具体的な施策については、山形市放課後子ども運営委員会で協議し定めます。	社会教育青少年課 保育育成課
読み聞かせ等事業	ボランティア団体の協力を得て、様々な年齢層の乳幼児・児童を対象に定期的(週2回以上)に読み聞かせ等を開催します。また、児童遊戯施設や市内小学校に出向き、読み聞かせを行います。	図書館
出前図書館	年に数回(おおむね1～2か月に1回程度)、市内の児童遊戯施設や小・中学校に出向き、図書の貸し出し及びカードの作成を行います。	図書館
団体貸出	市内の子育て・福祉団体等を対象に、200冊・1か月間の貸し出しを行います。また、社会科見学等で来館した場合もこの制度を活用し、カードを持っていない乳幼児・児童等でも「団体」として図書の貸し出しを行います。	図書館
男女共同参画学習資料の活用推進事業	小中学生を対象に男女共同参画意識を深めるための学習資料を作成し、その活用を図ります。	男女共同参画センター

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
家庭学習のための通信機器 整備支援事業	経済的にWi-Fi環境を整えられない家庭に対して、モバイルルーターの貸し出しを行い、日常的なタブレットの持ち帰りによる家庭学習や、臨時休校等の緊急時にオンライン学習ができる環境を整え、児童生徒の学びを保障します。	学校教育課
子どもの学習・生活支援事業 (長期休暇を利用した短期 (集合型)学習支援)	夏休み・冬休みを利用した短期(集合型)学習支援を実施し、学力の向上はもとより、机に向かう習慣づくりや日常生活習慣の形成、社会性の育成を図ります。	生活福祉課 生活支援室
子どもの学習・生活支援事業 (定期的な家庭訪問による面談)	学習支援員(教員免許を持つ嘱託職員)を中心に、こどもへの教育の必要性やこどもの接し方に関する助言の実施、家庭訪問や保護者面談をとおしたこどもの学習状況の確認や養育に関する親の悩みに寄り添う相談支援を行います。	生活福祉課 生活支援室

基本施策(5) 安全・安心に生活できる環境づくり

こどもたちが、交通事故や犯罪、SNS の普及によるインターネットトラブル等にあうことを防ぐため、こどもたち自身の防犯意識の向上や、危険予測・回避能力を高めるための学習・指導を推進します。

また、こどもたちが安全・安心に生活することができるよう、危険個所の把握や地域ぐるみでこどもたちを見守る体制づくりを推進します。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
交通安全教室	対象者にあわせて交通安全専門指導員等を派遣し、効果的な交通安全教育を行うとともに、必要に応じて模擬信号機等の交通安全教育用器材を活用し、より実践的な交通安全教育を推進します。	市民課
交通指導員による交通安全指導	通学路において交通事故発生の危険性が高いか所へ配置している交通指導員による、登校時の交通安全指導を実施します。	市民課
施設周辺の交通安全対策	保育所や放課後児童クラブ等の周辺にある危険個所の点検・把握に努め、必要な対策の実施、キッズゾーン設定を検討します。	こども未来課 保育育成課
通学路における合同点検と対応策の実施	「山形市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図ります。	学校教育課
各地区における街頭指導の推進	各地区の街頭指導の活動を支援します。	社会教育青少年課
危険個所の把握	青少年指導センター指導委員の街頭指導・巡回時に、地区の公園・歩道等の危険個所を把握し、所管する関係課等への連絡により、改善を図ります。	社会教育青少年課
「子ども安全情報」の配信	市内や村山管内の不審者情報や、こどもたちの安全につながる情報を、メールやLINEで登録者に配信します。	社会教育青少年課
有害図書類調査	各地区の夏季休暇期間中の街頭指導に合わせ、「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の取組として、書店やコンビニで有害図書等の調査を行います。	社会教育青少年課
インターネットの適正使用の啓発	こどもたちがインターネットトラブルに巻き込まれないよう、フィルタリングやペアレンタルコントロール等のスマートフォンの適正使用についての啓発を行います。	社会教育青少年課
インターネット安全パトロール	児童生徒に関するインターネットサイト上の掲示板やSNS等を検索・監視し、問題がある書き込みについて学校へ情報提供を行います。	社会教育青少年課
街頭指導の実施	中央指導委員による、市街繁華街を中心とした街頭指導を平日毎日、各地区の学校の長期休業中などを中心とした街頭指導を随時行います。	社会教育青少年課
学校への消費生活出前講座	消費生活センターから消費生活専門相談員が学校へ出向き、こどもの消費者トラブルを未然に防ぐことを目的とした消費生活出前講座を行います。	消費生活センター
洪水ハザードマップの出前講座	災害時に慌てず安全な場所へ避難できるよう、ハザードマップを使った災害時の行動計画「マイタイムライン」作成の支援を目的とした小・中学校への出前講座を行い、水害に対する意識の向上を図ります。	河川整備課

基本施策(6) 快適で暮らしやすい環境の整備

こどもや子育て世代が安全・安心に、かつ快適に日常生活を送るためには、周辺環境や居住環境を充実させることが不可欠です。

こどもの住まい、学び、遊び、自己実現の場と、これらを有機的につなぐ都市空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、子育て世代のニーズを捉えながら、こどもの遊び場の整備と遊び場へのアクセスの確保や、親同士・地域住民との交流機会を生む出す空間の創出、子育てにやさしい住まい空間の創出などの取組を推進します。

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
屋内児童遊戯施設の運営・維持管理事業	天候に左右されず、無料で利用できる遊び場を提供することで、子育てにやさしい環境を整えます。	こども未来課
児童遊園の管理運営事業	健康増進や情操を豊かにすることを目的に、児童に健全な遊びの場を提供し、子育てにやさしい環境を整えます。	こども未来課
中心市街地歩行者空間創出等事業	居住者が増加している中心市街地において、居心地が良く子育てがしやすいまちなか環境の創出に向け、滞在空間の高質化や移動しやすい環境整備に関する社会実験などに取り組みます。	まちづくり政策課
街路事業	中心市街地でこどもが安心・安全に通行できるように歩道の整備と、子育て世代が利用しやすい機能的な道路ネットワークを構築します。	まちづくり政策課
粹七エリア整備事業	歴史的資源である御殿堰を活かし、子育て世代をはじめとした幅広い世代が快適に感じ、せせらぎを視覚的・聴覚的に感じながら歩行できる空間整備を行い、地域資源に対する学習機会を創出します。	まちづくり政策課
本町第1ブロック南地区地域生活型再開発事業	子育て世代等に配慮したマンション等の複合施設整備事業を行います。	まちなみデザイン課
住宅リフォーム総合支援事業	新婚世帯や子育て世帯に対して住宅リフォームする際の補助額を割り増しします。	建築指導課
あかねヶ丘公園再整備事業	市立商業高等学校校舎等改築事業に伴い、あかねヶ丘公園の再整備を行います。 幼児と児童の運動能力や危険回避能力に応じて空間と遊具を分け、安全・安心な遊び場を確保します。また、市立第十小学校の児童が自ら選んだ遊具を整備します。	公園緑地課
(仮称)西部工業団地公園再編事業	山形市の西部に位置する「たかき公園」及び「とがみ西公園」を集約化し、市民ニーズを踏まえた質の高い公園として新たに整備します。新しい公園にはスポーツができるグラウンドや、様々な遊具の設置を計画しており、こどもたちが健康で安全・安心に遊べる場所を確保します。	公園緑地課

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
霞城公園整備事業	山形城の復原を図りながら、国の史跡にふさわしい歴史・文化を活かした都市公園として整備します。 既存樹木を活かした遊び場(アスレチック等)及び山形城の歴史的価値を後世に伝える施設を計画しています。こどもたちが安全・安心に遊べつつ、歴史についても学べる場所を確保します。	公園緑地課
公園施設長寿命化対策事業	公園施設を計画的に修繕・更新することで、こどもたちが安全・安心に遊べる公園を維持します。	公園緑地課
グリーンキッズプロジェクト【新規】	幼児や児童(対象年齢・内容によっては親子参加)を対象に、児童遊戯施設、保育施設、小学校等において「花育」および「緑育」となる講座を実施します。	公園緑地課
公園再編整備計画の策定【新規】	都市公園を再編・集約化し、維持管理の効率化や地域ニーズに即した公園への再整備を進めるため計画を策定します。再編に当たっては、使われる公園になるように、こども向けの遊びの場や健康づくりの場等として公園ごとに役割を見直します。	公園緑地課
山形市営住宅を活用した住まいの子育て支援事業	子育て世帯及び若者夫婦世帯(以下「子育て世帯等」)がこどもを産み育てやすい住まいを確保できる環境に市営住宅の空部屋を改善し、あわせて入居資格等を見直しすることで、子育て世帯等が低廉な家賃で市営住宅への入居ができる環境を確保する取組等を推進します。	住宅政策課
セーフティネット住宅を活用した住まいの子育て支援事業	こどもを産み育てやすいセーフティネット住宅を確保するため、民間の賃貸住宅の登録事務を進めるとともに、空き家等を改修しセーフティネット住宅を供給しようとする者に対し、住宅改修に要する経費助成を行います。	住宅政策課
若者や子育て世代が移動しやすい公共交通の整備	若者や子育て世代等、多様な利用者それぞれのニーズに対応した分かりやすい公共交通の情報発信を行うとともに、安全で利便性の高い公共交通を構築します。さらに、未就学児に同伴する親・妊婦に対して、コミュニティバスへ無料で乗車可能となる子育て支援乗車証を交付することで親子の外出機会を促進します。	公共交通課
道路・橋りょう新設改良事業【拡充】	交通結節点や地域間の道路ネットワークの整備、狹隘道路の解消や歩道整備等により、こどもからお年寄りまで、全ての人が安全・安心に利用できる生活道路や通学道路の更なる確保を図ります。	道路整備課
橋りょう長寿命化修繕事業	本市管理の道路橋において、定期的な点検と計画的な修繕・更新及び耐震補強を実施することで、将来にわたり、こどもからお年寄りまで、全ての人が安全・安心に利用できる生活道路や通学道路を確保します。	道路整備課

事業・取組	事業・取組の内容	担当課
雪につよい消雪道路整備事業	冬期間において、通学や通勤などに安全で利便性の高い歩行環境に加え、市街地の回遊性を高めるとともに市民の健康増進及び街の活性化に寄与する道路環境の整備を行います。	道路維持課
自転車ネットワーク路線整備事業	通学や通勤などの安全な自転車通行空間の整備の取組として、自転車通行空間の連続性[自転車ネットワーク]を確保し、自転車通行環境の整備(道路への矢羽標示など)を行います。	道路維持課

第5章
量の見込みと
サービス提供量の確保

1 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

教育・保育事業では、就学前児童に対する教育・保育を適切に提供できるよう、保護者のニーズに基づき、幼稚園や保育所等の施設を整備し、受け皿を確保します。地域子ども・子育て支援事業では、就労の有無や家庭の状況に関わらず、すべての家庭を対象にした子育て支援の充実を図り、子育ての負担感や不安を解消できるよう、各種事業を地域の実情に応じて実施します。

これらのサービスの提供にあたり、前もって体制（「人と施設」または「人」）の整備が必要な事業については、必要量を見極めたうえで、計画的かつ適正に提供体制を整備することが求められます。

子ども・子育て支援法第61条において、市は、子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務付けられており、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、量の見込み及びそれに対応する提供体制の確保の内容並びに実施時期を、国が示す算定方法に基づいて定めることになっています。

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」以外の事業については、それぞれの施策において、本市独自に設定した成果指標により、進行管理をしていきます。

(1)教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は「量の見込み」「提供量」を設定する単位として、市町村は、離島や山間地などの地理的要件や合併の経緯及び交通事情など、地域の実情に応じて区域を設定することができますが、本市においては、教育・保育提供区域の区分設定を行う合理的理由がないことから、市全体をもって1区域とします。

(2)量の見込みの算出に用いる推計人口

①算出方法

令和5(2023)年から令和6(2024)年の住民基本台帳人口(各年4月1日現在)を基礎として、コーホート変化率法により、推計を行いました。

『子ども女性比』は15～49歳女性人口に対する比とするのが一般的ですが、国立社会保障・人口問題研究所が令和5(2023)年に実施した推計では、15～19歳及び45～49歳の年齢別出生率は非常に低いことから、『子ども女性比』の分母を、「15～49歳の女性人口」から「20～44歳の女性人口」に変更したことに倣い、『子ども女性比』の分母を「20～44歳の女性人口」に変更して推計を行いました。

②推計人口結果

単位：人

年齢	実績					推計人口				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
0歳	1,655	1,586	1,570	1,537	1,359	1,322	1,290	1,261	1,229	1,201
1歳	1,723	1,669	1,623	1,586	1,550	1,370	1,332	1,301	1,271	1,239
2歳	1,780	1,715	1,643	1,615	1,578	1,542	1,363	1,325	1,294	1,265
3～5歳	5,842	5,662	5,338	5,116	4,898	4,766	4,638	4,390	4,143	3,900
6～11歳	12,458	12,313	12,161	11,923	11,585	11,213	10,845	10,411	9,917	9,564
合計	23,458	22,945	22,335	21,777	20,970	20,213	19,468	18,688	17,854	17,169
対前年比		▲513	▲610	▲558	▲807	▲757	▲745	▲780	▲834	▲685

(3)量の見込み算出の考え方

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出にあたっては、国の基本指針や「市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」等に基づき、推計人口やアンケート調査結果、各事業の利用実績等を踏まえ、算出しました。

①教育・保育事業の算出項目

認定区分	対象		該当施設
1号認定	●3歳以上 ●教育標準時間認定	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	・認定こども園 ・幼稚園
2号認定	●3歳以上 ●保育認定	共働きだが幼稚園利用のみの家庭	・幼稚園
		共働き家庭	・認定こども園 ・保育所
3号認定	●3歳未満 ●保育認定	共働き家庭	・認定こども園 ・保育所 ・地域型保育事業

<資料：山形市こども未来部こども未来課>

②地域子ども・子育て支援事業の算出項目

子ども・子育て支援法第59条の規定を踏まえ、本市では、次に掲げる地域子ども・子育て支援事業を実施することとし、その量の見込み及び提供量は、「市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」等に基づき、それぞれ記載のとおりとします。

N o .	事業名
①	利用者支援事業（特定型・こども家庭センター型）
②	延長保育事業
③	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
④	子育て短期支援事業（ショートステイ）
⑤	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
⑥	養育支援訪問事業
⑦	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
⑧	一時預かり事業
⑨	病児保育事業（病児・病後児保育）
⑩	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
⑪	妊婦健康診査事業
⑫	子育て世帯訪問支援事業
⑬	妊婦等包括相談支援事業
⑭	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
⑮	産後ケア事業

2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供量

(1)教育・保育事業の量の見込みと提供量

計画期間中における教育・保育給付認定(1号認定・2号認定・3号認定)ごとの教育・保育量の見込みを推計し、その受け皿として、特定教育・保育施設(幼稚園、認定こども園、保育所)、及び特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業)の提供量の内容は次のとおりとします。

なお、少子化による就学前児童数が減少傾向にあることから、令和7年度以降も保育需要に対して提供量(入所枠)が上回る状況が続く見込みです。このため、児童人口数の推移や社会的要因等による保育ニーズをとらえた待機児童対策を行いながら、市立保育所の統廃合等による定員の縮減、利用定員を超えた受け入れ体制や利用定員変更に関する方針等の検討、定員の余剰分の活用等を行い、段階的に提供量を見直していくことで市内の保育需給バランスの調整を図ります。

【1号認定(教育標準時間認定): 3～5歳】

(単位:人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1,102	1,073	1,015	958	902
②提供量	1,760	1,730	1,670	1,611	1,553
特定教育・保育施設等	1,143	1,113	1,053	994	936
幼稚園	206	201	190	179	169
認定こども園	937	912	863	815	767
確認を受けない幼稚園	617	617	617	617	617
②-①	658	657	655	653	651

※「確認を受けない幼稚園」とは、幼稚園のうち「子ども・子育て支援制度」に移行しない、私学助成による運営支援を受ける幼稚園です。

【2号認定(保育認定): 3～5歳】

(単位:人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	3,434	3,342	3,163	2,986	2,810
②提供量	4,077	3,978	3,787	3,597	3,408
特定教育・保育施設等	3,681	3,582	3,391	3,201	3,012
認可保育所	1,984	1,931	1,827	1,725	1,623
認定こども園	1,697	1,652	1,563	1,476	1,389
特定地域型保育事業等	2	2	2	2	2
小規模保育事業	2	2	2	2	2
幼稚園預かり保育	229	229	229	229	229
企業主導型保育施設	165	165	165	165	165
②-①	643	636	624	611	598

【3号認定（保育認定）：2歳】

（単位：人）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1,040	919	894	873	853
②提供量	1,183	1,061	1,035	1,014	994
特定教育・保育施設等	1,052	930	904	883	863
認可保育所	558	493	480	468	458
認定こども園	494	437	425	415	405
特定地域型保育事業等	73	73	73	73	73
小規模保育事業	45	45	45	45	45
家庭的保育事業	28	28	28	28	28
企業主導型保育施設	58	58	58	58	58
②-①	143	142	141	141	141

【3号認定（保育認定）：1歳】

（単位：人）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1,044	1,015	991	968	944
②提供量	1,076	1,050	1,028	1,007	985
特定教育・保育施設等	950	924	902	881	859
認可保育所	497	483	472	461	449
認定こども園	453	440	430	420	410
特定地域型保育事業等	72	72	72	72	72
小規模保育事業	46	46	46	46	46
家庭的保育事業	26	26	26	26	26
企業主導型保育施設	54	54	54	54	54
②-①	32	35	37	39	41

【3号認定（保育認定）：0歳】

（単位：人）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	684	667	652	636	621
②提供量	781	764	749	733	718
特定教育・保育施設等	688	671	656	640	625
認可保育所	380	371	362	353	345
認定こども園	308	300	294	286	280
特定地域型保育事業等	48	48	48	48	48
小規模保育事業	34	34	34	34	34
家庭的保育事業	14	14	14	14	14
企業主導型保育施設	45	45	45	45	45
②-①	97	97	97	97	97

(2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供量

①利用者支援事業

特定型では、子育て支援コーディネーターを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行います。

こども家庭センター型では、母子保健コーディネーターを配置し、母子健康手帳の交付、地域の子育て支援や福祉サービス等の情報提供及び個別相談・助言を行います。必要な場合は、電話相談や家庭訪問を行い継続的に支援します。

【特定型】

(単位：か所)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②提供量	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

【こども家庭センター型】

(単位：か所)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②提供量	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

提供量の内容

- 特定型では、保育育成課窓口の子育て支援コーディネーターを1名配置し、子育て支援の情報提供や保育所等の入所や子育てに関する相談体制を整えるとともに、関係機関との連携や連絡調整を図っていきます。
- こども家庭センター型では、こども家庭支援課にこども家庭支援センターを1か所設置し、母子保健コーディネーターを配置することで、妊娠期からの相談窓口を明確化するとともに、必要に応じて児童福祉分野と母子保健分野で連携しながら、妊娠期からの切れ目ない継続的な支援を実現します。

②延長保育事業(時間外保育事業)

保育所、認定こども園等で保育認定を受けた利用時間以外の時間において、延長し保育を実施します。

(単位：人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	77,638	73,256	69,233	65,350	61,620
②提供量	77,638	73,256	69,233	65,350	61,620
②-①	0	0	0	0	0

提供量の内容

○家庭の事情や親の就労状況等に応じて、保育所、認定こども園等で必要な一時預かりを実施し、継続的に事業を実施できるよう、各施設への補助を行います。

③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ):6～11歳児

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供して児童の健全な育成を図ります。

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	4,170	4,267	4,170	4,048	3,922
小学1年生	1,173	1,093	1,053	1,043	994
小学2年生	1,005	1,016	1,001	959	952
小学3年生	841	844	853	825	785
小学4年生	624	616	584	586	566
小学5年生	316	398	368	351	356
小学6年生	211	300	311	284	269
②提供量	4,170	4,267	4,170	4,048	3,922
②-①	0	0	0	0	0

提供量の内容

○条例の基準に適合するよう、学校施設を活用したタイムシェアや、新設及び移転を行うとともに、児童の安全を確保するため施設環境の維持改善に努めます。

④子育て短期支援事業(ショートステイ):0歳児～18歳未満

保護者の疾病その他の理由により、家庭での養育が一時的に困難な児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

(単位:人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	86	97	106	115	123
②提供量	86	97	106	115	123
②-①	0	0	0	0	0

提供量の内容

○児童養護施設、母子生活支援施設及び乳児院各1か所の計3か所の受け入れ施設に加え、里親への委託も実施することで、必要な保護を行います。

⑤乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育て情報を提供し、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行います。

(単位:人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	550	537	525	512	500
②提供量	550	537	525	512	500
②-①	0	0	0	0	0

提供量の内容

○保健師や助産師等(18人体制)が訪問し、相談や情報提供を行い、継続した支援が必要な場合は、各種サービスへつなぐ等、切れ目ない支援を実施します。

⑥養育支援訪問事業(育児支援家庭訪問事業)

妊娠届出や出産病院等からの情報により産後早期に養育支援が必要な家庭や、乳児家庭全戸訪問事業の実施により把握した要支援家庭に、保健師や助産師が訪問し、相談支援を行います。

(単位：人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	716	675	637	599	563
②提供量	716	675	637	599	563
②-①	0	0	0	0	0

提供量の内容

○母子健康手帳の交付時の面接状況や出産病院等からの情報、こんにちは赤ちゃん訪問からの情報等により、産後早期に育児支援が必要な家庭に対して、保健師や助産師等(17人体制)が訪問を行い、専門的相談やサービスの紹介等を実施します。

⑦地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の支援を行います。

(単位：人回)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	399,291	382,565	367,214	352,130	337,401
②提供量	399,291	382,565	367,214	352,130	337,401
②-①	0	0	0	0	0

提供量の内容

○子育て支援センターを市内の保育園や児童遊戯施設に併設し、計26か所で運営します。各センターで継続的に事業を実施できるよう、補助を行います。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行います。

【幼稚園における在園児を対象：3～5歳児】

(単位：人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	53,701	55,931	56,155	55,782	54,902
②提供量	53,701	55,931	56,155	55,782	54,902
②-①	0	0	0	0	0

【その他：0～5歳児】

(単位：人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	4,255	3,862	3,501	3,160	2,838
②提供量	4,255	3,862	3,501	3,160	2,838
②-①	0	0	0	0	0

提供量の内容

○保護者の様々なニーズに対応できるよう、保育所等で非定型保育・緊急保育等の必要な一時保育を実施します。事業を実施する施設へ、利用実績に応じて補助を行います。

⑨病児保育事業(病児・病後児保育)

病気または回復期にあり、集団保育が困難なこどもを専用施設で一時的に保育を行います。

【病児保育事業】

(単位：人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	239	237	234	232	229
②提供量	239	237	234	232	229
②-①	0	0	0	0	0

【病後児保育事業】

(単位：人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	432	431	430	428	425
②提供量	432	431	430	428	425
②-①	0	0	0	0	0

提供量の内容

○児童が病気であり、保護者が仕事などで保育ができない場合、児童の体調によって「病児対応型」、「病後児対応型」として医療機関等で一時的に保育を行います。継続的に事業を実施できるよう、各施設に補助を行います。

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

地域において育児の援助を受けたい者(利用会員)と援助を行いたい者(協力会員)との相互援助活動に関し、連絡調整を行います。

(単位：人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	2,711	2,611	2,506	2,395	2,303
2提供量	2,711	2,611	2,506	2,395	2,303
②-①	0	0	0	0	0

提供量の内容

○依頼内容の多様化により、会員同士のマッチングが難しくなっていますが、援助活動が可能な内容の把握に努めることで、新規の協力会員を確保していきます。

⑪妊婦健康診査事業

妊婦の健康診査を実施して、その健康管理に努め、妊産婦及び乳児死亡率の低下、流・早産の防止及び、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図ることを目的に、妊婦に対して健康診査補助券を発行します。

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1,969	1,922	1,878	1,831	1,789
②提供量	1,969	1,922	1,878	1,831	1,789
②-①	0	0	0	0	0

提供量の内容

○妊娠届出書の提出により、妊娠週数に合わせた妊婦健康診査補助券を交付します。県内の医療機関は委託契約、県外の医療機関は償還払いによる公費負担を行い、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減に努めます。また、産科医療機関等と連携し、適正な受診に努めます。

⑫子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行うことで家庭や養育環境を整えるための援助を行います。

（単位：人日）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	360	340	330	319	309
②提供量	360	340	330	319	309
②-①	0	0	0	0	0

提供量の内容

○家事・育児等に不安や負担を抱える子育て世帯やヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。

⑬妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

（単位：回）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	2,579	2,517	2,460	2,398	2,343
②提供量	2,579	2,517	2,460	2,398	2,343
②-①	0	0	0	0	0

提供量の内容

○妊婦・その配偶者等に対して、妊娠届出時及び出生届出後に保健師等が面談を行います。
また、妊娠7～8か月時はアンケートで希望された方に対し面談を行い、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行います。

⑭乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付を行います。

【0歳児】

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	18	18	17	17	16
②提供量	2	13	14	15	15
②-①	▲16	▲5	▲3	▲2	▲1

【1歳児】

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	19	18	18	17	16
②提供量	2	13	14	15	16
②-①	▲17	▲5	▲4	▲2	0

【2歳児】

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	29	25	24	24	23
②提供量	1	19	20	21	22
②-①	▲28	▲6	▲4	▲3	▲1

提供量の内容

- 全ての子育て家庭が就労条件を問わず利用できる、時間単位の柔軟な保育を市内の保育所等で実施します。事業を実施した施設に対し、利用実績に応じて補助・給付を行います。

⑮産後ケア事業

退院直後の母子に対して一定期間の宿泊、通所又は訪問により、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

(単位：人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	685	668	653	637	622
②提供量	685	668	653	637	622
②-①	0	0	0	0	0

提供量の内容

○支援を必要とする利用者と、事業を実施する医療機関等との連絡調整を行います。また、利用料の一部補助を行います。

3 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の推進に関する体制の確保

(1)子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制

幼稚園・保育園双方の良さを活かした、より質の高い教育・保育の提供に向け、認定こども園の普及については、市内の保育需給バランスに留意しながら、幼稚園等からの円滑な移行支援に努めます。また、教育・保育施設と地域型保育事業の連携により、地域型保育事業の保育終了後の受け皿及び緊急時の代替保育等を確保していきます。

(2)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付について、保護者の負担感の軽減を考慮しながら、適切な給付事務を実施します。また、保護者の行政手続を簡素化する事業・取組を推進し、利便性の向上を図ります。



第6章 計画の推進

1 施策を推進するための視点(横ぐし)

(1)多機能連携による取組

行政だけでなく、市民の方や地域、大学、民間企業、関係機関等、それぞれの持つ機能を連携し、着実に計画を推進していきます。

(2)SDGsの視点による計画の推進

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12(2030)年までに先進国と発展途上国がともに取り組む持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17の大目標と169のターゲットが設定されています。本計画では、関連する下記のSDGsの視点を持ちながら、取組を進めていきます。



(3)DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

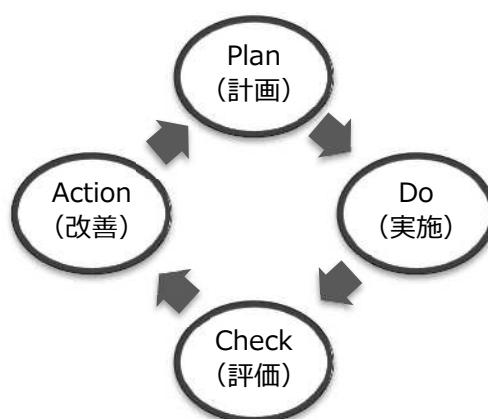
デジタル技術の活用により、子育て当事者等が必要な情報に素早く簡単にアクセスでき、様々な行政手続等をストレスなく、スムーズに行うことができるよう取り組んでいきます。

(4)部局横断的な取組

本計画に関わる庁内の関係部署と積極的に連携・協働しながら、他の分野とともに、着実に取組を推進していきます。

2 計画の進捗管理

進捗管理については、PDCAサイクル(Plan:計画、Do:実施、Check:評価、Action:改善)により、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、各年度に必要なに応じて子ども・子育て会議を開催し、審議を行っていきます。あらかじめ設定した成果指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間中において必要な計画の見直しを行います。



資料編

1 山形市子ども・子育て会議

(1)山形市子ども・子育て会議条例

平成25年7月3日条例第29号

改正

平成30年12月21日条例第77号

令和5年7月6日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づく機関の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和5年条例22号〕

(設置)

第2条 この市に、山形市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

一部改正〔令和5年条例22号〕

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第8条 会長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部において処理する。

一部改正〔平成30年条例77号〕

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 山形市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則(平成30年12月21日条例第77号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月6日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2)山形市子ども・子育て会議委員名簿

No.	推薦団体名等	委員名	役職
1	山形市私立幼稚園・認定こども園保護者会会長会	大場 琴美	山形市私立幼稚園・認定こども園保護者会会長会 会長
2	山形市保育園保護者会連絡協議会	在原 智	山形市保育園保護者会連絡協議会 会長
3	山形市PTA連合会	高橋 あゆみ	山形市PTA連合会 母親委員会 委員長
4	山形市子ども会育成連合会	前田 浩一	山形市子ども会育成連合会 副会長
5	東北文教大学	大桃 伸一	東北文教大学 副学長 人間科学部教授
6	山形市小学校長会	佐藤 浩子	山形市立第9小学校 校長
7	山形市民生委員児童委員連合会	佐藤 睦子	山形市民生委員児童委員連合会 児童福祉研究部 部長
8	国立大学法人山形大学	本島 優子	国立大学法人山形大学学術研究院 准教授
9	山形県公認心理師・臨床心理士協会	大沼 美鈴	山形県公認心理師・臨床心理士協会 福祉分野理事
10	認定特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド	野口 比呂美	認定特定非営利活動法人 やまがた育児サークルランド 代表
11	山形市民間立保育園・認定こども園協議会	海和 伸吉	山形市民間立保育園・認定こども園協議会 副会長
12	一般社団法人山形市私立幼稚園・認定こども園協会	原田 久雄	一般社団法人山形市私立幼稚園・認定こども園協会 会長
13	山形市私立保育園連絡協議会	佐藤 一彦	山形市私立保育園連絡協議会 会長
14	山形市家庭的保育者連絡会	深瀬 豊子	山形市家庭的保育者連絡会
15	山形市児童健全育成クラブ連絡会	高橋 公夫	山形市児童健全育成クラブ連絡会 会長
16	山形市学童保育連絡協議会	山川 美江子	山形市学童保育連絡協議会 会長
17	社会福祉法人山形市社会福祉協議会	今野 厚志	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会 会長
18	山形市自治推進委員長連絡協議会	宮舘 照彦	山形市自治推進委員長連絡協議会 会長
19	山形市医師会	中井 伸一	山形市医師会 理事
20	山形商工会議所	山口 範夫	山形商工会議所 常務理事

委員の任期 令和5年12月24日から令和7年12月23日まで

2 量の見込みの推計方法

(1)教育・保育事業の量の見込みの推計方法(国の手引きによる)

ニーズ調査結果を活用し、まず、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求めます。家庭類型の種類の、タイプA～タイプFの8種類となっています。

「家庭類型」は、現在の家庭類型と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型を年齢区分ごと(0歳、1歳、2歳、3歳以上)に算定します。

その後、上記で算出した比率と計画期間中の就学前児童数から、家庭類型別の児童数を算出し、ニーズ調査の結果から割り出した「利用意向率」との関係から、各認定区分(1号、2号、3号認定)の量の見込みを推計します。

①「家庭類型」の算出

ニーズ調査の結果から、年齢区分(0歳、1歳、2歳、3歳以上)ごとに下記の区分で現在の家庭類型と潜在的な家庭類型を算出します。

家庭類型	父母の有無・就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短時間)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム
タイプE'	パートタイム×パートタイム(短時間)
タイプF	無職×無職

≪例:3歳以上の場合≫

	現在			潜在	
	実数	割合		実数	割合
タイプA ひとり親家庭	14	0.05		14	0.05
タイプB フルタイム×フルタイム	137	0.50		146	0.54
タイプC フルタイム×パートタイム	37	0.14		37	0.14
タイプC' フルタイム×パートタイム(短時間)	34	0.13		34	0.13
タイプD 専業主婦(夫)	50	0.18		41	0.15
タイプE パートタイム×パートタイム	0	0.00		0	0.00
タイプE' パートタイム×パートタイム(短時間)	0	0.00		0	0.00
タイプF 無職×無職	0	0.00		0	0.00
合計	272	1.0		272	1.0

②家庭類型別児童数の算出

①で算出した潜在的家族類型の割合と計画年度中の就学前児童数(年齢区分ごと)から、家族類型別の児童数を算出します。

$$\text{家族類型別児童数} = \text{潜在的家族類型(割合)} \times \text{就学前児童数}$$

≪例:3歳以上の場合≫

	就学前児童数 (令和7年度)		潜在 割合		家族類型別 児童数
タイプA ひとり親家族	4,766	×	0.05	=	245
タイプB フルタイム×フルタイム		×	0.54	=	2,558
タイプC フルタイム×パートタイム		×	0.14	=	648
タイプC' フルタイム×パートタイム(短時間)		×	0.13	=	596
タイプD 専業主婦(夫)		×	0.15	=	718
タイプE パートタイム×パートタイム		×	0.00	=	0
タイプE' パートタイム×パートタイム(短時間)		×	0.00	=	0
タイプF 無職×無職		×	0.00	=	0

③「利用意向率」の算出

ニーズ調査の設問「平日定期的に利用したい教育・保育の事業」において、対象者ごとに、利用したい施設・事業（幼稚園、保育所、認定こども園等）として回答があった割合から利用意向率を算定します。

≪例：1号認定（認定こども園及び幼稚園）の場合≫

下記（ア）及び（イ）の対象者の中で、「平日定期的に利用したい教育・保育事業」として、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「認定こども園」を選択した者の割合を算出します。

（ア）対象となる潜在的家庭類型

- ・タイプC' フルタイム×パートタイム（短時間）
- ・タイプD 専業主婦（夫）
- ・タイプE' パートタイム×パートタイム（短時間）
- ・タイプF 無職×無職

（イ）対象年齢

- ・3歳以上

家庭類型	利用意向率（割合）
タイプC' フルタイム×パートタイム（短時間）	0.765
タイプD 専業主婦（夫）	0.900
タイプE' パートタイム×パートタイム（短時間）	0.000
タイプF 無職×無職	0.000

④量の見込みの推計

②で算出した「家庭類型別児童数」と③で算出した「利用意向率」から、量の見込みを推計します。

$$\text{量の見込み} = \text{家庭類型別児童数} \times \text{利用意向率}$$

≪例：令和7年度の1号認定（認定こども園及び幼稚園）の量の見込みの場合≫

	家庭類型別 児童数 (令和7年度)		利用 意向率 (割合)		量の 見込み (人)
タイプC' フルタイム×パートタイム(短時間)	596	×	0.765	=	456
タイプD 専業主婦(夫)	718	×	0.900	=	647
タイプE' パートタイム×パートタイム(短時間)	0	×	0.000	=	0
タイプF 無職×無職	0	×	0.000	=	0
1号認定（認定こども園及び幼稚園）の量の見込み（令和7年度）					1,102

※小数点以下の四捨五入の関係で内訳の合計と一致していません

(2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計方法

①利用者支援事業の推計方法

《量の見込みの推計方法・考え方》

【特定型】

- ・相談支援内容や相談件数等を勘案した結果、現在の相談体制でニーズに対応可能であるため、現在の対応を維持し、1か所とします。

【こども家庭センター型】

- ・市民からの複雑な相談や支援の件数が増えているため、母子保健と児童福祉の両機能が連携・協働した一体的な組織として、相談支援体制の整備を1か所図ります。

②延長保育事業(時間外保育事業)の推計方法

《量の見込みの推計方法・考え方》

- ・実績値(延べ利用者数)をもとに、「計画期間での1人あたりの平均利用回数」を算出し、「計画期間での対象児童数(0～5歳)」に乘じ、推計します。

(ア)「1人あたりの平均利用回数」の算出

- ・延長保育事業(時間外保育事業)の「実績値(延べ利用者数)」を「対象児童数(0～5歳)」で除し、「1人あたりの平均利用回数」を算出します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①実績値（延べ利用者数）	102, 094	108, 233	93, 518	87, 586
②対象児童数（0～5歳）	11, 000	10, 632	10, 174	9, 854
③1人あたりの平均利用回数 (①÷②)	9. 28	10. 18	9. 19	8. 89

(イ)「計画期間での1人あたりの平均利用回数」の算出

- ・(ア)で算出した「1人あたりの平均利用回数」をもとに令和2年度から令和5年度の「1人あたりの平均利用回数の増減」を算出します。
- ・「1人あたりの平均利用回数の増減」をもとに、直近3年間平均の「1人あたりの平均利用回数の伸び」を算出します。
- ・令和5年度の「1人あたりの平均利用回数」を基準とし、「1人あたりの平均利用回数の伸び(直近3年間の平均)」により、「計画期間での1人あたりの平均利用回数」を推計します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
③ 1人あたりの平均利用回数 (①÷②)	9.28	10.18	9.19	8.89
④ 1人あたりの平均利用回数の増減		0.90	-0.99	-0.30
⑤ 1人あたりの平均利用回数の伸び(直近3年間の平均)				-0.13



令和5年度の「1人あたりの平均利用回数」を基準とし、「1人あたりの平均利用回数の伸び(直近3年間の平均)」により推計。

⑥ 計画期間での1人あたりの平均利用回数

令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
8.89	8.76	8.63	8.50	8.36	8.23	8.10
-0.13 -0.13 -0.13 -0.13 -0.13 -0.13						

(ウ)量の見込みの算出

- ・(イ)で算出した「計画期間での1人あたりの平均利用回数」と「計画期間での対象児童数(0～5歳)」から、量の見込みを推計します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
⑥ 計画期間での1人あたりの平均利用回数	8.63	8.50	8.36	8.23	8.10
⑦ 計画期間での対象児童数(0～5歳)	9,000	8,623	8,277	7,937	7,605
⑧ 量の見込み (⑥×⑦)	77,638	73,256	69,233	65,350	61,620

※小数点以下の四捨五入の関係で合計が一致していません

③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推計方法

《量の見込みの推計方法・考え方》

- ・各小学校ごとの在籍児童数(住民基本台帳)をもとに、各クラブ各学年ごとのクラブ登録率を算出し、それらの伸び率に基づき登録児童数を推計します。

④子育て短期支援事業(ショートステイ)の推計方法

《量の見込みの推計方法・考え方》

- ・実績値(延べ利用者数)をもとに、「計画期間での1人あたりの平均利用回数」を算出し、「計画期間での対象児童数(0～17歳)」に乘じ、推計します。

(算出過程は、「②延長保育事業(時間外保育事業)」と同様)

⑤乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推計方法

《量の見込みの推計方法・考え方》

- ・計画期間での対象児童数(0歳)に、令和5年度の「対象児童数(0歳)に占める利用割合(41.6%)」を乘じ、推計します。

⑥養育支援訪問事業(育児支援家庭訪問事業)の推計方法

《量の見込みの推計方法・考え方》

- ・実績値(延べ利用者数)をもとに、「計画期間での1人あたりの平均利用回数」を算出し、「計画期間での対象児童数(乳児家庭全戸訪問事業の量の見込み)」に乘じ、推計します。

(算出過程は、「②延長保育事業(時間外保育事業)」と同様)

※乳児家庭全戸訪問事業により把握した要支援家庭に訪問し、相談支援を行うことを踏まえ、計画期間での対象児童数を乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みとしています。

⑦地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の推計方法

《量の見込みの推計方法・考え方》

- ・計画期間での対象児童数(0～5歳)に、令和5年度の「1人あたりの平均利用回数(44.37回)」を乘じ、推計します。

⑧一時預かり事業の推計方法

≪ 量の見込みの推計方法・考え方 ≫

【幼稚園における在園児を対象】

- ・実績値(延べ利用者数)をもとに、「計画期間での1人あたりの平均利用回数」を算出し、「計画期間での対象児童数(1号認定者)」に乘じ、推計します。
(算出過程は、「②延長保育事業(時間外保育事業)」と同様)

【その他】

- ・実績値(延べ利用者数)をもとに、「計画期間での1人あたりの平均利用回数」を算出し、「計画期間での対象児童数(0～5歳)」に乘じ、推計します。
(算出過程は、「②延長保育事業(時間外保育事業)」と同様)

⑨病児保育事業(病児・病後児保育)の推計方法

≪ 量の見込みの推計方法・考え方 ≫

【病児保育事業】

- ・実績値(延べ利用者数)をもとに、「計画期間での1人あたりの平均利用回数」を算出し、「計画期間での対象児童数(0～5歳)」に乘じ、推計します。
(算出過程は、「②延長保育事業(時間外保育事業)」と同様)

【病後児保育事業】

- ・実績値(延べ利用者数)をもとに、「計画期間での1人あたりの平均利用回数」を算出し、「計画期間での対象児童数(0～5歳)」に乘じ、推計します。
(算出過程は、「②延長保育事業(時間外保育事業)」と同様)

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の推計方法

≪ 量の見込みの推計方法・考え方 ≫

- ・令和3年度～令和5年度の直近3年平均の延べ利用回数の伸び率を計画期間での対象児童数(0～11 歳)に乘じ、令和8年度以降は、算出した令和7年度の1人あたり延べ利用回数を対象児童数(0-11 歳人口)に乘じ、推計します。

⑪妊婦健康診査事業の推計方法

《量の見込みの推計方法・考え方》

- ・計画期間での対象児童数(0歳)に、令和3年度から令和5年度の直近3年間平均の「対象児童数(0歳)に占める利用割合(149.0%)」を乗じ、推計します。

⑫子育て世帯訪問支援事業の推計方法(国の手引きによる)

《量の見込みの推計方法・考え方》

- ・計画期間での対象児童数(0～17歳)に、「全児童数(0～17歳)に占める対象世帯数の割合」を乗じ、さらに「平均利用日数」を乗じ、推計します。

$$\text{量の見込み(人日)} = \text{「対象児童数(人)」} \times \frac{\text{対象世帯数(世帯)}}{\text{全児童数(人)}} \times \text{「平均利用日数(日)」}$$

対象児童数 ……各年の年齢各歳別(0～17歳)のデータ

全児童数 ……対象世帯算出時点の(0～17歳)の児童人口

対象世帯数 ……相談支援員等が相談を含め対応している世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯の総計。

平均利用日数 ……1人あたりの利用が必要と思われる日数

⑬妊婦等包括相談支援事業の推計方法(国の手引きによる)

《量の見込みの推計方法・考え方》

- ・計画期間での「妊娠届出数の推測値」に、「1組あたりの面談回数(2回)」を乗じ、推計します。

$$\text{量の見込み(回)} = \text{「妊娠届出数の推測値(組)」} \times \text{「1組あたりの面談回数(回)」}$$

⑭乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の推計方法(国の手引きによる)

《量の見込みの推計方法・考え方》

- ・計画期間での「対象年齢の未就園児(0歳6か月～満3歳未満)」に、「月一定時間(10 時間)」を乗じ、「必要受入れ時間数」を算出します。
- ・さらに「必要受入れ時間数」を「定員一人あたりの受入れ可能時間数(176 時間)」で除し、「必要定員数」を推計します。

(ア)

必要受入れ時間数＝「対象年齢の未就園児」×月一定時間

(イ)

必要定員数＝ $\frac{\text{必要受入れ時間数}}{\text{定員一人あたりの受入れ可能時間数}}$

※対象年齢は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における対象者を踏まえ、0歳6か月～満3歳未満と仮定する。

※月一定時間は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における上限を踏まえ、10時間と仮定する。

※月176時間(8時間×22日)を基本とする。

⑮産後ケア事業の推計方法(国の手引きによる)

《量の見込みの推計方法・考え方》

- ・計画期間での「推計産婦数」に、「全産婦数に占める利用見込み産婦数の割合」を乗じ、さらに「平均利用日数」を乗じ、推計します。

量の見込み(人日)＝「推計産婦数(人)」× $\frac{\text{利用見込み産婦数(人)}}{\text{全産婦数(人)}}$ ×「平均利用日数(日)」

推計産婦数 ……5か年計画に記載した各年の産婦数のデータ

全産婦数 ……利用見込み産婦数算出時点の産婦数

利用見込み産婦数 ……利用希望把握調査等で把握した産後ケアの利用を希望している産婦数や、事業の利用実績データをもとに求めた産婦数。その際、産後ケア事業の対象となる流産・死産も考慮した数とすること。また、地域の実情に応じて、里帰りの場合も考慮した数とすることが望ましい。

平均利用日数 ……1人あたりの利用が必要と思われる日数

3 本計画で使用する用語の定義

あ行		
1	インクルーシブ保育	こどもの年齢や国籍、障がいの有無などに関係なく、すべてのこどもを受け入れて一緒に過ごす保育。
か行		
2	家庭的保育事業(保育ママ)	おもに満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅、またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。 (子ども・子育て支援法第7条第6項、児童福祉法第6条の3)
3	企業主導型保育施設	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設。利用定員の50%以内で地域枠を設定することができる。
4	教育	学校教育法に基づく幼稚園及び認定こども園法に基づく認定こども園において、満3歳以上の小学校就学前のこどもに対し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること。 (学校教育法第22条、子ども・子育て支援法第7条第2項)
5	教育・保育給付	認可保育所、認定こども園、新制度幼稚園等において、教育・保育を受ける児童の保護者に対する給付。
6	教育・保育給付認定	保護者からの申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組み。 【認定区分】 ○1号認定:満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども(保育の必要性なし) ○2号認定:満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども(保育の必要性あり) ○3号認定:満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども(保育の必要性あり) (子ども・子育て支援法第19条、第20条第4項)
7	教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所。 (子ども・子育て支援法第7条第4項)
8	教育・保育提供区域	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域。 (子ども・子育て支援法第61条第2項)
9	居宅訪問型保育事業	おもに、満3歳未満児の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。 (子ども・子育て支援法第7条第8項、児童福祉法第6条の3)
10	合計特殊出生率	15歳～49歳の女性の各年齢別の出生率を合計したもの。1人の女性が一生の間に産む平均の子供の数の目安となる。

11	子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設。 (子ども・子育て支援法第59条、児童福祉法第6条の3)
12	こども家庭センター	従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を活かしながら、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働し、一体的な組織として、子育て家庭等に対する相談支援を実施する機関。 (児童福祉法第10条の2、母子保健法第22条)
13	こども基本法	令和4年6月に成立。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定める。
14	子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善③地域の子ども・子育て支援の充実を目標とし、平成27年4月から開始された制度。
15	子ども・子育て支援法	平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」の一つ。その内容において、すべてのこどもに良質な成育環境を保障する等のため、こども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を定める。
さ行		
16	サードプレイス	家庭(ファーストプレイス)でも、学校(セカンドプレイス)でもなく、安心してリラックスできる空間のこと。
17	事業所内保育事業	おもに満3歳未満児の乳児・幼児を対象とし、事業所内において、当該事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業。 (子ども・子育て支援法第7条第9項、児童福祉法第6条の3)
18	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村、都道府県及び事業主が策定することを義務づけられた計画。急速な少子化の進行等を踏まえ、こどもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立のための取組について策定する行動計画。5年を1期として、平成17年度から21年度までを前期計画、22年度から26年度までを後期計画とする。 計画の法的根拠となる次世代育成支援対策推進法は平成27年3月までの時限立法であったが、法の一部改正により令和7年3月まで10年間延長され、行動計画の策定は任意とされた。 さらに、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が成立し、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が令和17年3月末まで再延長された。 (次世代育成支援対策推進法第8条、第9条、第12条、第19条)

19	施設型給付	市町村が給付の対象として確認した教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）において教育又は保育を受けた場合に、保護者に支給される給付。支給にあたっては、保護者を介さずに、市町村から直接施設へ支払できることとされている。（法定代理受領）
20	施設等利用給付	幼稚園（未移行）、預かり保育、認可外保育施設等において、教育・保育を受ける児童の保護者に対する、利用料の給付。
21	小規模保育事業	おもに満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。 （子ども・子育て支援法第7条第7項、児童福祉法第6条の3）
22	スクールカウンセラー	心理についての専門性を持ち、学校等において、児童・生徒が抱えるさまざまな課題について解決のための助言や指導などを行う者のこと。
23	スクールソーシャルワーカー	社会福祉についての専門性を持ち、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関との連携、保護者・教職員に対する支援などを行う者のこと。
た行		
24	地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業。 （子ども・子育て支援法第7条第5項）
25	特定教育・保育施設	市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認した教育・保育施設。 （子ども・子育て支援法第27条）
26	特定地域型保育事業	市町村が地域型保育給付費の支給に係る事業を行うものとして確認する地域型保育を行う事業。 （子ども・子育て支援法第29条、第43条）
27	DX（ディーエックス）	デジタル・トランスフォーメーションの略で、デジタル技術で人々の生活をより良いものに変革するという意味。
は行		
28	バックキャストिंग	あるべき未来を描き、そこから逆算をして現在行うべき活動や優先順位を決める手法。
29	保育	こどもの現在のありのままを受け止め、その心の安定を図りながらきめ細かく対応していく養護的側面と、こどもの成長・発達を促し、導いていく教育的側面とがあり、この両義性を一体的に展開しながらこどもと共にいきること。 （保育所保育指針）
30	放課後子ども教室	主に放課後の教室を利用し、安全・安心な体験・活動ができる場として、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業。 （文部科学省所管）
31	放課後児童クラブ	就労や病気などの理由により、日中に保護者がおらず、放課後や夏休みなどの長期休業中に保育を必要とする小学1～6年生の児童が、心身ともに健やかに成長するために、遊びや生活指導を行う施設。 （子ども・子育て支援法第59条第5号、児童福祉法第6条の3第2項）

32	補足給付	未移行の幼稚園において、施設等利用給付を受ける低所得者に対して、副食材料費に対する費用を補助する給付。
や行		
33	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者（おおむね30歳未満を中心としているが、状況等に応じ40歳未満の者も対象となり得る）のこと。
34	幼児教育・保育無償化	令和元年10月より、幼稚園、保育所、認定こども園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等について、3歳児から小学校入学前までのすべてのこどもたちと、0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯のこどもたちの利用料（保育料）を無償化するとともに、就学前の障害児の発達支援についても無償化している。なお、幼稚園と、その預かり保育については、満3歳から無償化の対象となる。

4 計画策定の経過

時期	内容
令和6年6月	計画策定に係るニーズ調査の実施
7月	山形市子ども・子育て会議 ・第二期山形市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・山形市こども計画の概要及び策定スケジュールについて
10月	山形市子ども・子育て会議 ・第二期山形市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び評価について ・山形市こども計画の骨子案について
令和7年1月	山形市子ども・子育て会議 ・山形市こども計画の素案について
2月	山形市子ども・子育て会議 ・山形市こども計画の最終案について
3月	計画策定

山形市こども計画

令和7（2025）年3月

発行者 山形市

編集 こども未来部 こども未来課

〒990-8540 山形市旅籠町 2-3-25

電話：023-641-1212

山形市こども計画 《概要版》

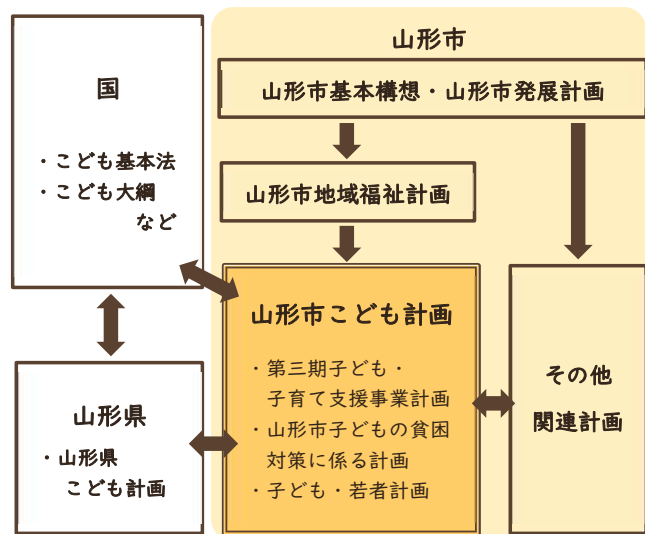
資料2

計画の概要

計画策定の背景と趣旨

- 全国的な少子化の流れは留まることなく進行し、児童虐待の通報の増加、いじめ、自殺、不登校の深刻化など、子どもが生きづらい状況となっています。
- こうした中、すべてのこどもや若者が将来にわたって、幸せな生活を送ることができる社会を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とする「こども基本法」が令和4年に成立しました。
- 近年のこどもを取り巻く環境の変化、こども家庭庁の設置など国の動向等を踏まえ、こども施策を総合的に推進し、「こどもまんなか社会」を実現させるため「山形市こども計画」を策定します。

計画の位置づけ・期間



計画期間：令和7年度～令和11年度までの5年間

計画の対象

本計画は、全てのこども・若者及び子育て家庭（妊娠・出産期を含みます。）を主たる対象とします。

	0歳	12歳	18歳	30歳
こども				
若者				

※若者は、中学生からおおむね30歳までですが、施策によっては39歳までを含みます。

第二期計画の実施状況からみる山形市の現状

- ・保育施設等の設置や拡充等により、待機児童がゼロとなった。
- ・保育需要に対して保育の供給量が上回り、今後もこの状況が継続する見込みである。
- ・発達の気になるこどもが増加している。
- ・障がい児や医療的ケア児の保育入所の希望が増えている。
- ・こどもの進学にあたり学費等の確保を心配している世帯が多い。
- ・国の貧困線を下回る水準のこどものいる世帯の割合が減少した（令和元年12.0%→令和6年5.4%）。

こどもと子育て家庭を取り巻く現状

●人口の状況（住民基本台帳による） 単位：人		
年度	総人口	0～5歳児人口
令和2年度 (R2.4.1現在)	243,864	11,000
令和6年度 (R6.4.1現在)	236,855	9,385
対比	△7,009	△1,615

●世帯状況

- ・一般世帯数は増加している一方、一世帯あたり人員、三世代同居率は減少傾向にあり、核家族化が進行しています。

●子育て世代の就業の現状

- ・女性の就業率は70%台で年々高くなっています。

●教育・保育施設の現状

- ・待機児童対策により、令和2年度以降、4月1日時点での待機児童はゼロとなっています。
- ・保育所等の入所者数は減少傾向となっています。

●児童虐待等の現状

- ・児童相談件数は増加傾向となっています。

アンケート調査からみる山形市の現状

＼子育て家庭の声／

- ・育児休業を取得しづらい（仕事が忙しい（男性57.4%女性22.9%）、取りにくい職場の雰囲気（男性47.9%女性17.1%））。
- ・【就学前児童の保護者】子育てによる身体の負担が大きい（59.2%）。
- ・【小学生の保護者】子育てで出費がかさむ（62.2%）。

＼中学生・高校生の声／

- ・ずっと山形に住みたい（19.6%）。山形を一時的に離れても戻ってきたい（49.6%）。
- ・不安や悩みを誰にも相談しようと思わない（11.2%）。
- ・不登校やひきこもりの経験がある（10.9%）。

＼20・30代の声／

- ・【未婚】将来結婚したい（60.0%）。
- ・子育てをしてみたい（63.2%）。
- ・こどもが欲しくないまたは理想よりも少なくなりそうな理由として、出産・育児にお金がかかる（70.5%）、育児と仕事の両立が大変である（50.0%）、子育ての精神的・肉体的負担が大きい（47.7%）。
- ・子育てに関する情報の中でも子育てにかかる費用について知りたい（63.2%）。
- ・市に期待する子育て支援策は保育・教育のかかる費用の軽減（71.9%）。

計画の基本的な考え方

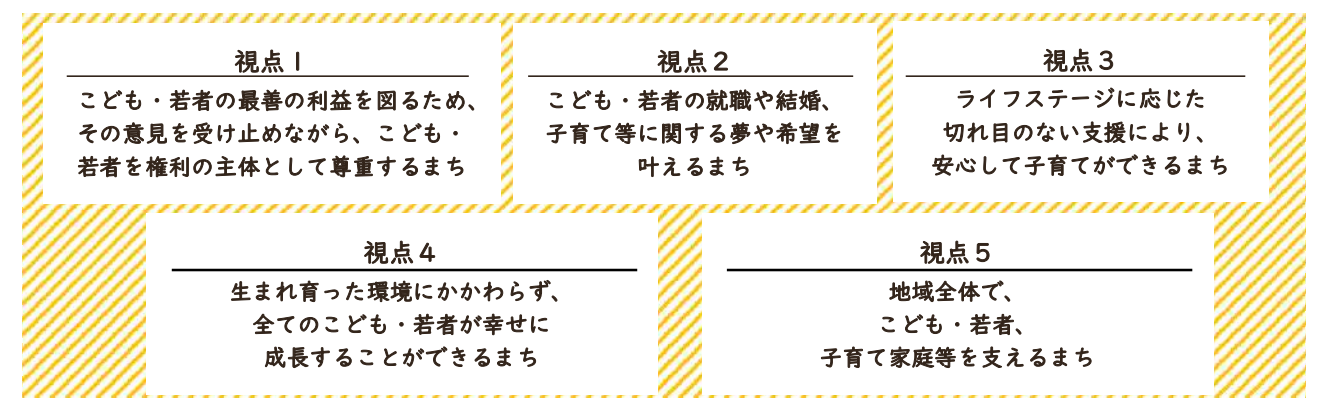
こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが求められています。

この「こどもまんなか社会」の実現を目指すべく、本市では、第二期計画やアンケート調査から得られた課題を踏まえ、こどもや若者が幸せで健やかに成長し、その笑顔を見守る保護者、家族も楽しく子育てができる環境をつくり、地域社会全体で支えていくという思いから、「こども・若者の笑顔が未来をつくる 子育てが楽しいまち “やまがた”」を基本理念とします。

基本理念

こども・若者の笑顔が未来をつくる 子育てが楽しいまち “やまがた”

計画を策定するための基本的な視点





施策の展開

子：子ども・子育て支援に関連する施策 貧：貧困対策に関連する施策 若：若者の支援に関連する施策

基本目標 1 子ども・若者の意見や権利を尊重し、健やかに成長するまちづくり

主な指標等		計画策定時 令和6年度	数値目標 令和11年度
1	「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合 (自己肯定感の高さ)	中高生：60.5% 20・30代：53.5%	増やす
2	こどもまんなか応援サポーター登録事業所数	未実施	50事業所
3	障がい児を受け入れている民間立保育所等の数	31か所	増やす

▼基本施策

(1) 子ども・若者の意見・権利の尊重	子	若	
(2) 郷土への愛着と誇りを育む機会の創出	子	若	
(3) 子ども・若者の健全な成長に向けた支援	子	若	
(4) 安心して学び過ごせるこどもの居場所づくり	子	貧	若
(5) インクルージョンの推進	子	若	

▼主な事業・取組

・【新規】こどもまんなかの普及啓発
・【新規】こども・若者の意見を聴き施策に反映させるための仕組みの構築
・こどもの居場所づくり
・シェルターインクルーシブプレイスコパル運営事業

基本目標 2 子ども・若者が夢と希望を叶えるまちづくり

主な指標等		計画策定時 令和6年度	数値目標 令和11年度
1	「失敗を恐れずに挑戦できる」と思うこどもの割合	中高生：50.4%	増やす
2	婚活支援事業の開催数・参加者数	開催数：28件 参加者数：250人	開催数：31件 参加者数：300人

▼基本施策

(1) 多様な体験機会の創出・活躍促進	子	若	
(2) 若者の就労支援	子	貧	若
(3) 結婚・新生活の支援	若		

▼主な事業・取組

・青少年ボランティア等関係団体の育成・活動支援
・【新規】ふるさとキャリアの種まき事業
・やまがたde愛支援事業

基本目標 3 安心してこどもを生み育てられるまちづくり

主な指標等		計画策定時 令和6年度	数値目標 令和11年度
1	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用時間	900時間	22,000時間
2	育児について「楽しい」「どちらかというと楽しい」と思う割合	就学前児童保護者：79.1% 小学生保護者：66.0%	増やす
3	理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合	20・30代：70.5%	減らす
4	おやこよりそいチャットややまがたの友だち登録件数	2,212件	増やす

▼基本施策

(1) 妊娠・出産の希望の実現に向けた支援	子	
(2) 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目のない支援	子	貧
(3) 多様な教育・保育サービスの充実	子	貧
(4) 適切な学校教育環境の整備	子	貧 若
(5) 子育て家庭の経済的な負担の軽減	子	貧
(6) 配慮が必要な児童・生徒への支援	子	若

▼主な事業・取組

・不妊治療（先進医療）費助成事業
・【新規】妊娠・出産に向けた健康づくり支援事業
・【拡充】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
・【新規】保活ワンストップの実現
・【拡充】一時預かり事業
・児童生徒のSOSの出し方教育
・【新規】児童発達支援センター中核機能強化事業

基本目標 4 困難を有するこども・若者とその家族が適切な支援を受けられるまちづくり

主な指標等		計画策定時 令和6年度	数値目標 令和11年度
1	国の貧困線を下回る水準の子どものいる世帯の割合	5.4%	減らす
2	市内のこども食堂数	27か所	40か所
3	ひとり親家庭就業・自立支援事業の就業実績人数	16人	増やす

▼基本施策

(1) こどもの貧困対策の推進	子	貧	若
(2) ひとり親家庭への支援	子	貧	
(3) こどもの虐待の防止	子		若
(4) 社会的養護等を必要とするこども・若者への支援	子	貧	若
(5) 社会生活に困難を抱えるこども・若者とその家族への支援	子	貧	若

▼主な事業・取組

・支援対象児童等見守り強化事業
・【新規】子育て世帯訪問支援事業
・こどもの生活・学習支援事業費補助金交付事業
・ひとり親支援窓口のワンストップ化の推進
・ひとり親家庭生活応援給付金等事業（県・市）
・こども家庭センター運営事業
・進学・就職準備給付金支給事業

基本目標 5 子ども・若者、子育て当事者を支えるまちづくり

主な指標等		計画策定時 令和6年度	数値目標 令和11年度
1	子育て世帯の女性の就業率	75.0%(R2年度国勢調査)	増やす
2	悩みの相談相手がいない保護者の割合	7.2%	減らす
3	子育ておしゃべりサロンの年間利用者数	5,600人	7,800人

▼基本施策

(1) 共働き・共育での支援	子
(2) 女性の就労促進・就労継続・活躍支援	子
(3) 地域で支える子育て支援	子 貧
(4) 学校・地域・家庭の連携・協働による教育の展開	子 貧 若
(5) 安全・安心に生活できる環境づくり	子 若
(6) 快適で暮らしやすい環境の整備	子 貧

▼主な事業・取組

・【拡充】働きやすい職場環境づくりの推進
・【拡充】男性育児休業取得の促進
・【拡充】女性人材育成事業
・学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進
・家庭学習のための通信機器整備支援事業
・【新規】グリーンキッズプロジェクト
・山形市営住宅を活用した住まいの子育て支援事業
・屋内児童遊戯施設の運営・維持管理事業

計画の推進

(1) 施策を推進するための視点（横ぐし）

①多機能連携による取組

行政だけでなく、市民の方や地域、大学、民間企業、関係機関等、それぞれの持つ機能を連携し、着実に計画を推進していきます。

②SDGsの視点による計画の推進

SDGsの関連目標の視点を持ちながら、取組を推進します。

③DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

デジタル技術の活用により、子育て当事者等が必要な情報に素早く簡単にアクセスでき、様々な行政手続等をストレスなく、スムーズに行うことができるよう取り組んでいきます。

④部局横断的な取組

本計画に関わる庁内の関係部署と積極的に連携・協働しながら、他の分野とともに、着実に取組を推進していきます。

(2) 進捗管理

PDCAサイクルにより、計画の進捗管理や実施状況の点検・評価を行い、子ども・子育て会議による審議を行っていくとともに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間中において必要な計画の見直しを行います。

SDGsの関連目標



令和7年度 利用定員の変更について

認定こども園・新制度幼稚園

	定員	3号					2号				1号				合計
		0歳	1歳	2歳	1～2歳合計	計	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	
べにばなこども園	R6利用定員	9	11	12	23	32	13	13	13	39	3	3	3	9	80
	R7利用定員	6	9	9	18	24	10	10	10	30	2	2	2	6	60
	現在の利用定員からの増減	▲3	▲2	▲3	▲5	▲8	▲3	▲3	▲3	▲9	▲1	▲1	▲1	▲3	▲20
鈴川第二幼稚園・このみ保育園	R6利用定員	20	20	20	40	60	20	20	20	60	20	20	20	60	180
	R7利用定員	20	20	20	40	60	20	20	20	60	5	20	20	45	165
	現在の利用定員からの増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲15	0	0	▲15	▲15
つくも保育園	R6利用定員	15	18	18	36	51	21	21	21	63	2	2	2	6	120
	R7利用定員	15	18	18	36	51	20	20	20	60	3	3	3	9	120
	現在の利用定員からの増減	0	0	0	0	0	▲1	▲1	▲1	▲3	1	1	1	3	0
認定こども園 さくらんぼ幼稚園	R6利用定員	0	0	5	5	5	9	8	8	25	9	8	8	25	55
	R7利用定員	0	0	6	6	6	8	8	8	24	5	5	5	15	45
	現在の利用定員からの増減	0	0	1	1	1	▲1	0	0	▲1	▲4	▲3	▲3	▲10	▲10
星幼学園	R6利用定員										20	30	30	80	80
	R7利用定員										20	20	20	60	60
	現在の利用定員からの増減										0	▲10	▲10	▲20	▲20
嶋ほいくえん (幼保連携型認定こども園に移行予定)	R6利用定員	12	18	22	40	52	22	23	23	68	0	0	0	0	120
	R7利用定員	12	18	20	38	50	20	22	22	64	2	2	2	6	120
	現在の利用定員からの増減	0	0	▲2	▲2	▲2	▲2	▲1	▲1	▲4	2	2	2	6	0
認定こども園 大谷幼稚園	R6利用定員	0	5	9	14	14	12	12	12	36	15	15	15	45	95
	R7利用定員	0	12	12	24	24	12	12	12	36	15	10	10	35	95
	現在の利用定員からの増減	0	7	3	10	10	0	0	0	0	0	▲5	▲5	▲10	0
増減の合計		3号					2号				1号				合計
		0歳	1歳	2歳	1～2歳合計	計	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	
		▲3	5	▲1	4	1	▲7	▲5	▲5	▲17	▲17	▲16	▲16	▲49	▲65

小規模保育事業

	定員	3号				
		0歳	1歳	2歳	1～2歳合計	計
新開ベビーホーム	R6利用定員	3	8	8	16	19
	R7利用定員	4	4	4	8	12
	現在の利用定員からの増減	1	▲4	▲4	▲8	▲7
このみ組 (鈴川第二幼稚園)	R6利用定員	2	5	5	10	12
	R7利用定員	0	0	0	0	0
	現在の利用定員からの増減	▲2	▲5	▲5	▲10	▲12
増減の合計		▲1	▲9	▲9	▲18	▲19

認可保育所

	定員	3号					2号				合計
		0歳	1歳	2歳	1～2歳合計	計	3歳	4歳	5歳	計	
べにばな保育園	R6利用定員	9	15	15	30	39	20	20	21	61	100
	R7利用定員	6	12	12	24	30	15	15	15	45	75
	現在の利用定員からの増減	▲ 3	▲ 3	▲ 3	▲ 6	▲ 9	▲ 5	▲ 5	▲ 6	▲ 16	▲ 25
セロン北保育園	R6利用定員	8	9	10	19	27	11	11	11	33	60
	R7利用定員	5	7	7	14	19	7	7	7	21	40
	現在の利用定員からの増減	▲ 3	▲ 2	▲ 3	▲ 5	▲ 8	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 12	▲ 20
増減の合計		3号					2号				合計
		0歳	1歳	2歳	1～2歳合計	計	3歳	4歳	5歳	計	
		▲ 6	▲ 5	▲ 6	▲ 11	▲ 17	▲ 9	▲ 9	▲ 10	▲ 28	▲ 45

家庭的保育事業

	定員	3号				
		0歳	1歳	2歳	1～2歳合計	計
保育ママますこ	R6利用定員	1	2	2	4	5
	R7利用定員	0	0	0	0	0
	現在の利用定員からの増減	▲ 1	▲ 2	▲ 2	▲ 4	▲ 5
増減の合計		▲ 1	▲ 2	▲ 2	▲ 4	▲ 5

増減の合計

増減の合計	3号					2号				1号				合計
	0歳	1歳	2歳	1～2歳合計	計	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	
	▲ 11	▲ 11	▲ 18	▲ 29	▲ 40	▲ 16	▲ 14	▲ 15	▲ 45	▲ 17	▲ 16	▲ 16	▲ 49	▲ 134